令和4年度 年金積立金管理運用独立行政法人 業務実績報告及び自己評価書

Ι

年金積立金の管理及び運用業務

0	2. 主要な経年データ														
2			/→ 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1.								++n /nlzk[+	**************************************			
		ワトフット	(アウトカム)情報				②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)								
	指標等	達成目標	基準値	令和	令和	令和	令和	令和			令和	令和	令和	令和	令和
			(前中期目標期間最終年	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度			2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
			度値等)												
										予算額(千円)	_	_	_	_	_
										決算額(千円)		_	_	_	_
										経常費用(千円)	_		_	_	_
										経常利益 (千円)	_	_	_	_	_
										行政コスト(千					
										円)	_	_		_	_
										従事人員数	_	_	_	_	_

注)予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

					注)ア昇観、伏昇観は文出観を記	載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載
3.	各事業年度の業績	際に係る目標、計	画、業務実績、年	三度評価に係る自	己評価	
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績	・自己評価
					業務実績	自己評価
	I 年金積立金	I 年金積立金	I 年金積立金	<主な定量的指	(1) 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針【A】	<評定と根拠>
	の管理及び運用	の管理及び運用	の管理及び運用	標>	(2) 基本的な運用手法及び運用目標【A】	評定: A
	業務(以下略)	業務 (以下略)	業務 (以下略)	_	(3) 運用の多様化・高度化【A】	令和4年度は、世界的な物価急上昇(約40年ぶりのインフレ水準)
					(4) 運用受託機関等の選定、評価及び管理【A】	を受けて、海外の中央銀行が金融引締めを続け、株式と債券の同時安
				くその他の指標	(5) リスク管理【S】	となる場面があるなど、年度を通じて不安定な市場環境だったが、第
				>	(6) スチュワードシップ責任を果たすための活動及びESGを考慮した投	4期中期目標で設定された収益目標をおおむね達成した。具体的に
				_	資【A】	は、①令和4年度における資産全体の収益率は+1.50%、収益額は+約
					(7)情報発信・広報及び透明性の確保【A】	3兆円となり、3年連続でプラスとなった。また、令和4年度におけ
				<評価の視点>		る資産全体の超過収益率は-0.06%、第4期中期目標期間の累積では
				国民に信頼さ		+0.18%となった。②年金積立金全体(年金特会含む)の実質的な運
				れる持続可能な		用利回りについて、市場運用開始以降22年間の平均では3.59%とな
				公的年金制度を		り、長期的な運用目標(名目賃金上昇率+1.7%)を上回っている。
				構築し、適正な事		リスク指標については、前年度並みの低水準に抑制した。①推定ト
				業運営を図るた		ラッキングエラーは、令和4年度末には26bp(令和3年度末28bp、
				め、(1) 年金積		令和2年度末51bp、令和元年度末63bp)となり、②VaRレシオは1.00
				立金の管理及び		~1.04(令和3年度1.00~1.03、令和2年度1.01~1.05)で推移し
				運用の基本的な		た。(VaR レシオとは、リスク量について基本ポートフォリオからの
				方針、(2)基本		乖離度合いを示した指標で、1に近いほど基本ポートフォリオと整合
				的な運用手法及		的なリスク分散状況となる。以下同じ。)

び運用目標、(3)	また、①更なる収益の源泉の多様化のため、新たに北米地域におけ
運用の多様化・高	る外国株式のアクティブファンドへの投資を開始したこと、②新たに
度化、(4)運用	プライベート・エクイティ分野及び不動産分野で、LPSへの投資コ
受託機関等の選	ミットメントを実施したこと、③リスク管理ツール、利用データを複
定、評価及び管	数用いて適時適切に計測し、複眼的なリスク管理を実施したこと等、
理、(5) リスク	ポートフォリオ管理、運用の多様化・高度化、リスク管理などにおい
管理、(6) スチ	て、継続的に改善を図った。
ュワードシップ	年金積立金の運用は超長期で行うものであり、運用成果を単年度実
責任を果たすた	績のみで評価するものではないが、年度を通じて市場変動が激しい
めの活動及びE	(ボラティリティが高い)環境が継続した中でも、リスクを低水準に
SGを考慮した	抑制しつつ、必要な収益をおおむね確保したことは、目標である「年
投資、(7)情報	金財政上必要な運用利回りを最低限のリスクで確保」を上回る成果と
発信・広報及び透	評価する。
明性の確保の各	このほか、①国内株式運用受託機関による1年間のエンゲージメン
項目を実施した	トカバー状況を初めて公表したこと、②債券の運用受託機関のスチュ
力。	ワードシップ評価を開始したこと、③国内株ESGテーマ型指数にお
	ける新たな指数を選定したこと等、スチュワードシップ活動やESG
	投資に関する新たな取組も実施した。採用するESG指数は国内・海
	外あわせて計9指数となり、投資額も過去最高の約12.5兆円となっ
	た。
	広報活動についても、引き続きコロナ禍のもとでの広報活動となっ
	たことから、ソーシャルメディアを活用した活動に注力した。当法人
	の役割等について管理運用業務担当理事兼CIOが紹介する動画や、
	ESG投資やスチュワードシップ活動について職員が解説する動画
	を新たに作成し公式 YouTube チャンネルで公開した。また、公式ツイ
	ッターからは、新たに、「お仕事紹介」シリーズ及び「GPIFのファ
	クト再発見」シリーズを発信し、情報発信の強化を図った。これらに
	より、ツイッターのフォロワー数が過去最高を記録する等しており、
	当法人に対する信頼度も年々改善している。
	以上により、所期の目標を上回る成果が得られたと考えられること
	からAと評価する。
	<課題と対応>
	特になし。

I-1

年金積立金の管理及び運用の基本的な方針

2.	主要な経年デー	タ
----	---------	---

中期目標

基本的な方針

(1)年金積立金

の管理及び運用

の基本的な方針

①主要なアウト	E要なアウトプット (アウトカム) 情報									②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
指標等	達成目標	基準値	令和	令和	令和	令和	令和				令和	令和	令和	令和	令和
		(前中期目標期間	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度				2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
		最終年度値等)													
株主議決権行使を適	株主議決権	51/51	55/55	63/63	78/78					予算額(千円)					
切に行った運用受託	行使等の適	100%	100%	100%	100%					決算額 (千円)		《インプット情報の記載が困難な理由》			
機関の数及び割合	切な対応									経常費用 (千円)		当法人は、年金積立金の管理及び運用業務のみを行っており、財			
										経常利益(千円)			務全般のみを管理		たがって、
同一企業発行有価証	同一企業発	22/22	19/20	22/23	34/35					行政コスト(千	一 評価項目	ごとの財務情報	等の記載は不可能	년 년 ₀	
券の保有に関する制	行有価証券	100%	95%	96%	97%					円)					
限を遵守した運用受	の保有に関									従事人員数		_	_	_	
託機関(自家運用を	する制限の														
含む)の数及び割合	遵守														

类教宝结

注)予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3.	各事業年度の業務に	系る目標、計	画、業務実績、	年度評価に係る自己評価
----	-----------	--------	---------	-------------

年度計画

基本的な方針

(1)年金積立金

の管理及び運用

の基本的な方針

中期計画

基本的な方針

(1)年金積立金

の管理及び運用

の基本的な方針

- 1				業務夫領	
Ī	第3 国民に対	第1 国民に対	第1 国民に対	第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目	
	して提供するサ	して提供するサ	して提供するサ	標を達成するためとるべき措置	Ī
	ービスその他の	ービスその他の	ービスその他の		
	業務の質の向上	業務の質の向上	業務の質の向上	1. 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針	4
	に関する事項	に関する目標を	に関する目標を	(1) 年金積立金の管理及び運用の基本的な方針	(
		達成するためと	達成するためと	令和2年3月に厚生労働大臣から示された第4期中期目標では、年金	
	通則法第 29 条	るべき措置	るべき措置	積立金の運用は、財政の現況及び見通しを踏まえ、長期的に年金積立金	
	第2項第2号の			の実質的な運用利回り(年金積立金の運用利回りから名目賃金上昇率を	
	国民に対して提			差し引いたものをいう。) 1.7 %を最低限のリスクで確保することとさ	
	供するサービス			れた。第4期中期計画において、財政検証及び中期目標並びに近年の経	7
	その他の業務の			済情勢を踏まえて令和2年3月に策定した基本ポートフォリオ(令和2	
	質の向上に関す			年4月から適用)に沿って、リターン・リスク等の特性が異なる複数の	-
	る事項は次のと			資産への分散投資を基本として、長期的な観点から運用を行っている。	-
	おりとする。			第4期中期目標において、年金積立金の運用は、年金積立金が被保険	
				者から徴収された保険料の一部であり、かつ、将来の年金給付の貴重な	-
	1. 年金積立金の	1. 年金積立金の	1. 年金積立金の	財源であることに特に留意し、専ら被保険者の利益のために、長期的な	7
	管理及び運用の	管理及び運用の	管理及び運用の	観点から、安全かつ効率的に行うことにより、将来にわたって年金事業	
		1	1		1

主な評価指標

<評定と根拠>

評定: A

法人の業務実績・自己評価

「年金積立金の管理及び運用の基本的な方針」については、関係法 令等基本的方針に従って、市場への影響等に十分留意して年金積立金 の管理及び運用を行うこととされている。

自己評価

令和4年度においては、精緻な流動性管理を安定的に行えるように なり、寄託金償還等が運用に与える影響を最小化した。寄託金償還の 見通し等については厚生労働省と密に情報交換し、流動性管理に活用 した。また、売却による収益への影響、市場に与えるインパクト等を 検討して適切な資産を選定し、時機を見つつ売却する対応を行った。

加えて、幅広い分析、迅速な投資判断、機動的な執行という運用サ イクルが定着し市場急変時にも的確に対応している。具体的には、① 投資委員会において、市場や経済動向等を幅広く分析し、迅速に対処 方針を決定したこと、②リバランスのための専門のチームにおいて市 場影響やコスト等を勘案しつつ執行計画を作成し、運用機関ときめ細 かく調整したこと、③新たに外国株価指数先物も活用しながら機動的 なリバランスを実施したこと (I-3参照)、④運用受託機関の入れ 替えに伴う、資金回収・再配分の際も、現物移管の活用や分散執行を 年金積立金の管理及び運用に関する具体的な方針(運用目標に関する | 行う等工夫を行ったことである。

さらに、ベンチマーク収益率を用いたパフォーマンス評価の結果を の管理に関すること、資産管理機関の管理に関すること、運用受託機関│日次で把握し、毎週投資行動のPDCAサイクルを回す体制が定着し

こと、資産構成並びに管理及び運用の手法に関すること、運用受託機関

の運営の安定に資することを目的として行うこととされた。

めること。

となっている。

年金積立金の 年金積立金の 運用に当たって│運用は、年金積立│運用は、年金積立 は、以下の制度上 金が被保険者か 金が被保険者か の枠組みを前提 ら徴収された保 ら徴収された保 として、引き続 | 険料の一部であ | 険料の一部であ き、適切な運用及しり、かつ、将来のしり、かつ、将来の び組織運営に努 年金給付の貴重 年金給付の貴重

① 年金積立金 のであることに のであることに の運用は、年金積 特に留意し、専ら 特に留意し、専ら 立金が被保険者 | 被保険者の利益 | 被保険者の利益 から徴収された | のために長期的 | のために長期的 保険料の一部で な観点から安全 な観点から安全 あり、かつ、将来 かつ効率的に行 かつ効率的に行 の年金給付の貴 | うことにより、将 | うことにより、将 | 重な財源である | 来にわたって年 | 来にわたって年 | に当たって、関係 ことに特に留意 | 金事業の運営の | 金事業の運営の | 法令に基づく制 し、専ら被保険者│安定に資するこ│安定に資するこ│度上の枠組みを の利益のために、 とを目的として、 長期的な観点か┃関係法令及び中┃関係法令並びに┃つ、中期目標が定 ら、安全かつ効率 | 期目標の定める | 中期目標及び中 | める年金積立金 的に行うことに ところに基づき 期計画の定める の運用の基本的 より、将来にわた「行う。 って、年金事業の また、「積立金|行う。 運営の安定に資 の管理及び運用

生年金保険法第 | 率的に行われる | から安全かつ効 | 積立金基本指針 79条の2及び国 | ようにするため | 率的に行われる | の内容に従って 民年金法第75 の基本的な指針」 ようにするため 年金積立金の管 (平成26年総務 の基本的な指針) これにより、 省、財務省、文部 (平成26年7 「専ら被保険者 | 科学省、厚生労働 | 月総務省、財務 の利益のため」と 省告示第1号)の 省、文部科学省、 いう目的を離れ 内容に従って年 厚生労働省告示 て他の政策目的 | 金積立金の管理 | 第一号) の内容に | に関する具体的 や施策実現のたし及び運用を行う。 めに年金積立金 このため、リタ 金の管理及び運 適時適切にその の運用を行うこ ーン・リスク等の 用を行う。 と(他事考慮)は「特性が異なる複」 できない仕組み 数の資産への分 ーン・リスク等の 応じて速やかに

年金積立金の

な財源となるもしな財源となるも

とを目的として、 ところに基づき また、「積立金 | 及び運用並びに することを目的 | が長期的な観点 | の管理及び運用 | 組織運営を行っ として行う。(厚しから安全かつ効しが長期的な観点しているか。また、

の管理及び運用 |従って年金積立 | な方針について、 内容について検 このため、リター討を加え、必要に 散投資を基本と 特性が異なる複 見直しを行って ② 外部運用機 して、管理運用主 数の資産への分 いるか。

<評価の視点>

の管理及び運用

前提として、か

な考え方を踏ま

えて、適切な管理

理及び運用を行

(2)年金積立金

っているか。

の選定及び評価等に関すること、自家運用に関すること等、以下、「業務 | ている。(I-5参照) 方針」という。) については、年金積立金の管理及び運用の向上等の観点 から、次の見直しを行った。

令和4年度は、令和4年5月26日、令和5年1月17日付で改正を実 | がらアクティブ運用にも注力できるようになった。(I−3及びI− 施し、ホームページにおいて公表した。

《主な改正事項》

(令和4年5月26日改正)

自家運用について、外部委託では取組が難しい運用に注力する旨位置づけ一性の確保、リスクの管理・抑制、(超過)収益の獲得に向けた取組をバ が変更されたことに伴い、所要の改正を行った。

(令和5年1月17日改正)

自家運用における株価指数先物ファンドにおいて、新たに外国為替を取り【評価の視点】 (1)年金積立金 | 扱う事業者と取引すること等に伴い、所要の改正を行った。

以上のような安定的なポートフォリオの構築、基本ポートフォリオ に基づくリスク管理の精緻化という成果の上に、リスク量を管理しな

本項目は、関係法令等に従って年金積立金の管理及び運用を行うと いう全ての項目の基礎となるものであり、定量目標は設定されていな いが、資産規模の拡大に加え、市場変動が大きい中であっても、流動 ランス良く実行できる体制を定着させたことは、所期の目標を上回る 成果が得られたと考えられることからAと評価する。

(1) 関係法令に基づく制度上の枠組みを前提として、かつ、中期目 標が定める年金積立金の運用の基本的な考え方を踏まえて、適切 な管理及び運用並びに組織運営を行っている。積立金基本指針の 内容に従って年金積立金の管理及び運用を行っており、所期の目 標を達成していると考える。

(2)業務方針について、必要に応じて見直しを実施し、改正を行っ ており、所期の目標を達成していると考える。

関への委託運用	体(管理運用法	散投資を基本と			
においては、投資	人、国家公務員共	して、管理運用主			
判断の全部を一	済組合連合会、地	体(管理運用法			
任する投資一任	方公務員共済組	人、国家公務員共			
契約の締結によ	合連合会及び日	済組合連合会、地			
り行う。(年金積	本私立学校振興•	方公務員共済組			
立金管理運用独	共済事業団をい	合連合会及び日			
立行政法人法(平	う。以下同じ。)が	本私立学校振興·			
成16年法律第	共同して、積立金	共済事業団をい			
105号。以下「法」	の資産の構成の	う。以下同じ。)が			
という。) 第21条	目標(以下「モデ	共同して、積立金			
等)	ルポートフォリ	の資産の構成の			
これにより、法	オ」という。) を定	目標(以下「モデ			
人が金融市場や	め、これを参酌し	ルポートフォリ			
企業経営に直接	て、長期的な観点	オ」という。) を定			
の影響を与えな	からの資産構成	め、これを参酌し			
いよう、株式運用	割合(以下「基本	て、長期的な観点			
に当たっては、特	ポートフォリオ」	からの資産構成			
定の企業を投資	という。)を策定	割合(以下「基本			
対象とする等の	し、年金積立金の	ポートフォリオ」			
個別の銘柄選択	運用を行う。	という。) を策定			
や指示をするこ	なお、その際に	し、年金積立金の			
とはできない仕	は、年金積立金の	運用を行う。			
組みとなってい	管理及び運用に	なお、その際に			
る。	関する具体的な	は、年金積立金の			
③ 法人の中期	方針を策定し、公	管理及び運用に			
計画は、年金積立	表するとともに、	関する具体的な			
金の運用が市場	経済環境が激し	方針を策定し、公			
その他の民間活	く変化すること	表するとともに、			
動に与える影響	を踏まえ、適時適	経済環境が激し			
に留意しつつ、安	切にその内容に	く変化すること			
全かつ確実を基	ついて検討を加	を踏まえ、適時適			
本とし、運用が特	え、必要に応じて	切にその内容に			
定の方法に集中	速やかに見直し	ついて検討を加			
せず、かつ、厚生	を行う。	え、必要に応じて			
年金保険法第79		速やかに見直し			
条の2等の目的		を行う。			
に適合するもの					
でなければなら					
ない。(法第20 条					
第2項)					
年金積立金の					

運用に当たって		
は、以下の基本的		
な考え方を踏ま		
えること。		
① 法人は長期		
運用機関である		
ことから、株式市		
場や為替市場を		
含む市場の一時		
的な変動に過度		
にとらわれるこ		
となく、資産の長		
期保有により、資		
産や地域等の分		
散投資の推進と		
あいまって、利子		
や配当収入を含		
め、長期的かつ安		
定的に経済全体		
の成長の果実を		
獲得していくこ		
と。		
② 公的性格を		
有する法人の特		
殊性に鑑みると、		
公的運用機関と		
しての投資行動		
が市場の価格形		
成や民間の投資		
行動等を歪める		
ことがないよう		
に十分留意する		
こと。		
③ 法人は、世界		
最大級の機関投		
資家であり、法人		
の投資行動が市		
場に与える影響		
が大きいことに		
十分留意するこ		
と。		
積立金の管理		

の管理及び運用 に関し遵守すべ き事項 ① 受託者責任 の徹底 慎重な専門家 の注意義務及び 忠実義務の遵守	関し遵守すべ 事項 ①受託者責任 徹底 慎重な専門家 注意義務の遵守	(のにき①の の忠を 金用べ 任 家び守者 専務の。 金用べ 任 家び守	び忠実義務の遵 守を徹底してい	(2) 年金積立金の管理及び運用に関し遵守すべき事項 ① 受託者責任の徹底 法令等の遵守について、投資原則・行動規範をはじめとする関係法令 及び業務方針等の遵守徹底のため、これらを法人内ネットワーク上に掲載し、内部規程等の改正の都度、メール等により役職員に周知を行うと ともに、役職員全員がポケットサイズの投資原則・行動規範を携行している。 また、幹部職員及び法務に関する有識者である第三者で構成するコンプライアンス委員会を開催し、役職員の行動規範の遵守状況等の報告及びコンプライアンス推進施家の審議を行うとともに、被保険者の利益を最優先すること(受託者責任)について、国民から疑念を受けないよう、法令遵守等の徹底を図る観点から、役職員の服務規律の概要をとりまとめた「コンプライアンスハンドブック」の改訂(令和4年6月及び10月)を行い、これを周知し、役職員の商職の向上を図った。加えて、監査委員会において、役職員の行動規範の遵守状況について報告した。 1月をコンプライアンスの対に関する事項をテーマとした部室内ディスカッション、コンプライアンスに関する事項をテーマとした部室内ディスカッション、コンプライアンスに関する事項をテーマとした部室内ディスカッション、コンプライアンスに関する事項をテーマとした部室内ディスカッション、コンプライアンスに関する事項をテーマとした部室内ディスカッション、コンプライアンスに関する事項をテーマとした部室内ディスカッション、コンプライアンスに関するを現するを表面し協力し合い、チームとしても最良のパフォーマンスを発揮するために必要なコミュニケーションの取り方等を学ぶことを目的とした研修 イ 当法人の担当職員及び外部に設置する内部通報窓口を担当する弁護士を講師とし、内部通報及び外部の通報制度の理解を深め、制度の適切な利用を促すことで、国民から信頼される組織作りに資することを目的とした研修	(3) 慎重な専門家の注意義務及び忠実義務の遵守を徹底しており、 所期の目標を達成していると考える。
---	---	--	--------------------	---	---

				とで、ハラスメントを予防し、風通しの良い良好な就労環境の実現に	
				資することを目的とした研修	
				エ 倫理規程を遵守することの重要性をあらためて認識し、意義や内容	
				についての理解をより深めることを目的とした研修	
② 市場及び民	②市場及び民間	②市場及び民間	(4)市場の価格	② 市場及び民間の活動への影響に対する考慮	(4) 資金の投入及び回収に際しての市場への影響については、適切
間の活動への影	の活動への影響	の活動への影響	形成や民間の投	ア 令和4年度においては、精緻な流動性管理を安定的に行えるように	に配慮しており、市場に過大なインパクトがないように実施し
響に対する考慮	に対する考慮	に対する考慮	資行動を歪めな	なり、寄託金償還等が運用に与える影響を最小化した。寄託金償還の	た。市場の動きに対して、市場影響やコスト等を勘案して迅速に
年金積立金の	年金積立金の	年金積立金の	いよう、特に、資	見通し等については厚生労働省と密に情報交換し、流動性管理に活用	投資判断し、執行する運用体制を確立している。具体的には以下
運用に当たって	運用に当たって	運用に当たって	金の投入及び回	した。また、売却による収益への影響、市場に与えるインパクト等を	のとおりである。
は、市場の価格形	は、市場の価格形	は、市場の価格形	収に当たって、特	検討して適切な資産を選定し、時機を見つつ売却する対応を行った。	・投資委員会において、市場や経済動向等を幅広く分析し、迅速
成や民間の投資	成や民間の投資	成や民間の投資	定の時期への集		に対処方針を決定した。
行動等を歪めな	行動等を歪めな	行動等を歪めな	中を回避すると	イ 資金の投入及び回収に際しての市場への影響については、適切に配	・リバランスのための専門のチームにおいて市場影響やコスト
いよう、特に、資	いよう、特に、資	いよう、特に、資	ともに、市場規模	慮しており、市場に過大なインパクトがないように実施した。市場の	等を勘案しつつ執行計画を作成し、運用機関ときめ細かく調整し
金の投入及び回	金の投入及び回	金の投入及び回	を考慮し、自ら過	動きに対して、市場影響やコスト等を勘案して迅速に投資判断し、執	た。
収に当たって、特	収に当たって、特	収に当たって、特	大なマーケット	行する運用体制を確立している。	・資金の投入・回収の都度、売買が市場に影響を与えていないか
定の時期への集	定の時期への集	定の時期への集	インパクトを受	・投資委員会において、市場や経済動向等を幅広く分析し、迅速に対	どうか事後検証を実施した。
中を回避すると	中を回避すると	中を回避すると	けることがない	処方針を決定した。	・運用受託機関構成の変更等に伴い、資金を回収し再配分する際
ともに、市場規模	ともに、情報発信	ともに、情報発信	よう十分留意し	・リバランスのための専門のチームにおいて市場影響やコスト等を勘	には、現物移管や分散して執行すること等により、市場の価格形
を考慮し、自ら過	を含む自らの行	を含む自らの行	ているか。	案しつつ執行計画を作成し、運用機関ときめ細かく調整した。	成に影響を与えないように実施した。
大なマーケット	動が市場に過大	動が市場に過大		・資金の投入・回収の都度、売買が市場に影響を与えていないかどう	以上により、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。
インパクトを受	なインパクトを	なインパクトを		か事後検証を実施した。	
	与えることで、結			・運用受託機関構成の変更等に伴い、資金を回収し再配分する際には、	
よう、十分留意す	果的に自ら不利	果的に自ら不利		現物移管や分散して執行すること等により、市場の価格形成に影響を	
ること。	益を被ることが			与えないように実施した。	
	ないよう、十分留				
与える影響を十	意する。	意する。			
分に考慮しつつ、	また、企業経営		(5)企業経営等	企業経営等に与える影響を十分に考慮し、株主総会における個々の	(5)企業経営等に与える影響を十分に考慮し、株主総会における
,,,,,,,,,	等に直接的かつ			議案に対する判断を管理運用法人として行わないこととしており、適	個々の議案に対する判断を管理運用法人として行わないことと
	過大な影響が及			切な対応を行っている。	しており、適切な対応を行っており、所期の目標を達成している
	ばないよう十分			また、民間企業の経営に対して過大な影響を及ぼさないよう、十分	と考える。
	に考慮し、以下の			に考慮し以下の取組を実施した。	
	点について配慮				
別銘柄の選択は	する。	する。	ているか。		
行わないこと。			(-) >		
	i 運用受託			i 民間企業の経営に与える影響に配慮し、同一企業発行有価証券の保	(6)民間企業の経営に与える影響に配慮し、同一企業発行有価証券
		発行有価証券の	·	有が当該企業の発行済株式総数の5%以下となるよう引き続き求め	の保有が当該企業の発行済株式総数の5%以下となるよう引き
		保有状況につい		ている。	続き求めている。令和4年度においては、国内株式で5%を超え
	一企業発行有価				る保有が1件発生したが、早期の対応・解消が図られた。外国株
		用受託機関から			式においては該当がなかった。
		の運用状況の報			以上により、所期の目標を達成していると考える。
	る。	告に併せて、遵守			
		状況を確認する。	行っているか。		

		ii 株式運用 において個別銘 柄の選択は行わ ない。	おいて個別銘柄	ii 民間の企業経営等に与える影響を考慮し、株式運用については民間 の運用受託機関に委託し管理運用法人自ら個別銘柄の選択は行わず、 また、運用受託機関に個別銘柄指図も行わなかった。	(7)企業経営等に与える影響を十分に考慮し、運用受託機関に個別 銘柄指図は行っておらず、所期の目標を達成していると考える。
共済組合連合会、 地方公務員共済	用主体との連携 他の管理運用 主体に対して必 要な情報の提供 を行う等、相互に	主体に対して必要な情報の提供 を行う等、相互に	用主体に対して 必要な情報の提 供を行う等、相互 に連携を図りな がら協力するよ	(3)他の管理運用主体との連携 国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会、日本私立学 校振興・共済事業団及び当法人の4管理運用主体間で、各主体の基本ポートフォリオの検証結果について相互に共有する等、情報連携に努め た。	(8) 国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合連合会、日本 私立学校振興・共済事業団及び当法人の4管理運用主体間で、各 主体の基本ポートフォリオの検証結果について相互に共有する 等、情報連携に努めていることから、所期の目標を達成している と考える。
日本私立学校振興・共済事業団をいう。以下同じ。)に対して必要な情報の提供を行う等、相互に連携を図りながあめ、力するよう努め	ら協力するよう	連携を図りながら協力するよう努める。	う努めているか。		〈課題と対応〉 ○次期中期計画期間に向けた情報収集 当法人の運用目標は、5年おきに行われる政府の財政検証の結果を もとに、厚生労働大臣より示される。当法人の中期計画期間はこのサ イクルに合わせて設定しているほか、基本ポートフォリオも財政検証 の結果に基づき必要に応じて見直しを行うこととされている。 次の財政検証は令和5年度の予定であり、その結果は令和7年度よ り開始される次期中期計画や基本ポートフォリオに影響を与えるこ
ること。					ととなる。 令和4年度より、政府の審議会で財政検証についての議論が始まったことから、その状況を注視する等、必要な情報収集を行っていくこととする。

I - 2

基本的な運用手法及び運用目標

2. 主要な経年データ

①主要なアウ	トプット(ア	ウトカム)情報							②主要なインプット	青報(財務情	青報及び人員に	に関する情報)			
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	
資産全体のベンチ マーク収益率の確 保	資産全体のベン チマーク収益率 の確保	資産全体に対する超過	+0.32%	-0.06%	-0.06%				予算額(千円)			が困難な理由》 この管理及び運用	業務のみを行っ	っており、財	
各資産のベンチマ ーク収益率の確保	各資産のベンチ マーク収益率の		+0.02%	+0.23%	-0.09%				決算額(千円)			、業務全般のみを管理している。したがって、 情報等の記載は不可能。			
	確保	国内株式に対する超過 収益率	-0.59%	+0.13%	-0.27%				経常費用 (千円)		T				
		外国債券に対する超過 収益率	+1.63%	+0.41%	+0.44%				経常利益 (千円)	_	_	_	_		
		外国株式に対する超過 収益率	-0.79%	-0.90%	-0.05%				行政コスト (千 円)	_	_	_	_	_	
ベンチマーク収益 率を用いたパフォ ーマンス評価の結 果を経営委員会へ 報告し、投資行動 のPDCAサイクルの 取組を実施した回 数		4 回	14 回	13 回	13 回				従事人員数	_	_	_	_		

注)予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価

J.	. 有事未干及の未存	あに がる 口伝、 口口	國、未物天順、十	及肝臓に尿る日に	→ FT M	
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・	自己評価
					業務実績	自己評価
	3. 基本的な運用	3. 基本的な運用	3. 基本的な運用		3. 基本的な運用手法及び運用目標	<評定と根拠>
	手法及び運用目標	手法及び運用目標	手法及び運用目標			評定: A
	(1)長期的な観	(1) 基本ポート	(1) 基本ポート		(1) 基本ポートフォリオに基づく運用	「基本的な運用手法及び運用目標」については、年金積立金の運
	点からの資産構成	フォリオに基づく	フォリオに基づく		年金積立金全体の資産構成割合が基本ポートフォリオの乖離許容幅を	用について、長期的に実質的な運用利回り(年金積立金の運用利回
	割合に基づく運用	運用	運用		超えて乖離している場合には、その範囲内に収まるようにリバランスを	りから名目賃金上昇率を差し引いたものをいう。) 1.7 %を最低限
			基本ポートフォ		行い、適切に管理することとしているが、令和4年度においては、乖離	のリスクで確保するよう、年金積立金の管理及び運用における長期
	年金積立金の運	年金積立金の運	リオに基づきリバ		許容幅の上限または下限に達することはなかった。	的な観点からの資産構成割合(基本ポートフォリオ)を定め、これ
	用は、厚生年金保	用は、厚生年金保	ランス等を行い、			に基づき管理を行うこと、各年度において、資産全体及び各資産ご
	険法第2条の4第	険法(昭和29年	これを適切に管理			とに各々のベンチマーク収益率(市場平均収益率)を確保するよう
	1項及び国民年金	法律第115号)	する。			努めるとともに、中期目標期間において、各々のベンチマーク収益
	法第4条の3第1	第2条の4第1項	(2) 評価ベンチ		(2) 評価ベンチマーク収益率の確保	率を確保することとされている。
	項に規定する財政	及び国民年金法	マーク収益率の確		【資産全体及び各資産の対評価ベンチマーク超過収益率】	令和4年度は、世界的なインフレ率の急上昇を受けて、海外中央
	の現況及び見通し	(昭和34年法律	保		令和4年度の資産全体の評価ベンチマークに対する超過収益率は、次	銀行が金融引締めを続け、株式と債券の同時安となる場面があるな

を踏まえ、長期的 第141号)第4 に年金積立金の実 条の3第1項に規 ける資産全体及び 質的な運用利回り 及び見通しを踏ま (年金積立金の運 用利回りから名目 え、長期的に積立 賃金上昇率を差し 引いたものをい 利回り (積立金の う。) 1.7%を最低 運用利回りから名 限のリスクで確保 | 目賃金 | 昇率を差 | ベンチマーク収益 することを目標と し、この運用利回 う。) 1.7%を最 りを確保するよ 低限のリスクで確 う、年金積立金の 保することを目標 管理及び運用におしとし、この運用利 ける長期的な観点 回りを確保するよ からの資産構成割しう、年金積立金の 合(以下「基本ポー管理及び運用にお ートフォリオ」と | ける長期的な観点 | 較による評価は、 からの基本ポート いう。)を定め、 これに基づき管理 フォリオを定め、 を行うこと。 その際、市場のする。 価格形成や民間の 投資行動等を歪め ないよう配慮する こと。 【重要度 高】 上記の事項は、

年金事業の運営の 安定のための主要 た長期国際分散投 て行う。 資を基本とする。 な役割を果たすこ とから、重要度が 高いものとする。

(2) ベンチマー ク収益率の確保 各年度におい

(2) ベンチマー ク収益率の確保 各年度における て、資産全体及び | 資産全体及び各資 各資産ごとに、 産ごとのベンチマ 各々のベンチマーーク収益率を確保

その際、市場の

価格形成や民間の

投資行動等を歪め

ないよう配慮す

令和4年度にお | 定する財政の現況 | 各資産ごとの評価 ベンチマーク収益 率を確保するよう │金の実質的な運用│努めるとともに、 中期目標期間にお いても各々の評価 し引いたものをいる変を確保する。

> 評価ベンチマー クについては、中 期計画に基づく適 切な市場指標を用 いる。

なお、ベンチマ

ーク収益率との比

厚生労働大臣への 寄託金の償還及び <評価の視点> これを適切に管理 | 年金特別会計への | (1)基本ポート 納付等のためベンフォリオに基づ 利子や配当収入 チマークに含まれ く年金積立金の |を含め、世界経済 | ない短期資産を保 | 管理及び運用を の成長の果実を長 | 有する必要がある | 適切に行ってい 期的かつ安定的にしこと、税金及び取しるか。 獲得するととも 引執行費用等はべ に、リスク管理の ンチマーク収益率 観点から、資産や一に反映されていな | 地域等を分散させ | いこと等を踏まえ |

(2) 各年度にお いて、資産全体及 び各資産ごとに、 各々のベンチマ ーク収益率を確 保するよう努め るとともに、中期 目標期間におい て、各々のベンチ マーク収益率を 確保しているか。

のとおりである。

●令和4年4月~令和5年3月

(単位:%)

	(1 2 1 7 7
	超過収益率
資産全体	-0.06

令和4年度においては、世界的にインフレ率(CPI)が約40年ぶりの いて、実質的な運用利回りをみると、市場運用を開始した平成13年 水準に急上昇したことを受けて、海外の中央銀行が陸続と金融引締めを 続け、株式と債券の同時安となる場面があるなど、不安定な市場環境が | 長期的な運用目標 1.7%を上回っている。 続いたにも関わらず、第4期中期目標で設定された収益目標をおおむね 達成した。令和4年度における資産全体の収益率及び収益額については | 末には26bp、VaR レシオは1.00~1.04で推移しリスクは前年度並み それぞれ+1.50%、+約3兆円となった。令和4年度における超過収益率 は-0.06%、第4期中期目標期間の累積では+0.18%となった。一方で、 推定トラッキングエラーは令和4年度末には26bp、VaR レシオは1.00~ 1.04で推移しリスクは引き続き低水準に抑制した。

国の年金特別会計で管理する積立金を含めた年金積立金全体につい↓クで確保↓を上回る成果と評価する。 て、実質的な運用利回りをみると、市場運用を開始した平成13年度以降 の 22 年間の平均で 3.59%となっており、平成 27 年度以降の長期的な運 用目標 1.7%を上回っている。

また、令和4年度の各資産の評価ベンチマークに対する超過収益率は、 次のとおりである。令和4年度は為替リスクや金利リスク等について、 複数の資産をまたがってポートフォリオ全体でリスクマネジメントして いる。

●令和4年4月~令和5年3月

(単位:%)

		(/ - /
		超過収益率
国内	勺債券	-0.09
	パッシブ運用	-0.46
	アクティブ運用	+0.80
外国	国債券	+0.44
	パッシブ運用	-0.06
	アクティブ運用	+2.44
国内	内株式	-0.27
	パッシブ運用	-0.34
	アクティブ運用	+0.89
外国	国株式	-0.05
	パッシブ運用	+0.05
	アクティブ運用	-1.57

各資産については、外国債券はプラスの超過収益率、国内債券及び外 国株式はベンチマーク並み、国内株式はマイナスの超過収益率となっ

国内債券については、-0.09%の超過収益率となった。物価連動国債や オルタナティブ資産がプラスに寄与する一方、為替ヘッジ付き外国債券

ど、不安定な市場環境が続いたにも関わらず、第4期中期目標で設 定された収益目標をおおむね達成した。令和4年度における資産全 体の収益率及び収益額についてはそれぞれ+1.50%、+約3兆円とな った。また、令和4年度における超過収益率は-0.06%、第4期中期 目標期間の累積では+0.18%となった。

国の年金特別会計で管理する積立金を含めた年金積立金全体につ 度以降の22年間の平均で3.59%となっており、平成27年度以降の

代表的なリスク指標では、推定トラッキングエラーは令和4年度 の低水準に抑制した。

年度を通じて市場のボラティリティが高い環境が継続した中で も、リスクを低水準に抑制しつつ、必要な収益をおおむね確保した ことは、目標である「年金財政上必要な運用利回りを最低限のリス

以上により、所期の目標を上回る成果が得られたと考えられるこ とからAと評価する。

【評価の視点】

(1) 資産全体の資産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況 については、原則毎営業日ベースで把握し、基本ポートフォリ オの乖離許容幅の範囲内に収まるようにリバランスを行い、適 切に管理することとしている。また、適切かつ円滑なリバラン スを実施するため、市場動向の把握・分析等を行う等、基本ポ ートフォリオを適切に管理するために必要な措置を講じてい

以上により、所期の目標を達成していると考える。

(2) 資産全体について、令和4年度における超過収益率は-0.06%、 第4期中期目標期間の累積では+0.18%となった。一方で、推定 トラッキングエラーは令和4年度末には26bp、VaR レシオは 1.00~1.04 で推移しリスクは低水準に抑制した。

各資産については、外国債券はプラスの超過収益率、国内債 券及び外国株式はベンチマーク並み、国内株式はマイナスの紹 過収益率となった。

国内債券については、-0.09%の超過収益率となった。物価連 動国債やオルタナティブ資産がプラスに寄与する一方、為替へ ッジ付き外国債券がマイナスに寄与した。

外国債券については、+0.44%の超過収益率となった。社債の オーバーウエイト、オルタナティブ資産がプラスに寄与した。

国内株式については、-0.27%の超過収益率となった。アクテ ィブ運用がプラスに寄与する一方、ESGのパッシブ運用がマ

ク収益率(市場平 するよう努めると 均収益率)を確保 するよう努めると ともに、中期目標 各々のベンチマー 期間において、 各々のベンチマー る。 ク収益率を確保す ベンチマークに

ること。 ついては、市場を ベンチマークに 反映した構成であ

ついては、市場を ること、投資可能 反映した構成であ な有価証券により ること、投資可能 構成されているこ と、その指標の詳 な有価証券により 構成されているこ 細が開示されてい と、その指標の詳しること等を勘案し 細が開示されてい一つつ適切な市場指 ること等を勘案し 標を用いる。 つつ適切な市場指 パフォーマンス

は、ベンチマーク 【目標設定の考え 収益率をもとに適 切な方法を用いる

標を用いること。

ベンチマーク収しとともに、その結 益率と法人の実際 | 果を経営委員会に の運用収益率を比し報告する。その際、 較することによ り、法人の運用実工ンチマーク選択効 績の評価を行う。 なお、運用実績の 効果等、できる限 評価に当たって は、運用する資産 た要因分解を行 の規模に鑑み、資しい、投資行動のP 産配分を必ずしも DCAサイクルが 機動的に調整できし回るように努め ないこと等の要因しる。 があることを考慮 する。

【重要度 高】

上記の事項は、 効率的な運用を行 うための主要な役 割を果たすことか

ともに、中期目標 期間においても ク収益率を確保す

評価に当たって

| 資産配分効果、ベ

果、ファンド選択

り投資行動に沿っ

がプラスに寄与する一方、ESGのパッシブ運用がマイナスに寄与した。 外国株式については、-0.05%の超過収益率となった。オルタナティブ 資産がプラスに寄与する一方、アクティブ運用がベンチマークの要因で

> ●運用受託機関選択効果であるファンド要因及びマネジャー・ベンチマ ーク選択効果であるベンチマーク要因は、次のとおりである。ベンチマ ーク要因は、令和4年度は為替リスクや金利リスク等について複数の資 産をまたがってポートフォリオ全体でリスクマネジメントしている。

外国債券については、+0.44%の超過収益率となった。社債のオーバー

国内株式については、-0.27%の超過収益率となった。アクティブ運用

	へ`ンチマーク 要因①	ファン・・要因 ②	その他要因 ③	超過収益率 1+2+3
国内債券	-0.17%	+0.09%	-0.00%	-0.09%
外国債券	+0.14%	+0.30%	+0.00%	+0.44%
国内株式	-0.31%	+0.05%	-0.01%	-0.27%
外国株式	-0.08%	+0.04%	-0.00%	-0.05%

ウエイト、オルタナティブ資産がプラスに寄与した。

- (注1) ベンチマーク要因とは、マネジャー・ベンチマークと各資産のベンチマークの 収益率の差による要因。
- (注2)ファント、要因とは、個別ファント、とマネシ、ャー・ヘンチマークの収益率の差 による要因。
- (注3)その他要因とは、計算上の誤差等の要因。

がマイナスに寄与した。

マイナスに寄与した。

(3)ベンチマー

クについては、市 場を反映した構 成であること、投 資可能な有価証 券により構成さ れていること、そ の指標の詳細が 開示されている こと等を勘案し つつ適切な市場 指標を用いてい るか。

(4)パフォーマ ンス評価に当た っては、ベンチマ ーク収益率をも とに適切な方法 を用いるととも に、その結果を経

【ベンチマーク】

ベンチマークについては、市場を反映した構成であり、投資可能な有 価証券により構成され、かつ、その指標の詳細が開示されていることを 勘案しつつ、適切な市場指標を用いた。

	国内債券	NOMURA-BPI「除くABS」
	国内株式	TOPIX(配当込み)
	外国債券	FTSE世界国債インデックス (除く日本、中国、ヘッジなし・円ベース)
	外国株式	MSCI ACWI (除く日本、円ベース、配当込み、管理運用法人の配当課 税要因考慮前)

【対複合ベンチマークの超過収益率の要因分析】

運用資産全体に係る収益率と複合ベンチマーク収益率(各運用資産の ベンチマーク収益率を基本ポートフォリオで加重したもの)との差であ る超過収益率について、①資産配分要因、②ベンチマーク要因、③ファ ンド要因、④その他要因(誤差含む)の4つの要因に分解すると、次の とおりである。ベンチマーク要因は、令和4年度は為替リスクや金利リ スク等について複数の資産をまたがってポートフォリオ全体でリスクマ ネジメントしている。

イナスに寄与した。

外国株式については、-0.05%の超過収益率となった。オルタ ナティブ資産がプラスに寄与する一方、アクティブ運用がベン チマークの要因でマイナスに寄与した。

以上により、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。

(3) ベンチマークについては、市場を反映した構成であり、投資 可能な有価証券により構成され、かつ、その指標の詳細が開示 されていることを勘案しつつ、適切な市場指標を用いており、 所期の目標を達成していると考える。

(4) パフォーマンス評価に当たっては、ABOR (会計用データ) に 加え、よりタイムリーに把握できるよう IBOR (投資判断用デー タ) も引き続き用いたほか、分析結果を視覚的に確認できるビ ジネスインテリジェンスツールを用いて、日次で多角的な分析 を行った。

要因分解についても、オルタナティブ資産の寄与が高まる中、 オルタナティブ資産の直接的及び間接的な影響を除いた分析も

ら、重要度が高い		営委員会に報告		資産配分要因			その他要因 (誤差含む)	1+2+3+4	行ったほか、欧米債券の指数会社と信託銀行の評価タイミング
ものとする。		しているか。その	国内債券	-0. 029	② -0.05%	+0. 02%	+0.00%	-0. 04%	の相違の影響を分析し、より詳細かつ精緻な分析を行った。
		際、資産配分効	外国債券	-0. 029	+	+0. 07%	-0.00%	+0. 09%	この結果は日次で役員や関係部室に連携し、月次の運用リス
		果、ベンチマーク	国内株式外国株式	-0. 019 -0. 019		+0. 01% +0. 00%	-0.00% -0.00%	-0. 08% -0. 03%	ク管理委員会において法人全体で共有し、四半期毎に経営委員
		選択効果、ファン	合 計	-0.069	+	+0. 11%	-0.00%	-0.06%	会に報告している。
		ド選択効果等、で							これに基づき資産配分、ベンチマーク、各運用受託機関の配
		きる限り投資行							分・回収の投資判断に、より精緻、頻繁かつタイムリーに活用
		動に沿った要因							するなど、投資行動のPDCAサイクルが一層回るようにした。
		分解を行い、投資							(I-5参照)
		行動のPDCA							以上により、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。
		サイクルが回る							
		ように努めてい							
		るか。							
(3) モデルポー	(3) モデルポー	(5)他の管理運							(5) 現在のモデルポートフォリオは、他の管理運用主体と共同し
トフォリオの策定	トフォリオの策定	用主体と共同し							て定めており、運用の目標に沿った資産構成とし、フォワード
及び見直し	他の管理運用主	て、基本ポートフ							ルッキングなリスク分析を踏まえて長期的な観点から設定して
他の管理運用主	体と共同して、モ	ォリオを定める							いる。
体と共同して、基	デルポートフォリ	に当たって参酌							以上により、所期の目標を達成していると考える。
本ポートフォリオ	オを策定する。	すべき積立金の							
を定めるに当たっ		資産の構成の目							
て参酌すべき積立	(4) モデルポー	標(以下、「モデ							
金の資産の構成の	トフォリオの見直	ルポートフォリ							
目標(以下「モデ	L	オ」という。)を							
ルポートフォリ	モデルポートフ	定めているか。							
オ」という。) を定	ォリオ策定時に想								
めること。	定した運用環境が	(6)モデルポー							(6) モデルポートフォリオの検証については、基本ポートフォリ
財政の現況及び	現実から乖離し、	トフォリオにつ							オの検証において必要と判断された時に実施するものであり、
見通しが作成され	又は大きく変化す	いて、財政の現況							令和4年度にはそうした判断には至らなかった。
たときや、モデル	る可能性がある	及び見通しが作							以上により、所期の目標を達成していると考える。
ポートフォリオ策	等、経営委員会が	成されたときや							
定時に想定した運	その必要性を認め	策定時に想定し							
用環境が現実から	るときは、他の管	た運用環境が現							
乖離している等、	理運用主体と共同	実から乖離して							
必要があると認め	して、モデルポー	いる等、必要があ							
るときは、他の管	トフォリオに検討	ると認めるとき							
理運用主体と共同	を加え、必要な修	は、他の管理運用							
して、モデルポー	正を行う。このよ	主体と共同して、							
トフォリオに検討	うなモデルポート	検討を加え、必要							
を加え、必要に応	フォリオの検証	に応じ、これを変							
じ、これを変更す	は、基本ポートフ	更しているか。							
ること。	ォリオの検証にお								
	いて必要と判断さ								

	れたときに実施す				
	る。				
	0				
(4) 基本ポート	(5) 基本ポート	(3) 基本ポート	(7)基本ポート	(3) 基本ポートフォリオ	(7)現在の基本ポートフォリオは、運用目標に沿った資産構成割
フォリオの策定及			フォリオについ		合とし、フォワードルッキングなリスク分析を踏まえて長期的
び見直し	考え方	モデルポートフ	て、運用目標に沿	年金積立金の運用を行った。また、基本ポートフォリオを定めるに当た 「おいま」とは、「ないま」とは、これまままま。」は、「ないま」とは、これまままままままままままままままままままままままままままままままままままま	な観点から策定されている。その際、名目賃金上昇率から下振
経営委員会は、	経営委員会が策	オリオに即し、次	った資産構成割	って参酌すべきモデルポートフォリオについては、他の管理運用主体と	れリスクが全額国内債券運用の場合を超えないこととするとと
基本ポートフォリ	定する基本ポート	の基本ポートフォ	合とし、フォワー	共同して定めている。	もに、株式等は想定よりも下振れ確率が大きい場合があること
才を、モデルポー	フォリオは、モデ	リオに基づき、年	ドルッキングな	なお、現在の基本ポートフォリオは、運用目標に沿った資産構成割合	を十分考慮している。また、予定された積立金額を下回る可能
トフォリオを参酌	ルポートフォリオ	金積立金の管理及	リスク分析を踏	とし、フォワードルッキングなリスク分析を踏まえて長期的な観点から	性の大きさを適切に評価するとともに、より踏み込んだ複数の
して、運用の目標	を参酌し、運用の	び運用を行う。	まえて長期的な	策定されている。その際、名目賃金上昇率から下振れリスクが全額国内	シナリオで実施する等、リスクシナリオ等による検証を行って
に沿った資産構成	目標に沿った資産		観点から策定し	債券運用の場合を超えないこととするとともに、株式等は想定よりも下	いる。
とし、資産の管理	構成割合とし、資	• 資産構成割合	ているか。その	振れ確率が大きい場合があることを十分考慮している。また、予定され	以上により、所期の目標を達成していると考える。
及び運用に関し一	産の管理及び運用	国内債券25%	際、名目賃金上昇	た積立金額を下回る可能性の大きさを適切に評価するとともに、より踏	
般に認められてい	に関し一般に認め	外国債券25%	率から下振れり	み込んだ複数のシナリオで実施する等、リスクシナリオ等による検証を	
る専門的な知見並	られている専門的	国内株式25%	スクが全額国内	行っている。	
びに内外の経済動	な知見並びに内外	外国株式25%	債券運用の場合		
向を考慮して、フ	の経済動向を考慮	• 乖離許容幅	を超えないこと		
オワード・ルッキ	して、フォワード・	国内債券±7%	とするとともに、		
ングなリスク分析	ルッキングなリス	外国債券±6%	株式等は想定よ		
を踏まえて長期的	ク分析を踏まえて	国内株式±8%	りも下振れ確率		
な観点から策定す	長期的な観点から	外国株式±7%	が大きい場合が		
ること。	策定する。	債券全体±11%	あることを十分		
	その際、名目賃		考慮しているか。		
	金上昇率からの下	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,			
		付き外国債券及び			
		円建ての短期資産			
	合を超えないこと				
ととするととも		券に区分し、外貨			
	株式等は想定より				
		ついては外国債券			
	きい場合があるこ	に区分する。	実施する等、リス		
	とも十分に考慮す	O 7 4" 31. 4. 13	クシナリオ等に		
	る。また、予定さ		よる検証を行っ		
	れた積立金額を下		ているか。		
	回る可能性の大き				
	さを適切に評価す				
	るとともに、より				
	踏み込んだ複数の				
	シナリオで実施するなど、リフクシ	トフォリオの乖離			
	るなど、リスクシ ナリオ等による検				
よる検証を行うこ		環境の適切な見通 しを踏まえ、機動			
- 一 の の 次 皿 で 口 ノ C		して叫みん、「成割			

	1			
と。		的な運用ができる		
市場動向を踏ま	(6) 基本ポート	こととする。ただ		
えた適切なリスク	フォリオ	し、その際の見通		
管理等を行い、基	①資産区分ごとの	しは、合理的な根		
本ポートフォリオ	構成割合と乖離許	拠を持つものでな		
の策定時に想定し	容幅	ければならない。		
た運用環境が現実	基本ポートフォ			
から乖離している	リオを構成する資	② オルタナティ		
等、必要があると	産区分について	ブ資産運用の在り		
認めるときは、中	は、国内債券、国	方		
期目標期間中であ	内株式、外国債券	オルタナティブ		
っても、必要に応	及び外国株式と	資産(インフラス		
じて基本ポートフ	し、基本ポートフ	トラクチャー、プ		
ォリオの見直しの	オリオ及び乖離許	ライベートエクイ		
検討を行うこと。		ティ、不動産その		
なお、市場への影	定める。	他経営委員会の議		
響等に鑑み必要が	なお、以下に定	を経て決定するも		
あると認めるとき	める基本ポートフ	の) は、リスク・		
は、ポートフォリ	ォリオへ移行する	リターン特性に応		
		じて国内債券、国		
	容幅を超過するこ			
	とについては許容			
るため、移行ポー		分し、資産全体の		
トフォリオ(基本		5%を上限とす		
ポートフォリオを		る。ただし、経済		
実現するまでの経		環境や市場環境の		
過的な資産の構成		変化によって5%		
をいう。)を策定す		の上限遵守が困難		
ること。	• 乖離許容幅	となる場合には、		
	国内債券±7%	経営委員会による		
	外国債券±6%	審議・議決を経た		
	国内株式±8%	上で、上振れを容		
	外国株式士 7%	認する。		
	債券全体±11%			
	株式全体±11%			
	(注) 為替ヘッジ			
	付き外国債券及び			
	円建ての短期資産			
	については国内債			
	券に区分し、外貨			
	建ての短期資産に			
	ついては外国債券			
	に区分する。			

の手がお☆垣の老
②乖離許容幅の考 え方
経済環境や市場
環境の変化が激し
い昨今の傾向を踏
まえて、基本ポー
トフォリオの乖離
許容幅の中で市場
環境の適切な見通
しを踏まえ、機動
的な運用ができる
こととする。ただ
し、その際の見通
しは、合理的な根
拠を持つものでな
ければならない。
③オルタナティブ
資産運用の在り方
オルタナティブ
資産(インフラス
トラクチャー、プ
ライベートエクイ
ティ、不動産その
他経営委員会の議
を経て決定するも
の) は、リスク・
リターン特性に応
じて国内債券、国
内株式、外国債券
及び外国株式に区
分し、資産全体の
5%を上限とす
る。ただし、経済
環境や市場環境の
変化によって5%
の上限遵守が困難
となる場合には、
経営委員会による
審議・議決を経た
上で、上振れを容
認する。

(7) 基本ポート フォリオの見直し 市場動向を踏ま えた適切なリスク 管理等を行い、基 に実施するほか、 運用環境が大きく 間中であっても、 う。なお、市場へ | 実務を行う体制を | ているか。 の影響等に鑑み必 整備する。 要があると認める

の構成をいう。)を

年金財政の見通

策定する。

(5) 年金給付の

年金財政の見通 し及び収支状況をし及び収支状況を

(4) 基本ポート (8) 基本ポート フォリオの見直し フォリオについ 基本ポートフォーて、市場動向を踏 リオについて、市 まえた適切なり 場の急激な変動な スク管理等を行 本ポートフォリオーどが生じる可能性しい、中期目標期間 の検証は中期目標 | がある等経営委員 | 中に適時適切に 期間中に適時適切 | 会が必要と認める | 基本ポートフォ ときは、見直しのリオの検証を行 策定時に想定した | 検討を行うことと | うほか、策定時に し、そうした変動 想定した運用環 変化する可能性が などがないかどう 境が大きく変化 ある等経営委員会 かについて引き続 する可能性があ が必要と認めると | き市場のモニタリ | る等必要がある きは、中期目標期 | ング等を行う。ま | と認める場合に た、透明性をもっしは、中期目標期間 見直しの検討を行 て検証を行う観点 中であっても必 い、必要に応じて から、基本ポート 要に応じて見直 速やかに修正を行しフォリオの検証のしの検討を行っ

これに併せ、モ ときは、ポートフーデルポートフォリ ォリオを見直し後 オの検証につい の基本ポートフォーて、経営委員会が リオに円滑に移行しその必要性を認め させるため、移行しるときは、他の管 ポートフォリオ 理運用主体と共同 (基本ポートフォーして、モデルポー リオを実現するまトフォリオの検討 での経過的な資産しを行う。

(8) 年金給付の (5) 年金給付の | (9)年金財政の ための流動性の確 | ための流動性の確 | ための流動性の確 | 見通し及び収支

状況を踏まえ、年 年金財政の見通 金給付等に必要 し及び収支状況をしな流動性(現金 踏まえ、年金給付 | 踏まえ、年金給付 | 踏まえ、年金給付 | 等) を確保してい 等に必要な流動性 | 等に必要な流動性 | 等に必要な流動性 | るか。その際、市 (現金等)を確保 を確保するととも を確保するととも 場の価格形成等 (4) 基本ポートフォリオの見直し

基本ポートフォリオの検証は、今中期計画期間中に適時適切に実施す るものとされている。検証の方法については、経営委員会において、「基 本ポートフォリオ策定に用いた各種指標のモニタリング」「各種指標をモ ニタリングした結果、運用環境が策定時の想定から大きく変化した場合 の各種計数の確認」の2段階での実施とすることとしている。基本ポー トフォリオ策定に用いた各種指標のモニタリングの結果、令和4年度に おいては、運用環境が策定時の想定から大きく変化しているわけではな く、各種計数の確認と基本ポートフォリオの見直しの検討を行う必要は ないと判断した。

基本ポートフォリオの検証の実務を行う組織として、経営委員会の委 員で構成される基本ポートフォリオ検証等PTを経営委員会の下に設置 しており、金融・経済の分野に専門的知見のある経営委員会の委員を中 心としたメンバーとなっている。

なお、モデルポートフォリオの検証については、基本ポートフォリオ の検証において必要と判断されたときに実施するものであり、令和4年 度にはそうした判断には至らなかった。

(8) 基本ポートフォリオの検証は、今中期計画期間中に適時適切 に実施するものとされている。検証の方法については、経営委 員会において、「基本ポートフォリオ策定に用いた各種指標のモ ニタリング」「各種指標をモニタリングした結果、運用環境が策 定時の想定から大きく変化した場合の各種計数の確認」の2段 階での実施とすることとしている。基本ポートフォリオ策定に 用いた各種指標のモニタリングの結果、令和4年度においては、 運用環境が策定時の想定から大きく変化しているわけではな く、各種計数の確認と基本ポートフォリオの見直しの検討を行 う必要はないと判断した。

基本ポートフォリオの検証の実務を行う組織として、経営委 員会の委員で構成される基本ポートフォリオ検証等PTを経営 委員会の下に設置しており、金融・経済の分野に専門的知見の ある経営委員会の委員を中心としたメンバーとなっている。

以上により、所期の目標を達成していると考える。

(5) 年金給付のための流動性の確保

令和4年度における年金特別会計への寄託金償還等については、定期 的に寄託金償還等の見通しを更新の上、資産の売却資金を活用すること 等により対応し、年金給付等に必要な流動性を確保するとともに、効率 的な現金管理を行った。

市場分析について、令和4年度は定量分析を強化し、法人内の運用関 係部室、運用受託機関、経済環境コンサルタント、投資戦略情報提供業 者による経済・金融分析・市場見通し等も集約し、それらの見方の違い

(9) 令和4年度における年金特別会計への寄託金償還等について は、定期的に寄託金償還等の見通しを更新の上、資産の売却資 金を活用すること等によりキャッシュアウトに対応した。また、 市場動向の把握や短期借入の活用など必要な機能の強化につい ては、適切に行った。

以上により、所期の目標を達成していると考える。

	するで、 で と の と 入 う と の 慮 資 行 実 る 能 こ 借 よ

る。

に、効率的な現金 | に、効率的な現金 | に配慮しつつ、円 市場の|管理を行う。 管理を行う。

その際、市場の 滑に資|価格形成等に配慮 等を行しつつ、円滑に資 く確実 | 産の売却等を行 | 産の売却等を行 | 必要な機能の強 保する | い、不足なく確実 | い、不足なく確実 | 化を行っている な機能に資金を確保する に資金を確保するか。 図るこ│ため、市場動向の│ため、市場動向の 短期借|把握・分析や短期|把握・分析等や短 |借入の活用等必要|期借入の活用等必 な機能の強化を図 要な機能の強化を 進める。

滑に資産の売却 その際、市場の「等を行い、不足な 価格形成等に配慮く確実に資金を しつつ、円滑に資し確保するために

や、地政学リスクに関する分析等を含めて、多面的な分析を行ったうえ で、資金配分・回収に活用した。

短期借入については、令和4年度においては、短期借入が必要となる ような事態は発生しなかったが、全ての取引先に短期借入スキームの実 行性が確保できているか確認を行い、予見し難い事由による一時的な資 金不足等に対応するための体制を維持した。

〈課題と対応〉

○運用の多様化・高度化のためのシステム整備等

当法人は、必要な運用利回りを最小限のリスクで確保するため、 基本ポートフォリオに基づく長期国際分散投資を行っている。今中 期目標期間の3年間で運用資産額が大きく増加し、外国資産は令和 4年度末で約100兆円に達している。

今中期目標期間においては、新型コロナウイルス感染症、ロシア によるウクライナ侵攻、急速なインフレに対応した金融引締め等、 市場に大きな影響を与えるイベントが発生・継続しており、今後も 市場変動(ボラティリティ)が大きな状況が続くと見込まれる。

この環境下で、世界最大規模の年金基金である当法人が、今中期 目標期間において新たに運用目標とされた資産全体の複合ベンチマ ーク収益率を達成するためには、当法人がポートフォリオ全体のリ スク管理の観点から自ら国内外の市場動向を常時把握し、機動的な リバランス等の検討・実行を行うことが不可欠となっている。

このため、当法人のポートフォリオ全体を俯瞰して、ベンチマー クの変動等に則して資産やリスク管理の状況を逐次管理するととも に、市場の急変時にも迅速な対応を可能とするデータ活用基盤を構 築する必要がある。また、ユニバーサルオーナーとして膨大な取引 データ等を収集できる強みを活かし、データサイエンス等の知見を 用いつつ、これらデータの分析等を行っていく必要もある。

令和4年度は、中期計画を変更して追加予算を計上し、喫緊の課 題への対応を可能とする等の措置を講じたところであるが、今後も 運用資産の増加が見込まれることを踏まえ、中長期的に、更なる運 用の精緻化・効率化を図るため、データ活用基盤の構築等のシステ ムの抜本的な見直し、海外市場で効率的・効果的に運用するための 体制等について検討する必要がある。

I-3

運用の多様化・高度化

2. 主要な経年データ

①主要なアウ	トプット(ア	ウトカム)情報							②主要なインプット	青報(財務情	報及び人員に	関する情報)		
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最	令和 9.年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
		終年度値等)	2年度	3 平度	4 平皮	3 平度	0 年度			2 年度	3 平度	4 千度	3 平度	0 年度
アクティブ運用に おける超過収益の 確保		4 資産中 2 資産で超 過収益を確保	4資産中3資 産で超過収 益を確保		4資産中3資 産で超過収 益を確保				予算額(千円)	1		 が困難な理由》 の管理及び運用	業務のみを行	っており、『
		月1回以上	46 回	41 回	26 回				決算額(千円)	 務情報等に	こついては、業	務全般のみを管等の記載は不可	理している。	
条 所たな運用手法及 が運用対象の導入 等について、経営 委員会・投資委員 会で検討を実施し た案件の数	運用収益の向上	_	5件	9件	7件				経常費用(千円)	_	_	_		-
ナルタナティブ投 資について、法務 義能の強化等を受 けて適時適切に契 り締結した投資案 中の件数		1 件	2 件	3件	4件				経常利益(千円)	_	_	_	-	_
									行政コスト (千 円)	_	_	_		-
									従事人員数	_	_	_		_

注)予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価 中期目標 中期計画 年度計画 主な評価指標 法人の業務実績・自己評価 業務実績 自己評価 4. 運用の多様化・高度化 <評定と根拠> 4. 運用の多様化・ 4. 運用の多様化・ 4. 運用の多様化・ 高度化 評定: A 高度化 高度化 運用に当たって (1)運用手法 (1) 運用手法 (1) 運用手法 「運用の多様化・高度化」については、アクティブ運用に取り組むこ は、原則としてパ 運用手法につい ①運用手法につい ① インハウスにおける株価指数先物取引について、運用に係る損 とにより超過収益の獲得を目指すこと、新たな運用手法及び運用対象 ッシブ運用とアク│ては、新たな手法│ては、新たな手法 失の危険の管理を一層推進し、リバランスを効率化することを目 の導入等に当たっては経営委員会において幅広に検討を行うこと、オ ティブ運用を併用 | の導入等に伴い経 | の導入等に伴い経 的として、取引対象を国内株価指数先物に加えて外国株価指数先 ルタナティブ投資については、各資産の確かな収益力の向上や流通市 すること。その上 | 営委員会が重要事 | 営委員会が重要事 物に拡大することとした。また、取引状況については、四半期ごと 場の整備等、市場環境の整備等の固有の考慮要素について十分に検討 で、アクティブ運 | 項と判断する事項 | 項と判断する事項 に、経営委員会に報告した。 した上で取組を進めること等とされている。 用に取り組むこと についてその審議 についてその審議 アクティブ運用については、4資産中3資産(国内債券、外国債券及 び国内株式)において、超過収益を獲得した。アクティブ運用の実績連 により超過収益の | を経て議決を行う | を経て議決を行う 獲得を目指すもの など、経営委員会 など、経営委員会 動報酬制度については、マネジャーによる付加価値をより正しく評価 とすること。ただしによる適切な監督しによる適切な監督 する観点から計算方法の見直しを行い、令和4年度より適用した。新た

し、アクティブ運	の下で、適切なり	
用については、過	スク管理を行う。	
去の運用実績も勘	運用に当たって	
案し、超過収益が	は、原則としてパ	
獲得できるとの期	ッシブ運用と超過	
待を裏付ける十分	収益の獲得を目指	
な根拠を得ること	すアクティブ運用	
を前提に行うこ	を併用する。ただ	
と。	し、アクティブ運	
ベンチマークに	用については、定	
ついては、運用収	量的な実績を勘案	
益向上の観点から	した定性評価に基	
検討するととも	づき、超過収益が	
に、ベンチマーク	獲得できるとの期	
により難い非伝統	待を裏付ける十分	
的資産(オルタナ	な根拠を得ること	
ティブ資産) の評	を前提に行うとと	
価については、資	もに、スタイル分	
産の管理及び運用	散を図る等アクテ	
に関し一般に認め	ィブ運用機関のマ	
られている専門的	ネジャー・ストラ	
な知見に基づき評	クチャーを管理す	
価方法を明らかに	る。また、平成30	
すること。	年度より導入して	
新たな運用手法	いる新実績連動報	
及び運用対象の導	酬体系等を通じ	
コかラルナー	ア マカニ、ゴロ	ı

動報 通じ 入等に当たって て、アクティブ運 は、被保険者の利用受託機関とのア 益に資することを「ラインメント強化 前提に、年金資金 とアクティブ運用 運用の観点から、 受託機関のセルフ 資金運用について ガバナンス向上を ベンチマークに

一般に認められて「図る。 いる専門的な知見 に基づき、経営委一ついては、伝統的 員会において幅広 | な時価総額型イン に検討を行うとと デックスのみなら もに、経営委員会 ず、幅広い観点か による適切な監督 ら検討するととも の下で、適切にそしに、ベンチマーク のリスク管理を行しにより難いオルタ うこと。 ナティブ資産の評 オルタナティブ|価については、資

の下で、適切なり スク管理を行う。

②各資産とも原則 としてパッシブ運 目指|用と超過収益の獲 運用 | 得を目指すアクテ ィブ運用を併用す

定 ただし、アクテ 勘案 ィブ運用について に基|は、定量的な実績 益が│を勘案した定性評 の期 価に基づき、超過 十分 収益が獲得できる こと との期待を裏付け とと「る十分な根拠を得 ル分 ることを前提に行 クテーうとともに、スタ のマーイル分散を図る等 トラーアクティブ運用機 理す 関のマネジャー・ ストラクチャーを 管理する。

<評価の視点>

(1) アクティブ 運用について、各 年度で超過収益の 獲得に努めるとと もに、中期目標期 間において超過収 益を獲得している か。また、過去の運 用実績も勘案し、 超過収益が獲得で きるとの期待を裏 付ける十分な根拠

- ② 令和4年度末のパッシブ・アクティブの割合は、次のとおりであ
 - ●パッシブ運用及びアクティブ運用の割合(令和5年3月末)

(単位:%)

	国内債券	外国債券	国内株式	外国株式	合計
パッシブ	58.12	86.28	93.06	93.57	82.82
アクティブ	41.88	13.72	6.94	6.43	17.18

資方針及び運用プロセスの合理性・納得性が高く、定量評価を勘案 した定性評価に基づき、超過収益獲得の確信が持てるファンドのみ を選定するとともに特定のスタイルに集中しないよう、スタイル分 散を図っている。

新たに開始した北米地域における外国株式のアクティブ運用で|動的なリバランスを実施した。 は、パッシブ6ファンドの設定も併せて行い、アクティブファンド 群から生じるスタイルリスクや地域別ウエイトを補正している。

を立ち上げ、グローバル株式アクティブ運用から生じるスタイルリ スクの軽減を図った。また、外国債券においては、金利リスク管理 の高度化の観点から、米国及び欧州の 10 年超の国債のパッシブフ アンドを新設したほか、米国の物価連動国債のパッシブファンドの 設定を決定した。

●各資産の対ベンチマーク超過収益率(令和4年4月~令和5年 3月)

令和4年度は為替リスクや金利リスク等について複数の資産を またがってポートフォリオ全体でリスクマネジメントしている。

に開始した北米地域における外国株式のアクティブファンドへの投資 では、パッシブ6ファンドの設定も併せて行い、アクティブファンド群 から生じるスタイルリスクや地域別ウエイトを補正している。既存フ ァンドにおいても、MSCI Kokusai Value パッシブファンドを立ち上げ、 グローバル株式アクティブ運用から生じるスタイルリスクの軽減を図 った。国内債券アクティブ運用では、超過収益獲得能力の向上のため、 5ファンドから約2.2 兆円を一部回収し、同額を他の7ファンドへ再 配分することを決定した。(I-4参照)

パッシブ運用については、運用資産全体の長期的なリターンを向上 させることを目的に、国内株式について新たなESG指数、外国債券に 運用受託機関構成の見直しに際しては、運用責任者と面談し、投↓ついて米国及び欧州の10年超の国債のファンド並びに米国の物価連動 国債のファンドの新設を決定するなど、多様なベンチマークへの対応 を進めた。

> 株価指数先物取引については、令和3年度に運用を開始した国内株 価指数先物に加え、令和4年度は外国株価指数先物の運用を開始し、機

オルタナティブ投資については、プライベート・エクイティ分野で2 つのLPS、不動産分野で1つのLPSへの投資コミットメントを実 既存ファンドにおいても、MSCI Kokusai Value パッシブファンド | 施したほか、不動産分野で海外市場にかかる運用受託機関を1社選定 した。令和5年3月末時点でのオルタナティブ資産の残高は、2兆 8,345 億円となり、令和4年3月末から約6,800 億円増加し、年金積立 金全体に占める割合は、1.38%となった。また、リスク管理については、 プライベート資産と上場資産との連動性検証、統計的ファクターモデ ルによるリスク量計測の有効性検証等を深掘りし、各資産におけるパ フォーマンス評価のためのベンチマークの導入に向けたメリット・デ メリットの把握に努め、オルタナティブ資産全体及び各資産別の投資 パフォーマンス分析手法の高度化に注力した。

> 以上により、所期の目標を上回る成果が得られたと考えられること からAと評価する。

【評価の視点】

(1) アクティブ運用については、4 資産中3 資産(国内債券、外国債 券及び国内株式) で超過収益を獲得した。

運用受託機関構成の見直しに際しては、運用責任者と面談を重 ね、投資方針及び運用プロセスの合理性・納得性が高く、安定した 組織・運用体制が確立され、中長期にわたって超過収益獲得の確信 が持てるファンドのみを選定している。

その中で、パフォーマンス不振やポートフォリオ管理上の理由 等から国内債券、外国債券、外国株式の5アクティブファンド(資 産額計約3.3兆円)を解約、加えて、外国債券及び外国株式の7ア クティブファンドの解約を決定した。一方で、安定的な超過収益の 確保が見込める北米地域における外国株式19アクティブファンド を新たに採用し、合計約2兆円の資金を配分した。また、国内債券 投資については、 伝統的資産との投一に関し一般に認め 資手法の違いや、 市場性や収益性、 個別性、取引コス トや情報開示の状しする。 況等の固有のリス ク等があることを 踏まえ、ミドル機一グを通じて、ベン 能及びバック機能 チマークとなり得 の充実を始めとし た体制整備を図り つつ、各資産の確 かな収益力の向上 や流涌市場の整備 等、市場環境の整 備等のオルタナテ ィブ資産固有の考 慮要素について十 分に検討した上で 取組を進めるこ と。また、リスク管 理及び収益確保の 観点からの検証を 継続的に行い、検 証結果についても 十分に検討した上 で取組を進めるこ と。

産の管理及び運用 られている専門的 な知見に基づき評 価方法を明らかに

また、インデッ クス・ポスティン る様々なインデッ クスに関する情報 収集・分析を継続 的に行う。

を得ることを前提 に行っているか。 さらに、アクティ ブ運用機関のマネ ジャー・ストラク チャーの管理、ア クティブ運用受託 機関とのアライン メント強化とその セルフガバナンス 向上を図る取組を 適切に行っている

(2) ベンチマー

めた検討を行う。

資産については、 杳する。

クスに関する情報 | に行っているか。 収集・分析を継続 的に行う。

③伝統的資産のマークについて、伝統 ネジャー・ベンチ 的な時価総額型イ マークについてレデックスのみな は、幅広い観点からず、運用収益向 ら、見直し等を含したの観点から検討 を行っているか。 オルタナティブしまた、ベンチマー クにより難い非伝 資産の管理及び運 統的資産 (オルタ 用に関し一般に認しティブ資産)の められている専門 評価については、 的な知見に基づき 資産の管理及び運 評価を行うことに 用に関し一般に認 加え、収益確保状しめられている専門 況の検証に資する | 的な知見に基づき 各市場におけるべ 評価方法を明らか ンチマークの開しているか。さ 発・導入状況を調 らに、インデック ス・ポスティング また、インデットを通じて、ベンチ クス・ポスティン マークとなり得る グを通じて、ベン様々なインデック チマークとなり得しスに関する情報収 る様々なインデッ 集・分析を継続的

(単位:%) 超過収益率 国内债券 -0.09パッシブ運用 -0.46アクティブ運用 +0.80 外国債券 +0.44 パッシブ運用 -0.06アクティブ運用 +2.44 国内株式 -0.27パッシブ運用 -0.34アクティブ運用 +0.89 外国株式 -0.05 パッシブ運用 +0.05

アクティブ運用

③ 新たに開始した北米地域における外国株式アクティブ運用で は、ファンドごとに最適なマネジャー・ベンチマーク9種を適用 するとともに、それらアクティブファンド群から生じるリスクを 補正するために6種の新たなマネジャー・ベンチマークによりパ ッシブ運用を開始した。

-1.57

オルタナティブ資産については、既存案件及び新規投資案件の 評価において一般的に市場で認められる評価手法を用いることに 加え、より定量的なパフォーマンスデータの裏付けを伴う評価を 行うべく運用機関から膨大なデータを収集し、管理・運用業務の 専門性を向上させた。また、従前よりピアグループ比較等の用途 で調達し活用していた私募市場のベンチマークに加え、基本ポー トフォリオの政策ベンチマークに対する超過収益確保の観点か ら、上場市場のパフォーマンス比較を行うべく類似の上場市場の ベンチマークにつき調査、選定し、試行的なパフォーマンス評価 を開始した。ベンチマークの調査においては海外の年金基金等の 状況についても調査し、各ベンチマークのメリット・デメリット を把握した。

令和元年10月以降に、インデックス・エントリー制をインデッ クス・ポスティングとし、募集分野を限った部分実施を開始し、令 和4年度においては、国内株女性活躍指数について、指数に関す る情報収集・分析を実施した。提供された情報の分析の結果、国内 株女性活躍指数について、Morningstar 日本株式ジェンダー・ダ イバーシティ・ティルト指数(除く REIT)を選定し、運用を開始 した。

アクティブ運用では超過収益獲得能力の向上のため、5ファンド から約2.2 兆円を一部回収し、同額を他の7ファンドへ再配分す ることを決定した。(I-4参照)

北米地域における外国株式アクティブマネジャーの審査におい ては、実績連動報酬のスキームに則り報酬交渉を行い、当法人との アラインメントのとれた報酬体系とすることができた。また、報酬 制度について当法人とのアラインメントがとれているかどうかの 観点から評価を実施し、セルフガバナンスの強化を図った。

以上により、所期の目標を達成していると考える。

(2) パッシブ運用については、運用資産全体の長期的なリターンを向 上させることを目的に、国内株式について新たなESG指数、外国 **債券について米国及び欧州の10年超の国債のファンド並びに米国** の物価連動国債のファンドの新設を決定するなど、多様なベンチ マークへの対応を進めた。

また、平成29年度に設定した定性評価に重きを置いたオルタナ ティブ資産に係る運用受託機関の評価基準やコミットメント枠に 関する内部規程を踏まえ、運用受託機関の選定及び年間の運用状 況・活動状況のモニタリングの実施を継続しており、その際には、 オルタナティブ分野に関して専門的な知見を有する外部の投資コ ンサルティング会社からの評価レポートも活用している。加えて、 評価基準や体制については、投資コンサルティング会社の意見や オルタナティブ投資においてより先進的な海外機関投資家におけ るモニタリング、リスク管理状況のヒアリングを踏まえ随時改善 を行っている。具体的には、投資環境のボラティリティが増加する 中、注視先案件にかかる抽出基準を用いて、より早期かつ効率的に 注視先案件を洗い出し、メリハリのある投資案件のモニタリング・ 状況報告を行ったほか、入手可能な各資産プライベート市場デー タと投資先 FoF とのパフォーマンス比較、各 FoF の NAV 変動要因 の詳細分析、PME+と IRR のパフォーマンス数値の差異要因の詳細 分析を実施し、超過収益の源泉を明確化した。さらにプライベート 資産と上場資産との連動性検証、統計的ファクターモデルによる リスク量計測の有効性検証を前年以上に深化させ、従来の定性評 価に加えて、各種定量評価の導入を進めることで、オルタナティブ 資産全体及び各資産別の投資パフォーマンス分析手法をより高度 かつ客観的なものになるように注力した。海外機関投資家のモニ タリング、リスク管理状況の把握を目的として、経営委員とともに 欧米主要年金基金を2週間にわたり訪問し、今後のリスク管理態 勢の強化にかかり、ヒアリング内容を法人内で共有した。

	ネジャー・ベンチ		について新たなESG指数、外国債券について米国及び欧州の 10	提供された情報の分析の結果、国内株女性活躍指数について、
	マークの見直し及		年超の国債のファンド並びに米国の物価連動国債のファンドの新	Morningstar 日本株式ジェンダー・ダイバーシティ・ティルト指
	び実績連動報酬の		設を決定するなど、多様なベンチマークへの対応を進めた。	数(除く REIT)を選定し、運用を開始した。
	導入を通じ、運用			以上により、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。
	受託機関とのアラ			
	インメントを図	(3)新たな運用		(3)インハウスにおける株価指数先物取引について、運用に係る損失
	る。パッシブ運用	手法及び運用対象		の危険の管理を一層推進し、リバランスを効率化することを目的
	については、多様	の導入等に当たっ		として、取引対象を国内株価指数先物に加えて外国株価指数先物
	なベンチマークへ	ては、被保険者の		に拡大することとした。また、取引状況については、四半期ごとに、
	の対応を進める。	利益に資すること		経営委員会に報告した。
		を前提に、年金資		以上により、所期の目標を達成していると考える。
	⑤令和3年度より	金運用の観点か	⑤ 令和3年度に運用を開始した国内株価指数先物に加え、令和4	
	運用を開始した、	ら、資金運用につ	年度は外国株価指数先物の運用を開始し、機動的なリバランスを	
	インハウス運用に	いて一般に認めら	実施した。	
	おける株価指数先	れている専門的な		
	物取引について	知見に基づき、経		
	は、堅実な運用に	営委員会において		
	努めつつ、更なる	幅広に検討を行う		
	拡充に向けた検討	とともに、経営委		
	を行う。	員会による適切な		
		監督の下で、適切		
(2)) 運用対象の (2) 運用対象の	にそのリスク管理	(2) 運用対象の多様化	
多様化	と 多様化	を行っているか。	① 期中の投資環境等を踏まえ、令和4年度に新たな運用対象の追	
運	用対象につい ①運用対象の追加		加は行わなかった。一方で、既存の運用対象では、FoF(ファンド・	
ては、	、第1の1の に当たっては、被	(4) オルタナテ	オブ・ファンズを指す。以下同じ。) やゲートキーパーを通じた投	(4)フロントの運用専門職人材の新規採用を行うとともに、採用済み
基本的	的な方針に基 保険者の利益に資	ィブ投資について	資一任形式でのオルタナティブ投資の運用受託機関の公募におい	の外部コンサルタントを活用して新たな運用受託機関の審査、L
づき、	、分散投資を┃することを前提	は、伝統的資産と	て、不動産分野でグローバル市場を対象とした新たな投資手法に	PSの評価・選定を実施した。また、ミドルチームについては、法
進めた	るため、オルトに、経営委員会に	の投資手法の違い	関し1社と契約締結して運用を開始したほか、国内市場を対象と	人内での人事異動も活用しながら業務知識・ノウハウの共有、人材
タナラ	ティブ投資な おいて幅広に検討	や、市場性や収益	した新たな投資手法に関し1社と契約締結に向けた交渉を継続し	育成に努めたほか、外部委託先による支援プログラムを一層活用
どその	の多様化を図 を行う。	性、個別性、取引コ	ている。また、オルタナティブ投資におけるLPSの自家運用に	し、業務の効率的運営を行った。定量的リスク管理指標に基づくモ
る。 j	軍用対象の追	ストや情報開示の	かかり、プライベート・エクイティ分野で2つのLPS、不動産分	ニタリング手法については、ボラティリティが高まっている投資
	当たっては、	状況等の固有のリ	野で1つのLPSへの投資コミットメントを実施したほか、イン	環境下において、より注視すべき案件の抽出基準に基づきモニタ
被保险	険者の利益に	スク等があること	フラストラクチャー分野でLPSへの投資検討を継続している。	リングを行い、効率的かつ早期の問題発見に注力した。オルタナテ
資する	ることを前提	を踏まえ、高い専		ィブ資産のリスク管理については、引き続き運用リスク管理室と
に、着	経営委員会に ②オルタナティブ	門性を有する人材	② オルタナティブ資産のリスク管理については、第一線部署のオ	協働し、オルタナティブ資産の運営及び管理の重層化を強化した。
おいて	て幅広に検討 投資については、	の確保等により良	ルタナティブ投資室に求められる資産の運営及び管理の重層化を	具体的には、PME+と IRR のパフォーマンス数値の差異分析、各資
を行う	う。 高い専門性を有す		継続、第二線部署の運用リスク管理室と課題にかかる協議を重ね、	産プライベート市場データや上場市場データと投資先 FoF とのパ
		を高め、ミドル機	運用リスク管理委員会を通じ、経営層へ適時適切な報告を実施し	フォーマンス比較分析、NAV の変動要因分析など、オルタナティブ
オ)	ルタナティブ る投資フロント人	で向め、ミトル機	注川ノハノ自社女員五と巡し、	フォー・マハル較ガ州、MM・ジ及勁安四ガ州なこ、ベバノナナイノー

④ アクティブ運用の実績連動報酬制度については、マネジャーに

よる付加価値をより正しく評価する観点から計算方法の見直しを

行い、令和4年度より適用した。パッシブ運用については、運用資 産全体の長期的なリターンを向上させることを目的に、国内株式 さらに、令和元年10月以降に、インデックス・エントリー制を

インデックス・ポスティングとし、募集分野を限った部分実施を開 始し、令和4年度においては、国内株女性活躍指数について、指数

に関する情報収集・分析を実施した。

④アクティブ運用

については、目標

超過収益率を確保

する観点から、マ

資手法の違いや、 市場性や収益性、 充実による体制整 めることにより、 資産の収益力の安しる。 定性や超過収益 力、流通市場の整 備を含む市場環境 の整備などのオル タナティブ資産固 有の考慮要素につ いて十分に検討し た上で取組を進め る。この間、リスク 管理及び超過収益 の安定的確保の観 ③オルタナティブ 点からの検証を継│投資において、各 続的に行い、その | 資産の収益力の安 検証結果を十分に 定性や超過収益 踏まえながら慎重 力、流通市場の整 な取組を進める。 加えて、個別性 | の整備などのオル の高いオルタナテータナティブ資産固 ィブ投資に対して「有の考慮要素につ 適時適切に対応で いて十分に検討し きるよう、法務機 た上で、他のアセ

伝統的資産との投┃部アドバイザーの┃の充実を始めとし 個別性、取引コス めるとともに、専 かな収益力の向上 トや情報開示の状 | 門性を有する外部 | や流通市場の整備 況などの固有のリ | 人材の更なる活用 | を含む市場環境の スク等があること の検討も含めたミ 整備等のオルタナ を踏まえ、高い専一ドル機能及びバットティブ資産固有の 門性を有する投資 / ク機能の充実によ / 考慮要素について フロント人材の確しる体制整備を図したと 保及び外部アドバーる。加えて、個別性一で取組を進めてい イザーの活用によりの高いオルタナテしるか。また、リスク り良質な案件の選 イブ投資に対し 管理及び収益確保 定力を高めるととして、法務室や外部しの観点からの検証 もに、ミドル機能┃の法津専門家によ┃を継続的に行い、 及びバック機能の | る知見の活用を進 | 検証結果について 備を図る。また、各|適時適切に対応す|上で慎重な取組を

備を含む市場環境

戦略的パートナー

シップ投資やシン

能の拡充・強化を「ットオーナーとの

図る。

|活用により良質な|た体制整備を図り 案件の選定力を高しつつ、各資産の確 も十分に検討した 進めているか。

さらに、個別性 の高いオルタナテ ィブ投資に対して 適時適切に対応で きるよう、法務機 能の拡充・強化を 行っているか。

た、既存の FoF につき契約変更等に係る法務支援を行うことがで きた。 ③ コア投資による安定した収益力を確保する目的でのLPSを活 用した他のアセットオーナーとの共同投資については、インフラ | ○ I − 2 の「課題と対応」も参照。 ストラクチャー分野でパートナー候補として選定した2投資家と 共同投資の実現に向けた契約内容等詳細の検討を継続していた が、1投資家とは投資条件が折り合わず交渉を取り止めた一方、 2投資家のうちのもう一方の投資家とは共同投資開始に向けた交 渉を継続しており、主要条件について投資委員会にて承認した。 また、戦略的パートナーシップ投資に関する取組については、国 内不動産について、前年度に開始した運用機関の公募にかかり、 応募運用機関からの提案を検討、投資候補先の選定を進めている。 加えて、3資産(プライベート・エクイティ、インフラストラクチ ャー、不動産)ともにLPSへの投資にかかり優良運用機関が募 集、運用するシングルファンドへの投資を検討し、プライベート・

具体的な取組として、注視先案件にかかる抽出基準を用いて、

効率的かつ早期の問題発見により、メリハリのある投資案件のモ

ニタリング・状況報告を行ったほか、入手可能な各資産プライベ

ート市場データと投資先 FoF とのパフォーマンス比較、各 FoF の

NAV 変動要因、PME+と IRR のパフォーマンス数値の差異要因の詳

細分析を継続し、超過収益の源泉を明確化した。これらに加え、プ

ライベート資産と上場資産との連動性検証、統計的ファクターモ

デルによるリスク量計測の有効性検証等を深掘りし、各資産にお

けるパフォーマンス評価のためのベンチマークの導入に向けたメ

リット・デメリットの把握に努め、オルタナティブ資産全体及び

各資産別の投資パフォーマンス分析手法の高度化に注力した。ま

た、投資パフォーマンス状況については、投資戦略部と協働して

通貨エクスポージャー管理や超過収益性の詳細分析を高度化さ

せ、適時・的確なレポーティングを実現した。加えて、バック機能

を担う運用管理部とは、業務分担上の相互の牽制機能を効かせる

一方、LPSへの新規投資開始等については、部室間のコミュニ

加えて、オルタナティブ投資については、法務室や外部の法律

専門家による知見を活用し、適時かつ適切に法務支援を実施した。

具体的には、契約書類のレビューを行うことができる弁護士2名

を採用するとともに、増大するオルタナティブ投資の法務ニーズ

に対応するため外部弁護士複数名がインハウス弁護士(社内弁護

士) に準じて業務を行うプログラムを導入することにより、令和

4年度においては、シングルファンドにつき3件の新規案件、ま

ケーションを密接に行うことで業務リスクの低減に注力した。

めた。加えて、他部門と連携・機能集約も行う事でバック機能の充 実も図った。

さらに、オルタナティブ投資に対して適時適切に対応するため に必要となる法務機能の充実・強化については、①専門性を有する 外部の弁護士事務所の活用、②契約書類のレビューができる弁護 士2名を採用、③外部弁護士複数名がインハウス弁護士(社内弁護 士) に準じて業務を行うプログラムを導入するなど、大幅に進捗し

以上により、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。

〈課題と対応〉

○オルタナティブ投資の着実な実施とリスク管理

平成 25 年度に当法人がオルタナティブ資産への投資を開始してか ら、まもなく10年が経過する。この間、オルタナティブ資産の残高は 着実に増加し、令和4年度末には約2.8兆円に達しており、法人ポー トフォリオ全体に占める割合も上昇している。

オルタナティブ資産は市場における流動性が低いため、債券や株式 のようにリアルタイムに時価を把握することができないという特性が ある。オルタナティブ資産の評価額の変化が法人全体のポートフォリ 才に反映されるまでには、数か月のタイムラグが生じる。

このため、法人ポートフォリオ全体に占めるオルタナティブ資産の 割合が増加するにつれて、資産全体のリスク量に与える影響も増大し ている。

令和4年度は、オルタナティブ資産が資産全体のリスク量に与える 影響についての把握・分析、パフォーマンス検証に資する各市場におけ るベンチマークの調査等に取り組んできたところであるが、今後とも、 オルタナティブ資産への投資と法人ポートフォリオ全体のリスク管理 の両立を図っていく必要がある。

エクイティ分野で2つのLPS、不動産分野で1つのLPSへの

グルファンドへの 投資についての検 討を進める。また、 リスク管理及び超 過収益の安定的確 保の観点からの検 証を継続的に行 い、その検証結果 を十分に踏まえな がら慎重な取組を 進める。

④オルタナティブ 資産については、 長期的な収益を確 保する観点から、 運用受託機関や投 資対象資産等のモ ニタリング・フレ ームワークに基づ き、運用受託機関 毎に設定された長 期の運用期間の収 益目標が達成され るよう、投資進捗 をモニタリングす る。

投資コミットメントを実施した。

リスク管理及び超過収益安定確保の観点では、定量的リスク管 理指標に基づくモニタリング手法によりリスク管理の精緻化とオ ルタナティブ資産全体及び各資産別の投資パフォーマンス分析手 法の高度化を実施し、運用リスク管理室と協働して運用リスク管 理委員会での報告の高度化を図った。

④ オルタナティブ投資については、以下の取組を行った。 ア. オルタナティブ資産に係る運用受託機関の選定

令和4年度においては、不動産分野で海外市場にかかる運用受 託機関を1社選定した。選定にあたっては、引き続き、当法人と運 用受託機関とのアラインメントを強化する観点から、成功報酬に 重きを置いた報酬体系の導入に加え、運用受託機関による共同投 資を採用している。また、国内不動産分野では、新規投資機会の発 掘のため、公募による運用受託機関の選定プロセスを継続してい る。さらに、今後の長期的な投資収益の確保の観点から、プライベ ート・エクイティ分野で2つのLPS、不動産分野で1つのLP Sへの投資コミットメントを実施した。

イ. オルタナティブ資産への投資

令和5年3月末時点でのオルタナティブ資産の残高は、2兆 8.345 億円となり、令和4年3月末から約6,800 億円増加した。年 金積立金全体に占める割合は、1.38%となった。

インフラストラクチャー分野においては、平成29年度以降に採 用した運用受託機関を通じて投資残高の積み上げを行った結果、 令和5年3月末現在の残高は1兆4,478億円となった。

プライベート・エクイティ分野については、投資信託及び採用 した運用受託機関を通じて投資残高の積み上げを行った結果、令 和5年3月末現在の残高は4,673億円となった。

不動産分野については、平成29年度以降に採用した運用受託機 関を通じて投資残高の積み上げを行った結果、令和5年3月末現 在の残高は9,194億円となった。

ウ. 各国における税制上の優遇措置を享受する為の調査及びスキ ームの構築

オルタナティブ資産への投資を実施するに際しては、各国にお ける税制上の優遇措置を受けることが収益性の拡大に繋がる。令 和4年度においては、税務コンサルタントを活用し、候補先国の

税制当局と交渉を継続している。	
 	
運用状況等をミーティングにおいて確認するなど、適切にリスク管理を実施している。加えて、リスク及びパフォーマンス管理のため、定期的に運用受託機関からレポートを受領し、運用受託機関及び投資先ファンドの管理を行っている。運用受託機関より運用データの報告を受けるためのデータフォーマットの利用・格納については、データセキュリティ、利便性、利用コストの観点から令和4年10月に既往システムの更改、新システムへの移行を円滑に実施し、更なる機能拡充の検討を行っているところである。	

I-4

運用受託機関等の選定、評価及び管理

①主要なアウ	トプット(ア	ウトカム)情報							②主要なインプット	青報(財務情	報及び人員は	こ関する情報)		
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度			令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
運用受託機関の ファンド数	運用受託機関 等の適切な選 定・管理	111 ファンド	117 ファンド	122 ファンド	161 ファンド				予算額(千円)	当法人	は、年金積立金	↓ 成が困難な理由》 えの管理及び運用		
運用受託機関等 の評価に基づく 資金配分の見直 し等を実施した	運用受託機関 等の選定・評 価・管理の強化	8件	9件	4 件	1 件				決算額(千円)			美務全般のみを管 最等の記載は不可		たがって、
回数														
									経常費用 (千円)	_	_	_	_	
									経常利益 (千円)	_	_	_	_	
									行政コスト (千 円)	_	_	_	_	
									従事人員数	_	_	_	_	

注)予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3.	各事業年度の業務	に係る目標、計画、	業務実績、年度評	価に係る自己評価		
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績	漬・自己評価
					業務実績	自己評価
	5. 運用受託機関等	5. 運用受託機関	5. 運用受託機関等		5. 運用受託機関等の選定、評価及び管理	<評定と根拠>
	の選定、評価及び管	等の選定、評価及	の選定、評価及び管			評定: A
	理	び管理	理			「運用受託機関等の選定、評価及び管理」は、運用受託機関等の
	運用受託機関等	運用受託機関等	(1)運用受託機関		(1) 運用受託機関とのミーティングについては、総合評価に加え、	選定・管理の強化のための取組を進めることとされている。また、
	の選定・管理の強化	の選定・管理の強化	とのエンゲージメ		スチュワードシップに特化したミーティング (*) をはじめ、その	定期的に運用受託機関等の評価を行い、資金配分の見直し等適切な
	のための取組を進	のための取組を進	ントを通じて定期		時々のテーマや必要に応じて、ミーティングやアンケートを都度	措置をとることとされている。
	めること。また、定	めるとともに、定期	的に定量的な実績		実施する体制としている。	令和4年度は、更なる収益の源泉の多様化を目指す取組として、
	期的に運用受託機	的に運用受託機関	を勘案した定性評		(*) 平成29年6月制定(令和2年2月一部改定)のスチュワード	北米地域における外国株式のアクティブファンドの選定を実施し、
	関等の評価を行い、	等の評価を行い、資	価を行う。		シップ活動原則及び議決権行使原則で運用受託機関に対する要	定量的分析を行うコンサルタントを活用しながら、銘柄選択能力が
	資金配分の見直し	金配分の在り方等			請事項を明示し、ESG(環境、社会、ガバナンス)の考慮を含	高いと評価した 19 ファンドを新たに採用し、合計約2兆円の配分
	等適切な措置をと	を含め、適時に見直			めたエンゲージメント活動を含むスチュワードシップ責任に係	を実施した。また、先進国(除く日本)における外国株式のアクテ
	ること。	す。また、運用受託			る取組の実施状況について評価のためのミーティング。	ィブファンドの選定を開始した。
		機関の選定に当た				さらに、運用資産全体の長期的なリターンを向上させること等を
	【重要度 高】	っては、個別運用機	(2)伝統的資産に		(2) 国内債券パッシブの選定を実施し、付加価値創出力やリバラン	目的に、国内債券については NOMURA-BPI をベンチマークとするパ
	上記の事項は、効	関ごとの評価だけ	ついては、マネジャ		ス対応力の高い4社を継続もしくは新規採用した一方、1社を解	ッシブファンドを3ファンド、外国債券については米国及び欧州の
	率的な運用を行う	でなく、スタイル分	ー・エントリー制を		約した。	投資適格社債及びハイイールド社債のパッシブファンドを4ファ

ための主要な役割 散等のマネジャー・ 活用して、各資産の を果たすことから、 重要度が高いもの ついても勘案する。 とする。 やスチュワードシ ップ活動など、より 付加価値の高い運 用受託機関等の採 用に向けた評価手 法の高度化を図る とともに、運用の高 度化・多様化に対応 した、より柔軟かつ 質の高い資産管理

> また、運用フロン トの専門性を最大 限発揮させるため のミドル・バック体 制の強化を図る。

> 機関の利用及び運

用データの利活用

の促進を図る。

ストラクチャーに 運用受託機関構成 を適時に見直し、そ 超過収益の獲得の結果を踏まえ、こ れに伴う資産の移 管を実施する。

<評価の視点>

(1) 運用受託機 関等の選定・管理 の強化のための取 組を進めるととも に、定期的に運用 受託機関等の評価 を行い、資金配分 の見直し等を適切 に行っているか。 また、運用受託機 関の選定に当たっ ては、個別運用機 関ごとの評価だけ でなく、スタイル 分散等のマネジャ ー・ストラクチャ ーについても勘案 しているか。

北米地域における外国株式アクティブの選定を実施し、定量的「ンド選定した。 分析を行うコンサルタントを活用しながら、銘柄選択能力が高い と評価した 19 ファンドを新たに採用し、合計約2兆円の配分を

先進国 (除く日本) における外国株式アクティブの選定を開始 した。

【運用受託機関の管理及び評価】

より行うこととしている。

選定時の投資方針等の維持、法令遵守の確保等のため、運用 グを実施するようにした。 受託機関ごとに運用方法等に係るガイドラインを提示し、その 遵守が確保されているかをミーティング等において報告を受し ける等の方法により行っている。

令和4年度においては、ミーティングの実施のほか、毎月1 回各運用受託機関の運用状況、リスク管理状況を取りまとめ、 問題点の有無を確認し、必要に応じ運用受託機関と協議するな ど適切に対応した。

ファンドモニタリングの向上のため、運用機関とのミーティ ングの充実にも努めた。具体的には、懸念等があるファンドに 対してはミーティングの頻度をより高め、懸念がないファンド も市場環境やパフォーマンスの変動に応じて適宜ミーティン グを実施するようにした。

令和4年度の総合評価の結果を受け、以下のファンドに対し 解約・警告・警告解除を行うなど評価の変更に応じて適切な対 応を実施した。

解約

・国内債券パッシブ…1ファンド

・外国債券アクティブ…1ファンド

警告解除

・国内株式パッシブ…1ファンド

- イ 運用資産全体の長期的なリターンを向上させること等を目 的に、以下のファンドを選定した。
 - i 国内債券について、NOMURA-BPI パッシブ 3 ファンド
 - ii 外国債券について、米国及び欧州の投資適格社債及びハ イイールド社債パッシブ4ファンド(令和2年度に選定し た多様なベンチマークでの運用が可能なパッシブ運用受託 機関での新設)
 - iii 外国株式について、北米地域における株式アクティブ 19

国内債券におけるアクティブ運用では超過収益獲得のため、5フ アンドから約2.2兆円を一部回収し、同額を7ファンドへ再配分す ることを決定した。パフォーマンス不振やポートフォリオ管理上の 理由等から国内債券、外国債券、外国株式の5アクティブファンド (資産額合計約3.3兆円)を解約したとともに、外国債券及び外国 株式の7アクティブファンドの解約を決定した。

ファンドモニタリングの向上のため、運用機関とのミーティング ア 運用受託機関の管理は、少なくとも毎月1回、運用実績やリ | の充実にも努めた。具体的には、パフォーマンスの懸念等があるフ スクの状況について報告を求め、適宜必要な措置を取ることに「アンドに対してはミーティングの頻度をより高め、懸念がないファ ンドも市場環境やパフォーマンスの変動に応じて適宜ミーティン

> 以上により、所期の目標を上回る成果が得られたと考えられるこ とからAと評価する。

【評価の視点】

(1) 運用受託機関等の選定・管理の強化については、北米地域に おける外国株式アクティブ運用の選定に際して定量的分析を 行うコンサルタントを活用し、超過収益獲得能力が高いと認め られる 19 ファンドを採用した。

また、既存ファンドに対しては少なくとも年に1度総合評価 を行っており、この総合評価の結果に基づき、資金配分の見直 し等を行った。令和4年度においては、以下のとおり対応した。

- ・解約…国内債券パッシブ1ファンド
- ・警告…外国債券アクティブ1ファンド
- ・警告解除…国内株式パッシブ1ファンド

パッシブ運用については、運用資産全体の長期的なリターン を向上させることを目的に、国内株式について新たなESG指 数、外国債券について米国及び欧州の 10 年超の国債のファン ド並びに米国の物価連動国債ファンドの新設を決定した。

令和4年度においては、グローバル不動産分野で行ってきた 運用受託機関の選定が完了し、オルタナティブ3資産各分野で 整備を進めてきた FoF のマネジャー・ストラクチャーの構築が 完了した。加えて、収益性の改善の観点より国内不動産分野に て新たな運用受託機関の選定に向けて取り組んだ。

なお、主要先進各国市場に投資を行う既存のグローバルイン フラストラクチャー及び不動産マンデートでは、運用受託機関 との間で、FoF レベルでの為替ヘッジプログラムを導入し、通 貨変動の影響の抑制を通じて収益性を安定化させるとともに、 運用受託機関とのアラインメントを向上させるため、目標リタ ーンの設定と成功報酬体系の一部見直しを実施した。

以上により、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。

		(2)超過収益の 獲得やスチュワー だ、より付加価値 といずの といず といず といず といず に に の に に に に た と に た に た に た に た に た れ に た れ に た れ た れ た
		(3)運用の多様 化・高度化に対応 した、より柔軟か つ質の高い資産管 理機関の利用及び 運用データの利活 用の促進を行って いるか。

ファンド

- ウ パフォーマンス不振やポートフォリオ管理上の理由等から 国内債券、外国債券、外国株式の5アクティブファンド(資産 額合計約3.3兆円)を解約した。加えて、外国債券及び外国株 式の7アクティブファンドの解約を決定した。一方で、安定的 な超過収益の確保が見込める北米地域における外国株式 19 ア クティブファンドを新たに採用し、合計約2兆円の資金を配分 した。また、国内債券アクティブ運用では超過収益獲得能力の 向上のため、5ファンドから約2.2兆円を一部回収し、同額を 7ファンドへ再配分することを決定した。
- エ 運用受託機関の管理・評価のため、RPA (ロボティックプ ロセスオートメーション)及びビジネスインテリジェンスツー ルを活用した。これにより月次の報告資料の作成業務が効率的 となり、報告資料の分析業務により多くの時間を割くことが可 能となった。
- オ 分析ツールである Aladdin の活用により独自に分析を行える ようになり、運用受託機関からの報告書を簡略化できた。
- カ 外国債券ファンドにおける貸付運用 (レンディング) の令和 4 年度収益額:190 億円
- キ 自家運用に係る取引先については、取引執行能力、事務処理 能力、情報セキュリティ対策等について総合的な評価を行っ た。 債券の売買の取引先は、18 社中 17 社を「継続」、1 社を「継 続判断保留」とした。株価指数先物取引先は、6社全てを「継 続」とし、短期資産の運用先は、15社中14社を「継続」、1社 を「継続判断保留」とした。

資産管理機関の変更に伴う、自家運用に係る新たな債券貸付 運用先については、組織体制、事務処理能力及び収益について の評価を実施し、貸付運用先とすることに問題がないことを確 認した。

(参考)

| 令和4年度の収益額

国内債券ファンド 収益額:8億円

(3) オルタナティ (3) オルタナティブ資産についての取組 ブ資産については、 【オルタナティブ資産に係る運用受託機関(FoF やゲートキーパー)

(2) 評価手法の高度化については、北米地域における外国株式ア クティブ運用の選定においてパフォーマンスの定量的分析を 行うコンサルタントを活用し、運用受託機関の超過収益獲得能 力の評価を行った。

また、パッシブ運用については、運用資産全体の長期的なリ ターンを向上させることを目的に、国内株式について新たなE SG指数ファンド、外国債券について米国及び欧州の 10 年超 の国債のファンド並びに米国の物価連動国債のファンドの新 設を決定した。

株式のスチュワードシップ責任に係る評価については、より 実質的な活動を評価できるように令和2年度に変更した評価 体系で評価を実施し、スチュワードシップ活動原則及び議決権 行使原則での要請事項をベースにヒアリングを実施。運用受託 機関の活動状況の評価を行った。また、令和4年度から、債券 のスチュワードシップ責任にかかる評価も開始し、全資産で評 価を実施した。(I-6参照)

オルタナティブ投資の各ファンドの選定時には、伝統的資産 の期待収益に対し流動性プレミアムを付加した収益の確保を 判断基準の一つとして従来から組み入れている。また、新たに 行ったLPSへの投資においてはより定量的なパフォーマン スデータの分析に重きを置いた評価を行った。運用受託機関の スチュワードシップ活動の評価については、海外年金基金にお けるESG活動の評価事例調査や外部コンサルタントからの 助言を参考に、当法人としての運用受託機関のESG活動に対 する評価体系を整理した業務マニュアルに沿って業務を進め ている。さらに、令和4年度も業務方針における日本版スチュ ワードシップ・コードの受け入れ等にかかる規定を踏まえ、よ り付加価値の高い運用受託機関の採用に向けた評価手法の高 度化を達成した。

以上により、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。

(3) 各資産管理機関の強みや課題を勘案した総合評価等を踏ま え、管理コストやBCP (事業継続計画) も考慮しながら、更 なる運用の多様化・高度化に対応できるよう資産管理機関(グ ローバルカストディを含む)の最適化を進めた。また、運用機 関のパフォーマンス及びマネジャー選択効果の迅速かつ正確 な把握等のためのBI(ビジネスインテリジェンス)ツールの 利用環境の改善及び拡大を行った。加えて、投資判断用のデー タサービスについて、ユーザー向けの研修を実施するととも に、データ利活用を推進するため、各種仕様の変更や品質管理 向上のためのモニタリングを実施した。(I-5参照)

以上により、所期の目標を達成していると考える。

マネジャー・エント	の選定】
リー制を活用し、運	運用受託機関の選定に当
用受託機関の採用	ために必要な認可や年金賞
を進めるとともに、	て公募を実施することとし
採用にあたっては、	令和4年度においては、
運用受託機関との	に最終選考先として絞り込
アラインメントを	了した。なお、選定にあた
強化する観点から、	用し、採用した運用受託機
手数料体系等に留	アラインメントを強化する
意する。モニタリン	体系の導入に加え、運用受
グの手法の改善に	また、国内不動産分野に
ついては、継続的に	に関する運用受託機関の選
取り組む。	関とのアラインメントの確
	た審査を進めてきており、
	委員会にて承認した。
	【オルタナティブ資産に係
	採用した運用機関の管理
	況、案件のパイプラインや
	要な措置を取ることにより
	ては、インフラストラクチ
	ベート・エクイティ分野で
	期的なミーティングを実施
	在の早期把握に努めた。
	【オルタナティブ資産への
	インフラストラクチャー
	用した運用受託機関を通じ
	和5年3月末現在の残高は
	プライベート・エクイテ
	た運用受託機関を通じて投
	年3月末現在の残高は4,67
	不動産分野については、

当たっては、年金積立金の運用を受託する 資産の運用残高等満たすべき要件を定め している。

グローバル不動産分野において、前年度 込んだ運用受託機関1社と契約締結を完 たっては、外部コンサルタントの知見も活 幾関との間では当法人と運用受託機関との る観点から、成功報酬に重きを置いた報酬 受託機関による共同投資を採用した。

においても新たな投資手法を活用した投資 選定に向けて取り組んだ。特に運用受託機 確保、潜在的な利益相反軽減に重きを置い 契約締結に向けた条件協議を続け、投資

係る運用受託機関の管理】

理は、月次及び四半期毎に投資の進捗状 や運用実績等について報告を求め、適宜必 り行うこととしている。令和4年度におい チャー分野、国内外不動産分野及びプライ で採用した運用受託機関と上記のような定 施し、パフォーマンスの動向、リスクの所

の投資】

一分野においては、平成29年度以降に採 じて投資残高の積み上げを行った結果、令 は1兆4,478億円となった。

ティ分野については、投資信託及び採用し 投資残高の積み上げを行った結果、令和5 673 億円となった。

不動産分野については、平成29年度以降に採用した運用受託機 関を通じて投資残高の積み上げを行った結果、令和5年3月末現在 の残高は9,194億円となった。

【モニタリング、リスク管理の体制強化】

平成 29 年度より開始した FoF やゲートキーパーを通じた投資ー 任形式、並びに令和4年度より開始したLPS投資手法でのオルタ ナティブ投資の進捗に鑑み、定量的リスク管理指標に基づくモニタ リング手法によるリスク管理の精緻化とオルタナティブ資産全体 及び各資産別の投資パフォーマンス分析手法の高度化を継続した。 運用受託機関に対し、運用ガイドラインを示し、その遵守状況、

	運用状況等をミーティングにおいて確認するなど、適切にリスク管理を実施している。加えて、リスク及びパフォーマンス管理のため、定期的に運用受託機関からレポートを受領し、運用受託機関及び投資先ファンドの管理を行っている。運用受託機関より運用データの報告を受けるためのデータフォーマットの利用・格納については、データセキュリティ、利便性、利用コストの観点から既往システム	
	から新システムへの更改を円滑に実施した。	
Land	4) 運用フロン (4) 運用部門のミドル・バック業務を担う運用管理部に、新たに金の専門性を最大 融業界出身者を採用・配置し(正規職員2名(企画役1名、主事 1名))、同部の体制強化を図った。	
	制の強化を行っいるか。	〈課題と対応〉 特になし。

I - 5

リスク管理

①主要なアウ	トプット(アワ	ウトカム)情報							②主要なインプット	青報(財務情	「報及び人員	に関する情報)		
旨標等	達成目標	基準値	令和	令和	令和	令和	令和			令和	令和	令和	令和	令和
		(前中期目標期間	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度			2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
		最終年度値等)												
金積立金の資産 成割合と基本ポ	適切なリスク管理	月1回以上	54 回	56 回	58 回				予算額(千円)		はおります。	おい口掛と油上		
、フォリオとの 単状況を把握し										1		載が困難な理由》 A の第3337778	WATE - 7 1 1-	
上で、必要な措										1		金の管理及び運用		
を実施した回数 産全体のリスク								+				業務全般のみを管		<i>、</i> たがって、
生主体のリヘク 確認し、リスク	適切なリスク管理	10 回	28 回	242 回	242 回				決算額 (千円)	評価項目	ごとの財務情報	報等の記載は不可	能。	
担の程度につい の分析・評価及														
各年度の複合べ											_			
チマーク収益率 の乖離要因の分														
等を実施した回														
重リスク管理の	適切なリスク管理	4 同	14 回	13 回	13 回			\vdash	 経常費用(千円)					
況を経営委員会 報告し、経営委	是20167717日生		111	10 🗀						_	_	_	_	_
会でモニタリン														
を実施した回数								H	(m)(((((m)		1			
								Щ	経常利益(千円)	_		- -	_	-
									行政コスト(千	_	_	_	_	_
									円)					
									従事人員数	_	_		_	-

注)予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3.	各事業年度の業務	に係る目標、計画、	業務実績、年度評	価に係る自己評価				
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績	責・自己評価		
					業務実績	自己評価		
	6. リスク管理	6. リスク管理	6. リスク管理		6. リスク管理	<評定と根拠>		
	年金積立金につ	(1)年金積立金の	(1)年金積立金の		(1) 年金積立金の管理及び運用におけるリスク管理	評定: S		
	いては、分散投資に	管理及び運用にお	管理及び運用にお		資産全体については、リターン・リスク等の特性が異なる国内	令和3年度後半より市場変動が大きな状況が継続する中、令和4		
	よる運用管理を行	けるリスク管理	けるリスク管理		債券、国内株式、外国債券及び外国株式に分散投資を行うことに	年度もリスク管理の強化に取り組んだ。		
	い、また、資産全体、	リターン・リスク	リターン・リスク		より、リスクの低減に努めた。	パフォーマンス評価や運用リスク管理の方法を精緻化し、適時適		
	各資産、各運用受託	等の特性が異なる	等の特性が異なる		また、運用受託機関及び資産管理機関への委託並びに自家運用	切なリバランスに活用した。①実ポートフォリオと基本ポートフォ		
	機関及び各資産管	複数の資産に分散	複数の資産に分散		により管理及び運用を行うとともに、運用受託機関及び資産管理	リオとの乖離状況を把握・対応した回数は 58 回(基準値比約4倍		
	理機関等の各種リ	投資することをリ	投資することをリ		機関からの報告等を求め、必要に応じ運用受託機関とのミーティ	強)、②リスク分析・評価及び複合ベンチマーク収益率との乖離要因		
	スク管理を行うこ	スク管理の基本と	スク管理の基本と		ング等を通じ問題点がないかを確認し、適正な管理に努めた。	の分析等を行った回数は 242 回(基準値比約 24 倍)となった。		
	と。	し、年金積立金の管	し、年金積立金の管		リスク管理の状況については、毎回の経営委員会において、理	法人がポートフォリオ全体を一体的に管理運用する体制が整っ		
	適切かつ円滑な	理及び運用に伴う	理及び運用に伴う		事長から報告を行い、管理運用業務担当理事からもより詳細な報	たことも受けて、リスク管理面で新たな取組を実行した。基本ポー		
	リバランスの実施	各種リスクの管理	各種リスクの管理		告を行い、さらに執行部からも毎四半期の運用リスク管理状況等	トフォリオとの乖離状況等の把握・分析等については、オルタナテ		
	に必要な機能の強	を適切に行う。リス	を適切に行う。リス		を報告し、経営委員会においても適切にモニタリングを行った。	ィブ資産が資産全体に与える影響が大きくなる中、新たにオルタナ		

化を図るとともに、 複合ベンチマーク | いては、理事長から | いては、理事長から 収益率(各資産のベー経営委員会に対し ンチマーク収益率して定期的に報告し、 をポートフォリオ 経営委員会におい で加重したもの) に ても適切にモニタ よるリスク管理を「リングを行う。 行うこと。

ルッキングなリス 一ついては、運用受託 | 期のリスク分析を|機関からの報告等 行う等、運用リスクトに基づき、資産全 管理の高度化を図 体、各資産、各運用 ること。

種運用リスクの管 | 自家運用について、 理状況について適 以下によることと 切にモニタリング を行うこと。

【重要度 高】

割を果たすことか ら、重要度が高いも のとする。

ク管理の状況につしク管理の状況につ

また、具体的なリ する。

資産全体

基本ポートフォ と基本ポートフォ 1回把握するとと もに、必要な措置を 講じる。

また、適切かつ円 滑なリバランスを|滑なリバランスを 実施するため、市場 実施するため、市場 動向の把握・分析等 動向の把握・分析等 を行うとともに、資しを行うとともに、資 産全体のリスクを 産全体のリスクを 確認し、リスク負担 確認し、リスク負担 の程度についてのの程度についての 分析及び評価並び 分析及び評価並び に各年度の複合べ ンチマーク収益率 ク収益率との乖離 基本ポートフォリ との乖離要因の分

経営委員会に対し て定期的に報告し、 経営委員会におい ても適切にモニタ リングを行う。

また、具体的なリ また、フォワード スク管理の方法に スク管理の方法に ついては、運用受託 ク分析とともに長 | 機関及び資産管理 | 機関及び資産管理 機関からの報告等 に基づき、資産全 体、各資産、各運用 受託機関及び各資│受託機関及び各資 経営委員会は、各 産管理機関並びに 産管理機関並びに 自家運用について、 以下によることと する。

① 資産全体

基本ポートフォ 上記の事項は、年金|リオを適切に管理|リオを適切に管理 事業の運営の安定 するため、年金積立 するため、年金積立 のための主要な役 | 金の資産構成割合 | 金の資産構成割合 と基本ポートフォ リオとの乖離状況 リオとの乖離状況 を少なくとも毎月 を少なくとも毎月 1回把握するとと もに、必要な措置を 講ずる。

また、適切かつ円

に複合ベンチマー 要因の分析等を行しオとの乖離状況を

<評価の視点> (1) 年金積立金 の資産構成割合と

部による運用リスク管理の実務に関する説明も行った。

オルタナティブ投資については、オルタナティブ資産固有のリ スク項目の洗い出しを含む運用リスク管理フレームワークの下、 第一線部署のオルタナティブ投資室と第二線部署の運用リスク 管理室がより密に連携してリスク管理を実施している。顕在化し たリスク事象のモニタリング及びパフォーマンス管理指標を含 む お 定量・ 定性 データの モニタリング 方法の 整理・ 高度化を 通じ、 リスク管理の更なる強化を行った。採用した運用受託機関から は、月次レベルで一覧化されたリスク管理対象項目についての発 生有無と対応策を記載したリスク管理レポートの提出を受け、内 容を精査した上で運用リスク管理委員会にて毎月及び四半期で 報告を継続している。

資産全体

【乖離状況の把握等】

基本ポートフォリオを適切に管理するために、年金積立金の資 産構成割合と基本ポートフォリオとの乖離状況を ABOR (会計用デ ータ) ベース及び IBOR (投資判断用データ) ベースで引き続き滴 時把握した。また、インハウスで実施した株価指数先物取引の情 報、約定日ベースや決定したリバランス情報もタイムリーに反映 し、基本ポートフォリオをより適切に管理した。

基本ポートフォリオの乖離許容幅を超えて乖離している場合 には、その範囲内に収まるようにリバランスを行い、適切に管理 することとしているが、令和4年度においては、乖離許容幅の上 限または下限に達することはなかった。

また、市場分析については令和4年度には定量分析を強化し、 法人内の運用関係部室、運用受託機関、経済環境コンサルタント、 投資戦略情報提供業者による経済・金融分析・市場見通し等も集 約し、それらの見方の違いや、地政学的リスクに関する分析等を 含めて多面的な分析を行ったうえで、資金配分・回収に活用した。

ポートフォリオを一体として運用していく中、リスクを資産全 体で詳細に分析及び評価する重要性が増してきており、資産横断 でリスク分析が可能な Aladdin や Barra one で各々のモデル及び ファクターの特徴や相違点を認識しつつ、各ツールの機能を広範 囲に応用し、投資戦略とその結果の関係をリスクファクター別に 複眼的かつ多角的な角度から分析し、PDCAサイクルの精度向

このほか、経営委員会におけるモニタリングに資するため、執行「ティブ資産の直接的及び間接的な影響も把握・分析した。従来から 行っているリスク分析においても、ファンド要因やベンチマーク要 因をより細分化し、リスクファクターと関連付けた分析の拡充を実 施するなど精緻化を進めた。各オルタナティブ資産のリスク・リタ ーン特性の実態に応じたプロキシ比率の変更も実施した。

> 資産全体のリスク管理では、リスク管理ツール (Aladdin 及び Barra one)、リスク計測に用いるデータ (ABOR (会計用データ) 及 び IBOR (投資判断用データ))、リスク計測の際の観測期間や保有期 間も複数用いて適時適切に計測し、複眼的なリスク管理を実施し た。年度末における金融市場の混乱にも迅速に対応した。

> 各資産においても、リスク管理をさらに強化した。具体的には、 ①北米地域における外国株式のアクティブファンドへの投資に当 たっては、パッシブファンドの設定も併せて行い、アクティブファ ンド群から生じるスタイルリスクや地域別ウエイトを補正(I-3) 参照)、②令和4年度中に外国株価指数先物取引を開始し、機動的な リバランスを実施(I-3参照)した。

> 資金の投入及び回収に際しての市場への影響については、リバラ ンスのための専門のチームにおいて執行方法をきめ細かく運用機 関と調整し、過大なインパクトがないように執行を行ったととも に、事後検証も都度実施した。(I-1参照)

> 令和4年度の超過収益率についてはベンチマーク並みを確保し、 収益率についてはプラスとなった。代表的なリスク指標では、推定 トラッキングエラーは 16bp~44bp (令和4年度末は 26bp、令和3 年度は 18bp~35bp)、VaR レシオは 1.00~1.04 (令和 3 年度は 1.00 ~1.03) と引き続き低水準で推移した。上記のような取組が奏功し、 世界的なインフレ率の急上昇を背景とした各国の金融引締め政策 の中で、市場のボラティリティが高まり、米欧で連鎖して金融機関 が破綻するに至るなど様々な不確定要素が生じた中でも、リスクを 前年度並みの低水準に抑制した。

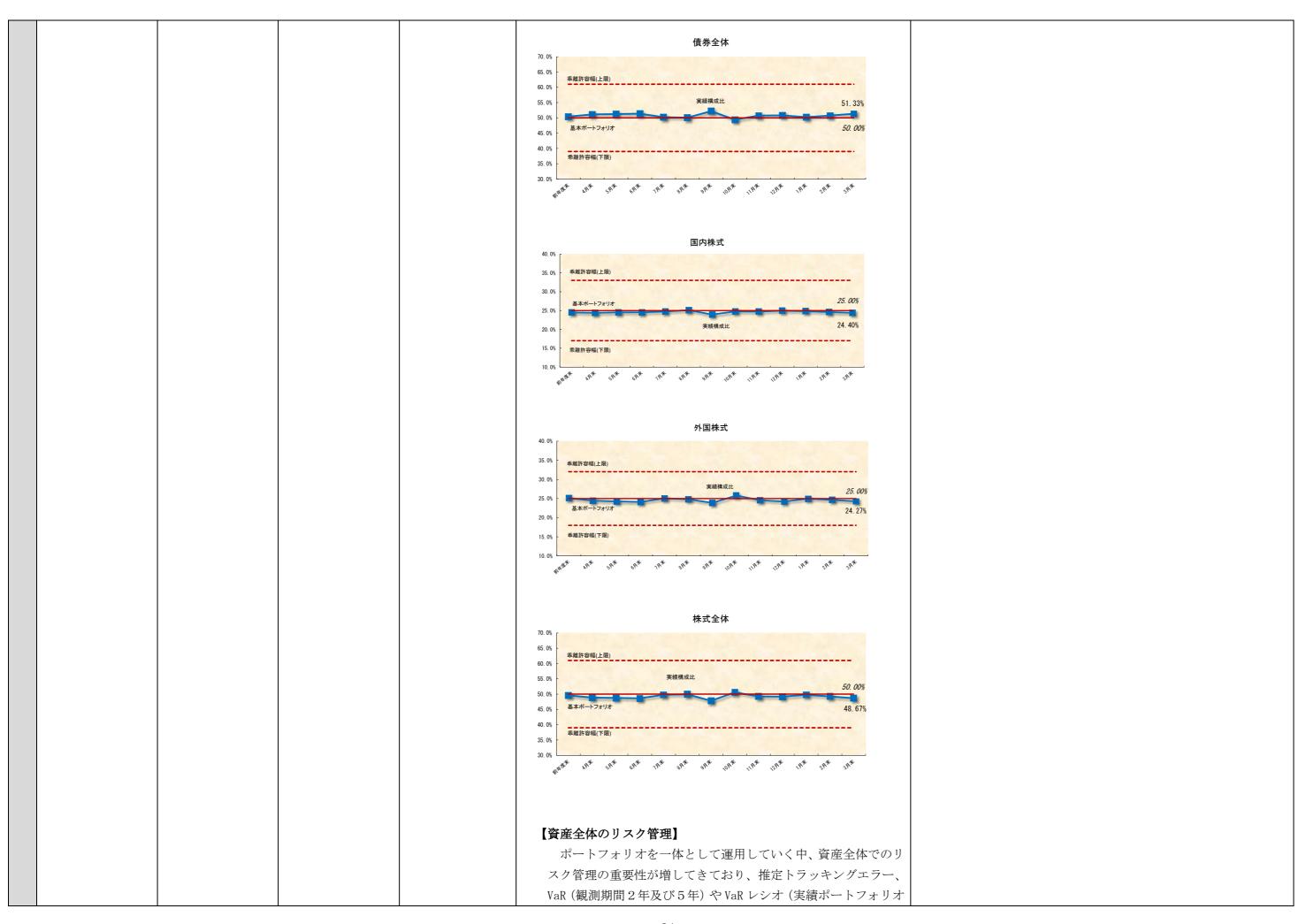
> 年度を通じて市場のボラティリティが大きな環境が継続した中 で、新たな取組も積み重ねてリスクを低水準に抑制しつつ、必要な 収益をおおむね確保したことは、当法人の目標である「年金財政上 必要な運用利回りを最低限のリスクで確保」を量的及び質的に上回 る顕著な成果が得られたと考えられる。

> 以上により、所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得 られたと考えられることからSと評価する。

【評価の視点】

(1) 資産全体の資産構成割合とポートフォリオとの乖離状況を、 ABOR (会計用データ)及び IBOR (投資判断用データ)ベースで 適時適切に把握し、経営委員会への報告も適切に行ったことか ら、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。

Ir hite. > 1>	5		
析等を行う。	う。 少なくとも、じている。 とも、じている。 (2) 適バるのででは、ののでは、ののででは、ののででは、ののででは、ののででは、ののででは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、ののでは、できないではないでは、できないではないでは、できないではないでは、できないではないでは、できないではないではないでは、できないではないではないではないではないではないではないではないでは、できないではないではないではないではないではないではないではないではないではないでは	は、オルタナティブ資産の寄与が高まる中、オルタナティブ資産の直接的及び間接的な影響を除いた分析も行ったほか、欧米債券の指数会社と信託銀行の評価タイミングの相違の影響を分析し、より詳細な分析を行った。さらに、ベンチマーク要因やファンド要因について、より投資行動に沿った精緻な分析を行うため、新たにファンドグループ別、マネジャー・ベンチマーク別でも要因分析を行い、分析結果を視覚的に確認できるビジネスインテリジェンスツールを用いて適時多角的に分析した。 リスクを把握・分析するためのモニタリングについては、①実際のポートフォリオと基本ポートフォリオとの乖離状況を把握・対応した回数58回(基準値比約4倍強)、②リスクを確認し、リスク負担の程度の分析・評価及び各年度の複合ベンチマーク収益率との乖離要因の分析等を実施した回数242回(基準値比約24倍)となり、基準値比で大幅に増加している。ベンチマーク収益率を用いたパフォーマンス評価の結果を日次で把握し、毎週投資	(2)市場分析については、法人内の運用関係部室、運用受託機関、経済環境コンサルタント、投資戦略情報提供業者による経済・金融分析・市場見通し等も集約し、それらの見方の違いや、地政学的リスクに関する分析等を含めて多面的な分析を行ったうえで、資金配分・回収に活用している。ボートフォリオを一体として運用していく中、資産全体のリスク管理の重要性が増してきており、資産全体のリスクを確認し、リスク負担の程度について、リスクファクター毎の分析及び評価を Aladdin 及び Barra one により分析し、両ツールでの複眼的な分析を適時適別に実施した。また、複合ベンチャーク収益率との乖離要因の分析については、オルタナティブ資産が資産全体に与える影響が大きくなる中、オルタナティブ資産の直接的な影響も把握・分析したほか、ボートフォリオを一体として運用するのに合わせ、ファンドグループ別、マネジャー・ベンチマーク別でも要因分解し、リスクファクターと関連付けた分析の拡充を実施するなど、分析の精緻化を進めた。以上により、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。

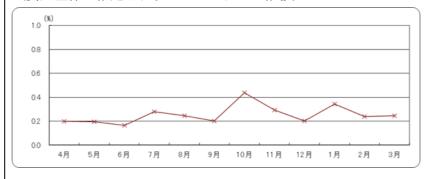


の VaR÷基本ポートフォリオ VaR) を始めとする各種リスク指標 をより詳細に分析するために、リスクファクター別に、複数のリ スク管理ツール (Aladdin 及び Barra one)、複数のデータ (ABOR (会計用データ)及び IBOR (投資判断用データ)に基づくデータ) で、日次ベースでタイムリーに把握し、きめ細かな複眼的なリス ク管理を実施した。また、こうした情報を多角的に分析するため に、ビジネスインテリジェンスツールで、個別やグループ別のベ ンチマークベース、外部委託先を個社別及びグループ別に分析し

令和4年度は年度前半に国内外の金利差が拡大し、12月に日本 銀行が金融緩和策を修正し、令和5年3月には米欧で連鎖して金 融機関が破綻するに至り、マーケットが大きく変動したのを受け て、ポートフォリオのリスク特性を踏まえ、リスクファクターや セクター等にショックを与え、収益額及び超過収益額への影響を 分析するストレステストをより詳細かつ高頻度で実施した。

令和4年度の資産全体のリスクは、①推定トラッキングエラー は 16~44bp (1bp=0.01%)、②VaR レシオは 1.00~1.04 (令和 3 年度は1.00~1.03) と低位で推移した。

〈資産全体の推定トラッキングエラーの推移〉



〈VaR レシオの推移〉



② 各資產

市場リスク、流動 ク等を管理する。ま た、外国資産につい ては、カントリーリ

② 各資產

(3) 市場リスク、 市場リスク、流動|流動性リスク、信 性リスク、信用リス | 性リスク、信用リス | 用リスク等の管理 ク等を管理する。ま 及び外国資産のカ た、外国資産についレントリーリスクの ては、カントリーリ 注視を適切に行っ

② 各資産

【各資産のリスク管理】

複数の資産をまたがってポートフォリオを運用している中、市 場リスクについても、各資産ベースに加え、複数の資産をまたが ったリスク管理を行った。具体的には、年限別の金利やデュレー ション、スプレッドといったファクターは内外債券合算ベース、

(3) 複数の資産をまたがってポートフォリオを運用している中、 市場リスクについても、各資産ベースに加え、複数の資産をま たがったリスク管理を行った。具体的には、年限別の金利やデ ュレーション、スプレッドといったファクターは内外債券合算 ベース、為替ファクターは外国債券と外国株式合算ベースでも 分析を行った。こうした分析は、Aladdin 及び Barra one で、

スクも注視する。	スクも注視する。	ているか。	為替ファクターは外国債券と外国株式合算ベースでも分析を行った。こうした分析は、Aladdin 及び Barra one で、複数の観測期間で適時適切に計測し、モニタリングした。 流動性リスクについては、年金特別会計との新規寄託金・寄託金償還等の見通しを踏まえた短期資産の状況、並びに市場におけるベンチマークの市場規模に対する管理運用法人の時価総額ウエイトの状況等を日次ベースで把握した。信用リスクについては、前年度の外国債券アクティブファンドに加え、令和4年度は国内債券アクティブファンドに加え、令和4年度は国内債券アクティブファンドに加え、ウレジット投資の保有状況のモニタリングの範囲を拡充し、リスクエクスポージャーや推定トラッキングエラー等についてマネジャー・ベンチマーク要因、ファンド要因で把握した。また、期待損失や信用 VaR といったデフォルトリスクに伴うリスク量のモニタリングも行った。カントリーリスクについては、高リスク国を抽出し、当該国への投資額について、様々な国分類基準で推移をモニタリングした。令和4年度を通じて、カントリーリスク及び信用リスク上のリスクイベントが勃発するなかで、適時適切なリスク分析を行った。	複数の観測期間で適時適切に計測し、モニタリングした。 流動性リスクについては、年金特別会計との新規寄託金・書 託金償還等の見通しを踏まえた短期資産の状況、並びに市場に おけるベンチマークの市場規模に対する管理運用法人の時份 総額ウエイトの状況等を日次ベースで把握した。 信用リスクについては、外国債券アクティブファンドだけで なく国内債券アクティブファンドについても、クレジット投資 の保有状況のモニタリングの範囲を拡充し、リスクエクスポージャーや推定トラッキングエラー等についてマネジャー・ベンチマーク要因、ファンド要因で把握した。また、期待損失や信用 VaR といったデフォルトリスクに伴うリスク量のモニタリングも行った。 カントリーリスクについては、高リスク国を抽出し、当該国への投資額について、様々な国分類基準で推移をモニタリングした。 以上により、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。
③ 各運用受託機	③ 各運用受託機	(4)運用受託機	③ 各運用受託機関	(4)運用受託機関に対し、運用目標、運用手法、リスク指標、^
関	関	関に対し、運用目	【各運用受託機関】	ンチマーク等に関する運用ガイドラインを示し、その遵守は
運用受託機関に	運用受託機関ご	標、運用手法、リス	ア 運用受託機関に対し、運用目標、運用手法、リスク指標及び	況、運用状況等をミーティングにおいて確認するなど、適切に
対し、運用目標、運	とに運用目標、運用	ク指標、ベンチマ	ベンチマーク等に関する運用ガイドラインを提示している。ま	運用状況の確認及びリスク管理を実施した。また、運用体制の
用手法、リスク指	手法、リスク指標及	ーク等に関する運	た、運用ガイドラインにおける運用受託機関からの登録・報告	変更があった場合に、随時ミーティングを行った。
標、ベンチマーク等	びベンチマーク等	用ガイドラインを	事項について、運用受託機関の負担軽減と運用状況・リスク管	さらに、特定の運用スタイルに偏っていないかをモニタリン
に関する運用ガイ	に関する運用ガイ	示すとともに、各	理の効率化を図った。	グしており、適切な管理を行っている。
ドラインを示すと	ドラインを示す。	社の運用状況及び		以上により、所期の目標を達成していると考える。
ともに、各社の運用	また、運用状況及	リスク負担の状況	イ 運用受託機関に対してファンドごとに提示したリスク管理	
状況及びリスク負	びリスク負担の状	や運用体制の変更	指標の目標値等の遵守状況、投資行動及び運用結果の報告を、	
担の状況や運用体	況についての報告	等を把握し、適切	月次及び必要に応じ随時求め、一時的な要因等により管理目標	
制の変更等を把握	のほか、随時必要な	に管理、評価を行	値を超えたもの等について確認を行った。	
し、適切に管理、評	資料の提出を求め	っているか。また、		
価する。また、運用	るとともに、定期的	運用受託機関の運	ウ 運用に関するミーティングの実施に合わせてスチュワード	
受託機関の運用ス	に各運用受託機関	用スタイル分散を	シップ・コードの取組状況に係るミーティングを実施し、対応	
タイル分散を図る	とミーティングを	図る等マネジャ	状況を把握した。なお、スチュワードシップミーティングに関	
等マネジャー・スト	行う。リスク分析ツ	ー・ストラクチャ	しては内外株式運用受託機関全社と実施した。	
ラクチャーについ	ール等を用いて運	ーについて適切な		
て適切な管理を行	用ガイドラインの	管理を行っている	エ 運用受託機関構成の見直しに際しては、運用責任者と面談	
う。	遵守状況、運用状況	カュ。	し、投資方針及び運用プロセスの合理性・納得性が高く、定量	
	及びリスク負担状		評価を勘案した定性評価に基づき、超過収益獲得の確信が持て	
	況を把握するとと		るファンドのみを選定するとともに特定のスタイルに集中し	

もに、運用体制の変 更を把握し、コンサ ルタントも活用し つつ、運用受託機関 に対し適切に管理、 評価を行う。運用受 託機関の運用スタ イル分散を図る等 マネジャー・ストラ クチャーについて 適切な管理を行う。 さらに、運用多様 化に伴うリスク管 理の高度化や運用 受託機関とのエン ゲージメント強化 等を目的として、令 和3年度に導入し た投資判断用デー タベースの活用、オ ルタナティブ資産 のデータ管理ツー ルの更新を含む関 連ツール等の整備、 及びこれらの運用 の改善を図るとと もに、データマネジ メントオフィス (デ ータの管理方針の 策定やデータの信 頼性を確保するた めの要件を定義す るなど、データ基盤 の位置づけを明確 化し、継続的にデー タ基盤を最適化す る体制) の整備を准 める。

ないよう、スタイル分散を図っている。

- オ 投資判断用データを活用し、運用受託機関から受領する速報 性の高い本データと資産管理機関から受領する会計開示用の データの両方の特性を踏まえたリスク管理が実施されている。
- カ オルタナティブ資産のデータ管理ツールについては関係各 部と緊密に連携を取り、長期的に安定運営を行う観点より新た に開発したインハウスのデータベースへの切り替えを円滑に 実施できた。

【オルタナティブ資産に係る運用受託機関】

インフラストラクチャー分野、不動産分野及びプライベート・エクイティ分野で採用した運用受託機関に対し、運用目標、運用手法、リスク指標及びベンチマーク等に関する運用ガイドラインを提示している。

また、採用後、運用受託機関と月次や四半期毎など定期的なミーティングを実施し、その遵守状況、運用状況等の報告を受ける等、運用受託機関に対する管理を適切に行った。

加えて、リスク及びパフォーマンス管理のため、定期的にレポートを運用受託機関から受領し、運用受託機関及び投資先ファンドの管理を行っている。

そうした運用受託機関からの定期的レポートを基に、オルタナティブ資産について採用しているIRRベースの目標リターンとの進捗確認を行うことに加え、各資産プライベート市場データと投資先FoFとのパフォーマンス比較分析、定量的リスク管理指標を注視案件の抽出基準として設けた個別案件モニタリングを実施し、問題の早期発見に努めた。さらに、各FoFのNAV変動要因分析、伝統的資産のパフォーマンス評価の指標として用いられる政策ベンチマークとのPME+手法(オルタナティブ投資のキャッシュフローを伝統資産のベンチマークの売買に置き換えて計算する手法)によるパフォーマンス比較により超過収益の源泉を明確化し、オルタナティブ資産全体及び各資産別の投資パフォーマンス・リスク計測・分析手法の高度化を図った。これらの各種分析については、運用リスク管理室と協働して運用リスク管理委員会での報告の高度化を図った。

【データマネジメントオフィス】

令和4年度よりシニア I Tアドバイザーが参画。DMO (データマネジメントオフィス) の整備の検討を含め、当法人の運用の多様化・高度化のためのデータ活用基盤の構築に向けた中長期的な構想の策定に着手した。

④ 各資産管理機 ● 4 各資産管理機 ● (5)資産管理機 ■ 関

資産管理機関に 示すとともに、各機 を示す。 関の資産管理状況 める。

資産管理機関ご 理の目標、管理手 対し、資産管理の目しとに資産管理の目し法、体制等に関すし 標、管理手法、体制 | 標、管理手法及び体 | る資産管理ガイド 等に関する資産管 制等に関する資産 ラインを示すとと 理ガイドラインを | 管理ガイドライン | もに、各社の資産 |

また、資産管理状 | 理体制の変更を把 | や資産管理体制の│況についての報告│握し、適切に管理 変更を把握し、適切しのほか、随時必要なし及び評価を行って に管理及び評価す 資料の提出を求め いるか。また、資産 る。また、BCP等 | るとともに、定期的 | 管理機関の複数化 | の観点から資産管 | にミーティングを | を進めるととも 理機関の複数化を | 行い、資産管理ガイ | に、運用の高度化・ 進めるとともに、運「ドラインの遵守状」多様化に対応した 用の高度化・多様化 | 況及び資産管理体 | 資産管理の体制整 | に対応した資産管 制の変更を把握し、 備を進めている 理の体制整備を進┃資産管理機関に対┃か。 し適切に管理、評価 を行う。

信用リスクにつ いては、随時管理す る。

BCP等の観点 から資産管理機関 の複数化を進める とともに、運用の高 度化・多様化に対応 した資産管理の体 制の整備を進める。

⑤ 自家運用

管理する。

⑤ 自家運用

運用目標、運用手 自家運用に係る おいて、運用目標、 法、リスク指標、ベー運用目標、運用手|運用手法、リスク ンチマーク等に関一法、リスク指標及び一指標、ベンチマー する運用ガイドラ ベンチマーク等に ク等に関する運用 インを定め、適切に | 関する運用ガイド | ガイドラインを定 | ラインを定め、随時しめ、適切に管理し 遵守状況を適切に ているか。 管理する。

関に対し、資産管

管理状況や資産管

(6) 自家運用に

④ 各資産管理機関

- ア 資産管理機関に対し、資産管理の目標、管理手法及び体制等 に関する資産管理ガイドラインを提示している。また、自家運 用における資産管理機関に対しても、資産管理ガイドラインを 提示している。
- イ 各社の資産管理状況については資産管理状況に係るデータ の提出を求めるとともに、ガイドラインにおける資産管理の目 標、管理手法及び体制等について随時必要な資料を求め、内容 を確認した。
 - ウ 各資産管理機関の強みや課題を勘案した総合評価等を踏ま え、管理コストやBCP(事業継続計画)も考慮しながら、更 なる運用の多様化・高度化に対応できるよう資産管理機関(グ ローバルカストディを含む)の最適化を進めた。
- エ 資産管理機関における体制変更等については、資産管理に影 響を及ぼすものであるため、迅速に把握の上、適切な措置を講 じることとしている。令和4年度においては、3社17件の人 事異動等による体制変更を確認した。
 - オ 信用リスクの管理については、格付状況を月1回確認し、問 題のないことを確認した。
 - カ 運用多様化に伴うリスク管理の重要性や運用受託機関との エンゲージメント強化の必要性から、投資判断用のデータサー ビスを通じて、迅速に取引データ等を収集し、リスク分析等に 活用した。

⑤ 自家運用

令和4年度より自家運用においては自ら運用方針を策定し、そ の遵守状況、運用状況等を報告することにより、適切にリスク管 理を行っている。

自家運用に係る取引先の評価について、「債券の売買の取引先」 及び「短期資産の運用先としての銀行、証券会社及び短資業者」 に関する取引執行能力、事務処理能力、情報セキュリティ対策等 を総合的に評価し、以下のとおり決定を行った。

- ・債券の売買の取引先としての証券会社は、18 社中 17 社を「継 続」、1社を「継続判断保留」とした。
- ・短期資産の運用先としての銀行、証券会社及び短資業者は、15

(5) 資産管理機関に対し、資産管理の目標、管理手法、体制等に 関する資産管理ガイドラインを示すなどの対応を行った。

また、運用多様化に伴うリスク管理の重要性や運用受託機関 とのエンゲージメント強化の必要性から、より迅速に取引デー タ等を収集し、リスク分析等に活用することができる体制整備 が図られている。

以上により、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。

(6) 令和4年度より自家運用においては自ら運用方針を策定し、 その遵守状況、運用状況等を報告することにより、適切にリス ク管理を行っており、所期の目標を達成していると考える。

値、保有債券及び購入予定債券の格付けの状況による信用リスク 及び約定前後の運用対象資産及び与信限度額について、デリバテ ィブファンドでは証拠金の管理について、運用方針に基づき、導 守している。 ⑥ トランジショ ⑥ トランジショ (7) 資産配分変 | ⑥ トランジションマネジメント (7) 資金の投入及び回収に際しての市場への影響については、リ ンマネジメント ンマネジメント バランスのための専門のチームにおいて執行方法をきめ細か 更 ベンチマーク 資金の投入及び回収に際しての市場への影響については、リバ 資産配分変更、ベー 資産配分変更、ベー変更、マネジャー ランスのための専門のチームにおいて執行方法をきめ細かく運 く運用機関と調整することにより、過大なインパクトがないよ ンチマーク変更、マーンチマーク変更、マー変更等に伴い発生 用受託機関と調整することにより、過大なインパクトがないよう うに執行を行った。 ネジャー変更等、「ネジャー変更等、」する資金移動のコ 以上により、所期の目標を達成していると考える。 に執行を行った。 様々な投資動機に 様々な投資動機に ストを適切に管理 伴い発生する資金 | 伴い発生する資金 | する体制及び仕組 移動のコストを適 移動のコストを適 みの整備を行って 切に管理する体制 | 切に管理する体制 | いるか。 及び仕組みの整備 及び仕組みの整備 を行う。 を行う。 (2) リスク管理・ (2) リスク管理・ (8) ポートフォ (2) リスク管理・内部牽制機能強化のための体制整備等 (8) リスク管理の高度化や精緻化を推進し、推定トラッキングエ 内部牽制機能強化 内部牽制機能強化 リオ全体のリスク リスク管理の高度化や精緻化を推進し、推定トラッキングエラ ラーが低水準で推移する中、オルタナティブ資産のポートフォ のための体制整備 のための体制整備 | 管理を適切に行う 一が低水準で推移する中、オルタナティブ資産のポートフォリオ リオ全体のリスクへの影響が大きくなってきたため、複数のリ 観点から、統合的 全体のリスクへの影響が大きくなってきたため、複数のリスク管 スク管理ツール (Aladdin 及び Barra one) でオルタナティブ 理ツール (Aladdin 及び Barra one) でオルタナティブ資産の資 運用資産が増大 運用資産が増大 かつ複眼的なリス 資産の資産全体への直接的及び間接的な影響を分析し、統合的 し、オルタナティブし、オルタナティブしク管理を進めると 産全体への直接的及び間接的な影響を分析し、統合的かつ複眼的 かつ複眼的なリスク管理を進めた。 投資も本格化する | 投資も本格化する | ともに、ミドル・バ | なリスク管理を進めた。 また、投資戦略部門とは別にミドル部署でもリスク情報をビ 中で、ポートフォリー中で、ポートフォリーック機能の充実・ また、投資戦略部門とは別にミドル部署でもリスク情報をビジ ジネスインテリジェンスツールに掲載し、リスクツールも複数 オ全体のリスク管 | オ全体のリスク管 | 強化を図り、牽制 | ネスインテリジェンスツールに掲載し、リスクツールも複数 (Aladdin 及び Barra one) 用いて深掘り分析し、さらに、新た 理を適切に行う観 | 理を適切に行う観 | 体制を多重化する に職員を採用するなど、ミドル機能の充実・強化を図り、牽制 (Aladdin 及び Barra one) 用いて深掘り分析し、さらに、新た 点から、統合的かつ 点から、統合的かつ など、運用リスク に職員を採用するなど、ミドル機能の充実・強化を図り、牽制体 体制を多重化し、運用リスクを適切に管理するための体制を整 複眼的なリスク管 | 複眼的なリスク管 | を適切に管理する 制を多重化し、運用リスクを適切に管理するための体制を整備し 備した。フロント部署でもビジネスインテリジェンスツール等 理を進めるととも 理を進めるととも ための体制整備を た。フロント部署でもビジネスインテリジェンスツール等を活用 を活用したリスクの把握・分析を実施し、法人全体におけるリ に、ミドル・バック に、ミドル・バック 行っているか。 したリスクの把握・分析を実施し、法人全体におけるリスクの把 スクの把握・分析、機動的な対応力が大きく向上している。 機能の充実・強化を|機能の充実・強化を 握・分析、機動的な対応力が大きく向上している。 以上により、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。 図り、牽制体制を多 図り、牽制体制を多 運用多様化に伴うリスク管理の重要性や運用受託機関とのエ 重化するなど、運用 重化するなど、運用 (9) リスク管理 ンゲージメント強化の必要性から、より迅速に取引データ等を収 (9) リスク管理の高度化を推進する観点から、リスク計測に用い リスクを適切に管┃リスクを適切に管┃の高度化を推進す 集し、リスク分析等に活用することを目的として、投資判断用デ るデータについて、ABOR (会計用データ)及び IBOR (投資判断 理するための体制 | 理するための体制 | る観点から、投資 用データ)を用いるとともに、リスクツールについても、 ータサービスを継続した。 判断用データベー Aladdin 及び Barra one を用いて、適時適切に計測する等、複 を整備する。 を整備する。 オルタナティブ投資については、オルタナティブ資産固有のリ

社中14社を「継続」、1社を「継続判断保留」とした。

なお、インハウス運用室では、各ファンドにおいて月次でリスク管理を行っているほか、日次で国内債券ファンドのリスク特性

スク項目の洗い出しを含む運用リスク管理フレームワークの下、

第一線部署のオルタナティブ投資室と第二線部署の運用リスク

管理室がより密に連携してリスク管理を実施している。顕在化し

眼的なリスク管理を進めた。

以上により、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。

また、リスク管理

また、投資判断用 スの構築や各種ツ

の高度化を推進す「データベースや各」ールの整備を一層

る観点から、投資判 | 種ツール等による | 進めるとともに、

断用データベース | 適時的確なリスク | 気候変動リスクや の構築や各種ツー 情報の収集・分析、 長期の多期間シナ ルの整備を一層進 データ利活用改善 めるとともに、気候 | 策の立案などの P | 期投資の視点から 変動リスク分析や DCAサイクルを のリスク管理手法 長期の多期間シナー通じて、リスク管理ーの調査・研究を進 リオ分析など、長期一の高度化を一層進一めているか。 投資の視点からのしめる。加えて、リス リスク管理手法の一ク管理ツールを活 調査・研究を進め 用した長期の多期 のPDCA サイクルを

切な対応を促すとしの検討を進める。 ともに、内部牽制機 能の強化を図るたしクのPDCAサイしいるか。 充・強化を図る。

め、法務機能の拡力ルを着実に実行 し、事案発生時の適 切な対応を促すと 能の強化を図るた 適切に対応する。

リオ分析など、長

(10) 業務リスク 間シナリオ分析や|着実に実行し、事 さらに、業務リス 気候変動リスク分 案発生時の適切な クのPDCAサイ 析など、長期投資の 対応を促すととも クルを着実に実行 視点からのリスク に、内部牽制機能 し、事案発生時の適し管理手法の複線化しの強化を図るた め、法務機能の充 さらに、業務リス 実・強化を行って

> (11) 各種リスク ともに、内部牽制機 管理の状況につい て経営委員会に定 め、法務室や外部の期的に報告し、経 法律専門家による 営委員会において 知見の活用を進め 適切にモニタリン ることにより、適時 グを行っている

たリスク事象のモニタリング及びパフォーマンス管理指標を含 む定量データのモニタリング方法の整理・高度化を通じ、リスク 管理体制の更なる強化を行った。採用した運用受託機関からは、 月次レベルで一覧化されたリスク管理対象項目についての発生 有無と対応策を記載したリスク管理レポートの提出を受け、内容 を精査した上で運用リスク管理委員会での毎月及び四半期にか かる報告の高度化を図った。各オルタナティブ資産のリスク・リ ターン特性の実態に応じたプロキシ比率の変更も実施した。

令和元年度に制定した業務リスク等管理規程等に則り理事長 を委員長とする内部統制委員会において、「業務実施の障害とな るリスクの識別、分析及び評価並びに当該リスクへの適切な対応 を図るための事項」を議決、「顕在化した業務リスクの発生の原 因、発生時の対応及び今後の改善策」を報告した。

内部牽制機能の強化については、法務室や外部の法律専門家に よる知見を活用し、適時適切に対応した。具体的には、法務室の 法務機能の専門性を補佐する目的で新たに6法律事務所を選定 し、国際的な金融制裁ルールの確認や金融不祥事対応の相談など でこれらの外部ネットワークを活用することで、法務リスクの早 期把握及びそれらへの適切な対応を行った。

(10) 令和元年度に制定した業務リスク等管理規程等に則り理事長 を委員長とする内部統制委員会において、「業務実施の障害と なるリスクの識別、分析及び評価並びに当該リスクへの適切な 対応を図るための事項」を議決、「顕在化した業務リスクの発生 の原因、発生時の対応及び今後の改善策」を報告した。

内部牽制機能の強化を図るために、法務室の法務機能の専門 性を補佐する目的で新たに6法律事務所を選定し、国際的な金 融制裁ルールの確認や金融不祥事対応の相談などでこれらの 外部ネットワークを活用するなど、法務機能の充実・強化を行

以上により、所期の目標を達成していると考える。

(11) 理事長からの報告に加えて管理運用業務担当理事からも経営 委員会で毎回報告し、経営委員会によるモニタリングを強化し ている。

以上により、所期の目標を達成していると考える。

〈課題と対応〉

○デリバティブの適切な利用

当法人は、必要な運用利回りを最小限のリスクで確保するため、 基本ポートフォリオに基づく長期国際分散投資を行っている。運用 収益は短い期間では大きく振れるものの、運用期間が長くなるほ ど、年率平均の収益の振れ幅を小さくする効果が期待できるためで ある。

一方、過去の市場の実績値を用いて、現行の基本ポートフォリオ での運用によるリターン分布を分析すると、長期(10年単位)では すべてプラス収益となるが、単年度では▲20%強~+30%強とな り、一時的には大きな評価捐が発生する可能性があることが示唆さ れる。

先物を始めとするデリバティブ取引は、一般にリスクが高く投機 的とされる。しかしながら、現物株のリスク管理(損失の危険の管 理)手段としては流動性や取引コスト等から有効であるため、現行 法令において損失の危険の管理目的に限って利用することとされ ている。

			当法人は、法令に基づき、令和3年度より株価指数先物を利用し、
			リバランスを効率化することでリスク管理に役立てているが、今後
			も運用資産の増加が見込まれることを踏まえ、引き続き、株価指数
			先物を適切に利用していくとともに、リスク管理の方途について更
			に検討する必要がある。
			○I-3の「課題と対応」も参照。

2. 主要な経年データ

①主要なアリ	ウトプット(アウトカム)情	報					②主要なインプット	青報(財務情	報及び人員	に関する情報	段)	
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期 間最終年度値等)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6 年度		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
スチュワードシップ活動の評価を目的とした運用受託機関との間でのエンゲージメント実施回数	スチュワードシ ップ活動の推進	26 社	68 回	83 回	113 回			予算額(千円)	当法人は		の管理及び運	 	
スチュワードシップ活動に関する東 証一部上場企業向 けアンケートの回 答数	スチュワードシ ップ活動の推進	628 社	681 社	709 社	735 社			決算額(千円)	П	目ごとの財務			
スチュワードシップ活動に関する東証一部上場企業向けアンケートの回答企業のうち法人のスチュワードシップ活動を評価する企業の割合	スチュワードシ ップ活動の推進	75%	77.9%	78.6%	77.2%			経常費用 (千円)	_	_	_	_	
ESG投資の効果 の検証を実施した 回数	ESG投資による長期的な収益 の確保	月1回以上	13 回	16 回	13回			経常利益 (千円)	_	_	_	_	
GPIF のポートフ ォリオのESG評 価(国内株式)	ESGを考慮 した投資の推 進		FTSE: 2.95/5.0 MSCI: 5.79/7.0		FTSE:3.11/5.0 MSCI:6.37/7.0			行政コスト (千 円)	_	_	_	_	
GPIF のポートフ オリオのESG評 価 (外国株式)	ESGを考慮 した投資の推 進	1 151 . 0.00/0.0	FTSE: 3.38/5.0 MSCI: 6.01/7.0		FTSE:3.26/5.0 MSCI:6.47/7.0			従事人員数	_	_	_	_	

注)予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価 中期目標 中期計画 年度計画 主な評価指標 法人の業務実績・自己評価 業務実績 自己評価 7. スチュワード 7. スチュワード 7. スチュワード 7. スチュワードシップ責任を果たすための活動 <評定と根拠> (1) スチュワードシップ責任を果たすための活動については、「投資原 | 評定: A シップ責任を果た | シップ責任を果た | シップ責任を果た すための活動及び すための活動 すための活動 則」及び「スチュワードシップ責任を果たすための方針」において、 スチュワードシップ責任を果たすための活動については、新型 ESGを考慮した コロナウイルス感染拡大の影響により、アセットオーナーフォー 企業経営等に直 ESG(環境、社 ESGの考慮を含め、当法人自身の考え方を明示している。 接影響を与えるこ 会、ガバナンス)の 運用受託機関に対しては、「スチュワードシップ活動原則」及び「議│ラムの開催は見送りとなったものの、企業向けアンケートの回答 投資 (1) スチュワー | とを避ける趣旨か | 重要性を認識し、 決権行使原則」(平成29年6月制定、令和2年2月改訂)において、 数は前年度を上回り、過去最高となった。(4年連続で過去最高を ドシップ責任を果しら、株主議決権のしスチュワードシッ 当法人としての考え方及び、運用受託機関への期待事項を明確に示し 更新) たすための活動 | 行使は直接行わ | プ責任を果たすた た上で、運用受託機関向け説明会でも内容や当方からの期待事項につ また、新たにESG情報開示研究会に参加し、情報開示、エン 年金積立金の運「ず、運用を委託し」めの活動(議決権 いて直接説明している。 ゲージメントの状況や課題の把握に努めた。 用の目的の下で、 | た民間運用機関等 | 行使権限を有する 新たな取組として、令和4年度より、当法人の国内株式運用受 被保険者の利益の一の判断に委ねる。 場合は議決権行使 (2)民間企業の経営に過度に影響を及ぼさないよう配慮し、株主総会に┃託機関による1年間のエンゲージメントカバー状況を公表。対話 ために長期的な収 ただし、管理運用 を含む。以下「スチ おける個々の議案に対する判断を当法人として行わないこととする | 社数、対話件数 (パッシブ・アクティブ別比率、テーマ別比率、役

益を確保する観点 | 法人としてのスチ | ュワードシップ活 から、市場等への「ュワードシップ責」動」という。)の目 影響に留意しつ | 任を果たすための | 的が長期的な投資 層推進すること。 る深い理解に基づ「資収益の向上を目 ージメント等を通しとを明確化する。 を図る責任をい ニケーションによ う。)を果たす上で | るエンゲージメン の基本的な方針に 沿った対応を行う|検討することと こと。 シップ活動状況に「ド》を踏まえ、「ス ワードシップ活動 責任を果たすため め、経営委員会へ | 対応を行う。 報告する。

つ、スチュワード 活動 (以下「スチュー収益の最大化を目 シップ責任を果た | ワードシップ活 | 指すものであるこ すための活動を一┃動」という。)を一┃とを運用受託機関 **層推進する観点か** に示すとともに、 その際、「責任あ」ら、運用受託機関 | 運用受託機関から る機関投資家」の への委託に当たっ は、スチュワード 諸原則《日本版ス│ては、長期的な投│シップ活動に関す チュワードシッ | 資収益の向上につ | る報告 (議決権行 プ·コード≫(平成 | ながるESG (環 | 使権限を有する場 26 年 2 月 26 日 日 | 境、社会、ガバナン | 合は議決権行使に 本版スチュワード ス)の重要性を踏 | 係るガイドライン シップ・コードに まえ、効果的なエ の提出 (変更があ 関する有識者検討 ンゲージメントを る場合に限る)及 会取りまとめ)を「行う。その際、運用」び議決権行使状況 踏まえ、スチュワ | 受託機関による議 | の年2回の報告を ードシップ責任 | 決権行使を含むス | 含む。) を求める。 (機関投資家が、 オュワードシップ 運用受託機関のス 投資先企業やその | 活動が、専ら被保 | チュワードシップ 事業環境等に関す 険者の長期的な投 活動については、 「スチュワードシ く建設的なエンゲ│指すものであるこ│ップ活動原則」及 び「議決権行使原 じて、当該企業の | また、スチュワー | 則」を踏まえた管 企業価値の向上や ドシップ活動の効 理運用法人と運用 持続的成長を促す | 果の評価について | 受託機関間の双方 ことにより、顧客・ は、管理運用法人 向のコミュニケー 受益者の中長期的 | と運用受託機関と | ションによるエン な投資収益の拡大 の双方向のコミュ ゲージメントを通 じた評価を行う。 「責任ある機関 ト等を通じながら 投資家」の諸原則 《日本版スチュワ し、スチュワード ードシップ・コー

「責任ある機関 ードシップを重視

ついては「スチュ | チュワードシップ | <評価の視点> (1) 企業経営等 報告」をとりまと の方針」に沿った に直接影響を与え ることを避ける趣 また、スチュワー旨から、株主議決 権の行使は直接行 一方、運用受託機関と、(1)で示した両原則を踏まえ、当法人の考え│員レベルの対話件数)を開示したことで、法人外部からもエンゲ を説明、対話を実施。運用受託機関に対しては、ESGの重要性を認 識し長期的な株主利益の最大化に資する株主議決権行使を求めた。

- (3) 運用受託機関に対して、株主議決権行使に係る方針の提出を求めた。 また、提出されていた議決権行使に係る方針について変更があった6│は、国内株女性活躍指数について、指数に関する情報収集・分析 社については、変更後の方針の提出を受けた。
- (4)令和4年度における株主議決権行使状況については、概ね良好な結|Index(以下、GenDi J)を選定し、運用を開始した。GenDi J指数 果であった。国内株式及び外国株式の運用受託機関延べ78ファンド から報告を求め、全ファンドが議決権行使を実施していることを確認 | 資産から一部(5000億円相当)を回収し、同指数に配分すること した。令和4年度における行使状況は次のとおりである。

(国内株式)

a 運用受託機関の対応状況

株主議決権を行使した運用受託機関数:31ファンド 株主議決権を行使しなかった運用受託機関数:0ファンド

b 行使内容

●国内株式

(単位:延べ議案数)

		令和4年度					
行使内容	会社提案	株主提案	総議案数				
賛 成	186, 517	415					
1	(89.5%)	(13.7%)	_				
反 対	21,852	2,609					
及列	(10.5%)	(86.3%)					
合 計	208, 369	3, 024	211, 393				
	(100.0%)	(100.0%)	211, 595				

(注)割合は四捨五入のため、合計しても100%にならない場合がある。

【参考:令和3年度】

(単位:延べ議案数)

		令和3年度	
行使内容	会社提案	株主提案	総議案数
賛 成	193, 430	200	_
1 1 八	(89.4%)	(10.4%)	
反 対	22, 896	1,714	_
及刈	(10.6%)	(89.6%)	
合 計	216, 326	1, 914	218, 240
	(100.0%)	(100.0%)	210, 240

(注)割合は四捨五入のため、合計しても100%にならない場合がある。

ージメント状況の把握が可能となった。

ESG (環境、社会、ガバナンス) 投資の推進については、令和 元年より導入しているインデックス・ポスティング(インデック スに関する情報を常時受け付ける仕組み)において、令和4年度 を実施した。提供された情報の分析の結果、国内株女性活躍指数 について、Morningstar Japan ex-REIT Gender Diversity Tilt への配分は、既存のESG指数に基づくパッシブファンドの運用 で運用を開始した。このESG指数間での運用資産の配分・回収 は、ポートフォリオ全体のリスク管理の一環として行った。この 結果、令和4年度末までに採用したESG指数は、合計9指数と なり、投資額も過去最高の約12.5兆円となった。

「2021 年度 ESG活動報告」では、「気候関連財務情報開示タ スクフォース」(TCFD)の提言を受けた分析をさらに充実させ、① カーボンニュートラルの実現に向けた官民の政策動向の整理、② 中央銀行等が採用するシナリオに基づいた気候変動リスク・機会 のシナリオ分析、③国内インフラ投資の再生可能エネルギー案件 における温室効果ガス排出量の削減量の分析などを新たに行っ た。また、「GPIFポートフォリオの気候変動リスク・機会分析」 では、株式、社債、国債について、「同じ前提条件に基づいて分析 する」ということを重視し、世界の主要中央銀行や金融当局によ るネットワークである「気候変動リスク等に係る金融当局ネット ワーク(NGFS)」が令和3年6月に公表した気候シナリオに基づき、 ポートフォリオの気候変動リスク・収益機会について、分析した。 そのほか、カーボンニュートラルの政策動向や企業の脱炭素目標 の設定状況について分析を行った。

さらに、「10分で分かるGPIFシリーズ~GPIFのスチュ ワードシップ活動~ | 及び「10分で分かるGPIFシリーズ~G PIFのESG投資~、~気候変動のリスクと機会~」を初めて 作成し、公式 YouTube チャンネルで配信した。

以上により、所期の目標を上回る成果が得られたと考えられる ことからAと評価する。

【評価の視点】

(1) 企業経営等に直接影響を与えることを避ける趣旨から、株 主議決権の行使は直接行わず、運用受託機関の行使判断に委 ねている。

以上により、所期の目標を達成していると考える。

投資家」	の諸原貝
《日本版	マスチュリ
ードシッ	プ・コー
ド》を踏	まえ、「フ
チュワー	-ドシッフ
責任を果	見たすため
の方針」	に沿った
対応を行	· う。

した運用受託機関わず、運用を委託 のビジネスモデルした民間運用機関 に対応した評価方 等の判断に委ねて 法や手数料体系を いるか。 検討する。

(2) スチュワー ドシップ責任を果 たすための活動 (以下「スチュワ ードシップ活動」 という。) を一層推 進する観点から、 運用受託機関への 委託に当たって、 長期的な投資収益 の向上につながる ESG(環境、社 会、ガバナンス)の 重要性を踏まえ、 効果的なエンゲー ジメントを行って いるか。その際、運 用受託機関による 議決権行使を含む スチュワードシッ プ活動が、専ら被 保険者の長期的な 投資収益の向上を 目指すものである ことを明確化して いるか。

(3) スチュワー ドシップ活動の評 価について、エン ゲージメント等を 通じて検討してい るか。

(外国株式)

a 運用受託機関の対応状況

株主議決権を行使した運用受託機関数:47ファンド 株主議決権を行使しなかった運用受託機関数:0ファンド

- b 行使内容
- ●外国株式

(単位:延べ議案数)

	令和4年度						
行使内容	会社提案	株主提案	総議案数				
養 成	250, 008	4, 706					
負	(82.7%)	(50.4%)	_				
反 対	52, 136	4,633					
及刈	(17.3%)	(49.6%)	_				
合 計	302, 144	9, 339	211 402				
	(100.0%)	(100.0%)	311, 483				

(注)割合は四捨五入のため、合計しても100%にならない場合がある。

【参考:令和3年度】

(単位:延べ議案数)

	令和3年度						
行使内容	会社提案	株主提案	総議案数				
賛 成	217, 273	3, 570					
負	(83.4%)	(50.9%)					
反 対	43, 124	3, 443	_				
及刈	(16.6%)	(49. 1%)					
合 計	260, 397	7,013	267, 410				
	(100.0%)	(100.0%)	207, 410				

- (注)割合は四捨五入のため、合計しても100%にならない場合がある。
- (5) 議決権行使の評価については、各運用受託機関の取組状況を以下の 評価項目を総合することにより実施した。
 - ・株主議決権行使ガイドラインの整備状況
 - 行使体制
 - 行使状況

令和4年度における議決権行使の取組は概ね良好であった。

(6) 運用受託機関とのコミュニケーションについては、スチュワードシ ップ責任に対する考え方を示しつつ双方向のコミュニケーションを 重視した「エンゲージメント」モデルで実施。運用受託機関とのミー ティングも年に1回の総合評価ミーティングに加え、スチュワードシ

(2) 当法人のスチュワードシップ活動は、投資原則、スチュワ ードシップ責任を果たすための方針をベースに運用受託機関 への要請としてスチュワードシップ活動原則、議決権行使原 則を定めているが、その活動の目的が長期的な投資収益の拡 大であることを明確化している。その上で、運用受託機関に 対しては、スチュワードシップ活動原則、議決権行使原則を 踏まえ、エンゲージメントと評価を実施している。ESGに ついても、スチュワードシップ活動原則で、投資におけるE SGの考慮を定め、「投資においてESG(環境・社会・ガバ ナンス)を適切に考慮することは、運用資産の長期的な投資 収益拡大の観点から、企業価値の向上や投資先及び市場全体 の持続的成長に資すると考えられることから、運用受託機関 は、セクターにおける重要性、投資先の実情等を踏まえて、 ESG課題に取り組むこと」としており、所期の目標を達成 していると考える。

(3) 双方向の対話をベースに評価している。総合評価時に行う スチュワードシップミーティングに加えて、必要に応じて意 見交換やアンケートなども実施し、運用受託機関の考えや実 施状況を確認し、評価に反映している。また、評価結果につ いては、必要に応じてフィードバックを行い、評価のポイン トや理由、次年度以降の期待事項なども併せて伝え、双方の スチュワードシップ活動の向上に努めている。

以上により、所期の目標を達成していると考える。

という観点で、債券の運用受託機関のスチュワードシップ評価を開始 した。「組織・人材」内の一項目として、スチュワードシップ評価を実 施し、スチュワードシップ方針や利益相反管理等の方針・体制面など スチュワードシップ活動を行うための組織・人材が整備されているか について評価を行った。 (4) スチュワー - (8)「スチュワードシップ活動報告」を公表した(令和5年3月30日)。│ (4)スチュワードシップ活動状況については、「スチュワードシ ドシップ活動状況 a 令和4年度の当法人のスチュワードシップ活動状況、運用受託機 ップ活動報告」をとりまとめ、令和5年3月30日に公表した。 について、「スチュ 関のスチュワードシップ活動状況、運用受託機関に対する期待と課 エンゲージメントカバー状況を初めて公表し、エンゲージメ ワードシップ活動 題、当法人の今後の対応及び株主議決権行使状況の概要について報 ント状況の透明性の向上に努めた。経営委員会にも報告、質 報告」をとりまと 告した。 疑を実施した。 め、経営委員会へ b 当法人のスチュワードシップ活動は、投資原則、スチュワードシ 以上により、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。 報告しているか。 ップ責任を果たすための方針に基づき、アセットオーナーとしての スチュワードシップ責任を果たし、運用受託機関に対してスチュワ (5) 日本版スチ ードシップ活動原則・議決権行使原則の遵守を求める(comply or | (5)投資原則、スチュワードシップ責任を果たすための方針に ュワードシップ・ 基づき、アセットオーナーとしてスチュワードシップ責任を explain) ことを明示している。 コードを踏まえ、 c 個別の議決権行使結果公表機関についてはリンク先とともにスチ 果たし、運用受託機関に対しては、平成29年6月制定(令和 スチュワードシッ ュワードシップ活動報告の中で公表している。 2年2月一部改定)のスチュワードシップ活動原則及び議決 d 当法人の取組事項も増えているため、冒頭のページにこの一年間 権行使原則において期待する事項を明確化している。これら プ責任を果たす上 での基本的な方針 の主なトピックスを記載。「債券のスチュワードシップ活動の評価 を双方向のコミュニケーションのベースとしてエンゲージメ ントを実施している。運用受託機関におけるスチュワードシ に沿った対応を行 開始」、「スチュワードシップ活動及びESG投資の効果測定」、 っているか。 「YouTube での情報発信」の3点を記載した。 ップ活動における取組・課題の把握に努める一方、その活動 e また、令和4年度より初めて、当法人の国内株式運用受託機関に が企業からどのように受け止められているかを把握するため よる1年間のエンゲージメントカバー状況を公表。対話社数、対話 TOPIX構成銘柄企業を対象に企業向けアンケートを実施した。 件数(パッシブ・アクティブ別比率、テーマ別比率、役員レベルの Climate Action100+や30%Club (日英)、ICGN、CII などグロ 対話件数)を開示し、外部からもエンゲージメント状況の把握をで ーバルなイニシアティブへの参加も通じて、スチュワードシ きるようにした。 ップ活動の向上に努めた。また、新たにESG情報開示研究 会に参加し、情報開示やエンゲージメントの状況や課題の把 (9) 国内株式パッシブ運用において、スチュワードシップを重視したビ 握に努めた。 ジネスモデルとして、エンゲージメント強化型パッシブファンドを4 平成29年6月に制定(令和2年2月一部改定)したスチュ 社に委託。それぞれの運用受託機関のエンゲージメントの特徴および ワードシップ活動原則及び議決権行使原則において、ESG エンゲージメントの進捗状況について、図やグラフ等を用いながらス の考慮を運用受託機関に求めることを明示し、重大なESG チュワードシップ活動報告で報告している。引き続き、KPIの達成 課題についてヒアリングを実施した。 状況、翌年度のマイルストーンの確認・評価を行っていく。 株式運用の総合評価において、「スチュワードシップ責任に 45

ップミーティングをはじめ、その時々のテーマや必要に応じて、ミーティングやアンケートを都度実施する体制にしており、年間を通じて活動を評価する体制で運営している。この評価結果は令和4年度の総

(7) 令和2年3月24日に再改訂された日本版スチュワードシップ・コードで株式以外の資産への適用が可能になったため、法人内で債券のスチュワードシップ評価について検討を重ねてきたが、令和4年度から「投資先企業の持続的な成長を促し信用リスクの低減に資するか」

合評価に反映させた。

(10) 運用受託機関におけるスチュワードシップ活動における取組・課題 等を把握する観点から以下の取組を行った。

- ・運用受託機関のスチュワードシップ活動に関する評価と「目的を持った対話」(エンゲージメント)の実態把握を目的として、「TOPIX 構成銘柄企業向けアンケート」を実施した。
- ・企業には統合報告書作成や非財務を含む情報開示の充実を促し、投資家にはその活用を働き掛けることを目的に、当法人の運用受託機関が選ぶ「優れた開示シリーズ」として以下の優れた開示を公表。 ①国内株式運用受託機関が選ぶ「優れた統合報告書」、「改善度の高い統合報告書」を公表した。

②TCFD については、日本企業の賛同が大きく拡大し、国際的な開示 基準の議論でも取り上げられるなど、今後グローバルな開示フォーマットになりうる可能性が高いことから、内外株式運用受託機関に 国内株及び外国株の「優れた TCFD 開示」の選定を依頼し公表した。

・国連が提唱する責任投資原則 (PRI) 他、グローバルなイニシア ティブへの参加状況は以下の通りであり、国内外関係団体・機関と の連携強化を図っている。

PRI、Climate Action100+、TCFD、30%Club (日英)、Thirty Percent Coalition (米)、ICGN (International Corporate Governance Network)、CII (Council of Institutional Investors)。これらのイニシアティブへの参加を通じて、気候変動をはじめとしたE (環境)、ダイバーシティに代表されるS (社会)、全てに共通するG (コーポレートガバナンス) について、ESGの各テーマにおける情報収集をバランスよく行い、知見を向上させるとともに、運用受託機関が協働エンゲージメントなどでどのような役割を担っているかの確認にも活用した。また、PRIでは各種 Committee に所属しているほか、CA100+では日本やアジアの特性についてアドバイスする Asia Advisory Group にも参加している。また、ESG情報開示研究会にオブザーバーとして新たに参加した。

- ・「グローバル・アセットオーナーフォーラム」については、令和4年 度も新型コロナウイルス感染拡大の影響により、開催は見送った が、代わりに、個別にミーティングを実施した。
- (11) 令和2年度の総合評価から、スチュワードシップ責任にかかる取組 の評価について、より実質的な活動を評価する体系に変更し、評価を 実施している。

令和4年11月~12月にかけて、全ての株式運用受託機関に対しヒアリングを実施し、継続的なエンゲージメントの実施や対話内容の充実等、運用受託機関と投資先企業との間で前向きな対応が行われていること、また運用受託機関のスチュワードシップ活動の課題を確認した。運用受託機関のスチュワードシップ活動における取組・課題については、次のようなものがあった。

係る取組」の中で取組状況を評価。評価のウエイトは以下の 通りである。

株式パッシブ運用:評価全体の30%

株式アクティブ運用:評価全体の10%

債券運用については、令和4年度から債券のスチュワードシップ評価を開始し、債券の総合評価については、「組織・人材」内の一項目で評価を実施。

さらに、令和4年度は、情報発信強化の一環として、YouTube で「10分で分かるGPIFシリーズ~GPIFのスチュワードシップ活動~」を初めて作成し、配信した。

オルタナティブ資産の運用において、ESGの取組状況の 把握のため、ESG評価プロセスの体系を業務マニュアル化 し、以下の対応を実施している。

- a. プライベート・エクイティ、不動産、インフラストラクチャー各分野において運用受託機関とのLP契約や運用ガイドライン等にてESGに関する報告を義務付けており、会計年度末に年次ESGレポートを受領し、ESG課題の把握、及び当該年度における具体的な活動状況や翌年度の方針等について報告を受け、これらの項目の評価を実施している。
- b. 業務方針における日本版スチュワードシップ・コードの受け入れ等にかかる規定を踏まえ、選定済の運用受託機関(FoF 及びゲートキーパー)については総合評価時に自社の責任投資原則(PRI)への取組体制、投資先である個別ファンドに対するPRIへの署名促進を含むESGに関するエンゲージメントの状況について確認を実施しているほか、日本版スチュワードシップ・コードの各原則を網羅した質問票や対話等によりESG活動の多面的な把握・評価を実施した。
- c. 不動産分野においては、投資先運用機関のESG活動を評価・モニターするために国際的枠組みである GRESB に加入し、積極的に運用受託機関に対する啓蒙と投資先ポートフォリオにおけるESG活動への取組強化を引き続き促した。特に、国内不動産分野においては、運用受託機関に GRESB への加入を奨励するとともに、投資先から入手すべきESGにかかる報告基準を呈示することでESG評価の公平性を維持している。また、インフラストラクチャー分野においても令和4年度に GRESB に加入した。

以上により、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。

・全体的なレベルは上がっており、各社、取組内容、スピードともに 進んでいる。 ・パッシブ及びアクティブとも、ほとんどの機関がエンゲージメント 方針やESG方針などを有している。社としての哲学や理念、プロ セスを各方針や取組に落とし込み、企業体としての継続的な取組に 発展。定期的に見直しもされている。国内株式では、改訂版コーポ レートガバナンス・コードへの対応、市場区分の見直しなど、環境 の変化に合わせた対応が早い段階からとられており深化している。 スチュワードシップ活動やエンゲージメントに関わるメンバーは、 業務の特性もあり比較的経験豊富な層が中心になることが多いが、 ここ数年はベテランの退職のタイミングに差し掛かっており、新卒 を含む若手や多様なバックグラウンドを持つ人材の採用を通じて、 サステナブルなチーム構築がなされるようになってきている。 グローバルのエンゲージメントを一元管理できる社内プラットフ ォームやシステムの導入が進み情報の共有が進んでいるほか、最近 はデータサイエンティストチームによるデータの分析に力を入れ ている機関もある。 ・内外株式及び外債ファンドには、SFDR8条適用ファンドも複数存在 することを確認。 ・議決権行使はエンゲージメントと一体と考えており、長期的な企業 価値向上を促す取組を期待。議決権基準においてもメッセージ性を 高め、エンゲージメントに活用しているケースや政策保有株式や TSR 基準、ダイバーシティの基準を導入する機関もある。 (12) 令和4年度は、6月~7月にかけて北米地域における外国株式の新 規選定、翌2月~3月にかけてグローバル株式の新規選定を行い、ス チュワードシップ評価も行った。新規先には、選定時及び採用後に当 法人からの要請事項を伝え、必要に応じて個別にエンゲージメントも 実施した。 (13) 令和4年度は、情報発信強化の一環として、YouTube で「10分で分 かるGPIFシリーズ~GPIFのスチュワードシップ活動~」を初 めて作成し、配信した。 (14) 当法人では、スチュワードシップ活動・ESG投資は投資期間が長 期にわたるほどリスク調整後のリターンを改善する効果が期待され ると考えている。各取組の開始から相応に期間が経過しデータも蓄積 されてきていることから、PDCAサイクルを適切に回すために、高 度な統計分析の知見を有するコンサルティング提供会社と協働し、令 和5年度~6年度にかけて定量的な効果測定を行うため、令和5年3 月に定量的分析コンサルティング業務の公募を開始。スチュワードシ ップ活動の効果測定として、エンゲージメントの効果検証(エンゲー ジメントがもたらすESG指標や企業価値向上への影響についての

慮した投資 ること。

(1)の年金積立│証していく。 金の管理及び運用

した投資等

した投資等

利益のために長期

び市場全体の持続│先及び市場全体の│先及び市場全体の│ものである等とい 的成長が、運用資 持続的成長が、運 持続的成長が、運 収益の拡大に必要 | 投資収益の拡大に | 投資収益の拡大に | 本的な方針に留意 | 的要素であるES│保険者の利益のた│保険者の利益のた│ス)を考慮した投│た。 G(環境、社会、ガ┃めに長期的な収益┃めに長期的な収益┃資の取組を進めて┃ バナンス)を考慮 | を確保する観点か | を確保する観点か | いるか。 した投資を推進する、財務的な要素し、財務的な要素 に加えて、非財務│に加えて、非財務 その際、被保険者 | 的要素であるES | 的要素であるES の利益のために長 G (環境、社会、ガ Gを考慮した投資 期的な収益確保を「バナンス」を考慮しを推進するととも 図る目的で行われした投資を推進すして、その効果を継 るものである等と るとともに、その 続的に検証してい いった第3 1 効果を継続的に検 く。

取組が先行して 取組が先行して いる株式運用以外 の基本的な方針に いる株式運用以外 においても、各資 因果関係解明) や運用受託機関の議決権行使に関する検証(利害関係 先とその他企業への議決権行使の違いの変化)等をテーマとして予定 している。

- (15) 平成29年度に開始した投資一任でのオルタナティブ投資の運用機 関の選定において、「スチュワードシップ責任を果たすための方針」 に従い、以下の通り適切な対応を行っている。
 - ・公募応募時の質問票において、運用受託機関のスチュワードシッ プ・コードの受け入れ及びスチュワードシップ責任を果たすための 方針の他、責任投資原則(PRI)への対応方針を把握した。
 - ・審査時には、現地面談等を通じて運用受託機関のESG評価体制、 投資判断時やモニタリング時におけるESG要素の考慮手法、及び投 資先個別ファンドへのエンゲージメントの内容等の確認を強化した。 運用開始後は、定期的な面談等を通じて上記取組状況に関する報告 を定期的に受けている。また、年次でESGレポートの提出を義務付 けた。加えて、PRIが公表したESG活動に関する質問票、外部コ ンサルタントとの協議の上作成した運用受託機関のスチュワードシ

ップ評価基準によりESG活動の多面的な把握・評価を実施した。

(2) ESGを考 8. ESGを考慮 8. ESGを考慮 (6) 被保険者の 8. ESGを考慮した投資等

当法人の投資原則では「投資先及び市場全体の持続的成長が、運用資産 年金積立金運用 年金積立金の運 年金積立金の運 的な収益確保を図 の長期的な投資収益の拡大に必要であるとの考え方を踏まえ、被保険者の において投資先及 | 用において、投資 | 用において、投資 | る目的で行われる | 利益のために長期的な収益を確保する観点から、財務的な要素に加えて、 非財務的要素であるESG(環境・社会・ガバナンス)を考慮した投資を ┃った年金積立金の┃推進する┃とされている。このような基本的な考え方に則り、令和4年度 産の長期的な投資 | 用資産の長期的な | 用資産の長期的な | 管理及び運用の基 | においては、主に以下のような取組を進めた。

株式運用においては、国内株式のテーマ型指数について審査を行った結 であるとの考え方 | 必要であるとの考 | 必要であるとの考 | しつつ、ESG(環 | 果、Morningstar Japan ex-REIT Gender Diversity Tilt Index (以下、 を踏まえ、非財務 | え方を踏まえ、被 | え方を踏まえ、被 | 境、社会、ガバナン | GenDi J) を選定し、その指数に基づく国内株式のパッシブ運用を開始し

GenDi Jの特徴としては、以下が挙げられる。

- ①Equileap 社による企業のジェンダー・ダイバーシティに関する取組 みの評価に基づき、指数構成銘柄のウエイトを調整
- ②同指数の組入対象企業数は930銘柄(※令和5年2月末時点)と国内 上場企業を幅広くカバー
- ③業種ウエイトは中立化されており、低いトラッキングエラーと低い売 買回転率を実現

Morningstar 社の GenDi J指数への配分は、既存のESG指数に基づく パッシブファンドの運用資産から一部 (5000 億円相当) を回収し、同指数 に配分することで運用を開始した。このESG指数間での運用資産の配 分・回収は、ポートフォリオ全体のリスク管理の一環として行った。

この結果、令和4年度末までに採用したESG指数は、合計9指数とな り、投資額は約12.5兆円となった。

(6) 被保険者の利益のために長期的な収益確保を図る目的で行 われるものである等といった年金積立金の管理及び運用の基 本的な方針に留意しつつ、環境・社会問題などの負の影響を 減らし、運用資産全体の長期的なリターンを向上させるため、 ESG (環境・社会・ガバナンス) を考慮した投資を推進して いる。

令和元年10月以降に、インデックス・エントリー制をイン デックス・ポスティングとし、募集分野を限った部分実施を 開始し、令和4年度においては、国内株式のテーマ型指数に ついて、指数に関する情報収集・分析を実施した。

提供された情報の分析の結果、国内株式テーマ型指数につ いて、Morningstar Japan ex-REIT Gender Diversity Tilt Index を選定し、その指数に基づく国内株式のパッシブ運用 を開始した。

また、当法人のESG投資は長期投資が前提であり、特定 のセクターやファクターに偏りがあることで、ESG以外の 要因により、投資パフォーマンスが大きく左右されることは 望ましくないと考え、コンサルテーションを通じた指数メソ ドロジーの改善も実施した。

以上により、被保険者の利益のために長期的な収益確保を 図る目的で行われるものである等といった年金積立金の管理 及び運用の基本的な方針に留意しつつ所期の目標を上回る成 果が得られたと考える。

FR # 1		(5) D 0 0 10 1/10		
	ても、各資産ごとに異なる特			(7) 当法人の投資原則では「投資先及び市場全体の持続的成長
	に異なる特性などを踏まえな			が、運用資産の長期的な投資収益の拡大に必要であるとの考
	を踏まえな がら、ESGを考			え方を踏まえ、被保険者の利益のために長期的な収益を確保
	ESGを考 慮した取組を進め			する観点から、財務的な要素に加えて、非財務的要素である
められる基本的な 慮した]	取組を進め る。	て行われているか	一方、債券運用においては、世界銀行グループと発表した共同研究報告 	ESG(環境・社会・ガバナンス)を考慮した投資を推進す
考え方にのっとっる。		及びその効果につ	書「債券投資への環境・社会・ガバナンス(ESG)要素の統合」を踏ま	る」とされている。このような基本的な考え方に則り、ES
て行われているか		いて継続的に検証	え、世界銀行グループの国際復興開発銀行(IBRD)と国際金融公社(IFC)	G投資による短期的な投資パフォーマンスのみならず、ES
について継続的に		しているか。	に加え、欧州投資銀行 (EIB)、アジア開発銀行 (ADB)、北欧投資銀行 (NIB)、	G評価の向上や企業のESG対応の強化が金融市場の持続可
検証すること。			アフリカ開発銀行 (AfDB)、欧州復興開発銀行 (EBRD)、イスラム開発銀行	能性向上やリスク調整後のリターンの向上につながっている
			(IsDB)、欧州評議会開発銀行 (CEB)、米州開発銀行 (IDB) の国際開発金	のかをESG活動報告で、毎年多面的に評価・検証を行って
			融機関 10 行が発行するグリーンボンド、ソーシャルボンド、サステナビ	いる。令和4年8月には第5回目の報告書となる「2021年度
			リティボンドへの投資機会を当法人が運用を委託する運用会社に提案す	ESG活動報告」を刊行し、同9月には同報告書の英語版を
			る仕組みを構築・継続した。また、各国の政策金融機関についても、ドイ	公表した。2021年度版では同年度のESGに関する取組の紹
			ツ復興開発銀行(KfW)、スウェーデン地方金融公社(Kommunivest)、オラ	介やポートフォリオのESG評価などに加えて、「気候関連財
			ンダ自治体金融公庫 (BNG Bank)、オランダ水道整備金融公庫 (NWB Bank)、	務情報開示タスクフォース」(TCFD)の提言を受けた分析をさ
			ノルウェー地方金融公社 (KBN)、カナダ輸出開発公社 (EDC) の6行と同様	らに充実させた。また、令和2年に初めて刊行した「GPI
			の仕組みを構築・継続し、令和5年3月末時点での投資実績は約1.9兆円	Fポートフォリオの気候変動リスク・機会分析」は継続して
			となっている。	刊行。2021 年度版では、株式、社債、国債について、「同じ前
			なお、ESG投資の効果については、短期的な投資パフォーマンスのみ	提条件に基づいて分析する」ということを重視し、世界の主
			ならず、ESG評価の向上や企業のESG対応の強化が金融市場の持続可	要中央銀行や金融当局によるネットワークである「気候変動
			能性向上やリスク調整後のリターンの向上につながっているのかを多面	リスク等に係る金融当局ネットワーク (NGFS)」が令和3年6
			的に評価・検証している。令和4年8月には第5回目の報告書となる「2021	月に公表した気候シナリオに基づき、ポートフォリオの気候
			年度 ESG活動報告」を刊行し、同9月には同報告書の英語版を公表し	変動リスク・収益機会について、分析した。そのほか、カーボ
			た。2021 年度版では同年度のESGに関する取組の紹介やポートフォリ	ンニュートラルの政策動向や企業の脱炭素目標の設定状況に
			オのESG評価などに加えて、「気候関連財務情報開示タスクフォース」	ついて分析を行った。
			(TCFD)の提言を受けた分析をさらに充実させ、①カーボンニュートラルの	以上により、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。
			実現に向けた官民の政策動向の整理、②中央銀行等が採用するシナリオに	
		(8) 株式運用以	基づいた気候変動リスク・機会のシナリオ分析、③国内インフラ投資の再	(8) 債券運用においては、世界銀行グループと発表した共同研
		外においても、各	生可能エネルギー案件における温室効果ガス排出量の削減量の分析など	究報告書「債券投資への環境・社会・ガバナンス (ESG)要
		資産の特性などを	を新たに行った。また、令和2年に初めて刊行した「GPIFポートフォ	素の統合」を踏まえ、世界銀行グループの国際復興開発銀行
		踏まえながら、E	リオの気候変動リスク・機会分析」は継続して刊行。2021 年度版では、株	(IBRD) と国際金融公社 (IFC) に加え、欧州投資銀行 (EIB)、
		SGを考慮した取	式、社債、国債について、「同じ前提条件に基づいて分析する」ということ	アジア開発銀行 (ADB)、北欧投資銀行 (NIB)、アフリカ開発銀
		組を進めている	を重視し、世界の主要中央銀行や金融当局によるネットワークである「気	行(AfDB)、欧州復興開発銀行(EBRD)、イスラム開発銀行
		か。	候変動リスク等に係る金融当局ネットワーク (NGFS)」が令和3年6月に	(IsDB)、欧州評議会開発銀行 (CEB)、米州開発銀行 (IDB) の
			公表した気候シナリオに基づき、ポートフォリオの気候変動リスク・収益	国際開発金融機関 10 行が発行するグリーンボンド、ソーシャ
			機会について、分析した。そのほか、カーボンニュートラルの政策動向や	ルボンド、サステナビリティボンドへの投資機会を当法人が
			企業の脱炭素目標の設定状況について分析を行った。	運用を委託する運用会社に提案する仕組みを構築・継続した。
			令和4年度は、情報発信強化の一環として、YouTube で「10分で分かる	また、各国の政策金融機関についても、ドイツ復興開発銀行
			GPIFシリーズ~GPIFのESG投資~、~気候変動のリスクと機会	(KfW)、スウェーデン地方金融公社(Kommunivest)、オランダ
			~」を初めて作成し、配信した。	自治体金融公庫 (BNG Bank)、オランダ水道整備金融公庫 (NWB
			オルタナティブ資産の運用においては、令和2年度よりESG評価プロ	Bank)、ノルウェー地方金融公社 (KBN)、カナダ輸出開発公社
			セスの体系を業務マニュアル化し、選定済の運用受託機関(FoF 及びゲー	(EDC) の6行と同様の仕組みを構築・継続し、令和5年3月
			トキーパー) については総合評価時に自社の責任投資原則 (PRI) への	末時点での投資実績は約1.9兆円となっている。

取組体制、投資先である個別ファンドに対するPRIへの署名促進を含む ESGに関するエンゲージメントの状況について確認を実施しているほ か、業務方針における日本版スチュワードシップ・コードの受け入れ等に かかる規定を踏まえ、日本版スチュワードシップ・コードの各原則を網羅 した質問票や対話等によりESG活動の多面的な把握・評価を行ってい る。また、不動産分野に加え、インフラストラクチャー分野においても、 投資先運用機関のESG活動を評価・モニターするための国際的枠組みで ある GRESB に加入している。国内不動産分野においては、運用受託機関に GRESBへの加入を奨励するとともに、投資先から入手すべきESGにかか る報告基準を呈示することでESG評価の公平性を維持している。

当法人では、スチュワードシップ活動・ESG投資は投資期間が長期に わたるほどリスク調整後のリターンを改善する効果が期待されると考え ている。各取組の開始から相応に期間が経過しデータも蓄積されてきてい ることから、PDCAサイクルを適切に回すために、高度な統計分析の知 見を有するコンサルティング提供会社と協働し、令和5年度~6年度にか けて定量的な効果測定を行うため、令和5年3月に定量的分析コンサルテ ィング業務の公募を開始。ESG投資の効果測定として、ESG指数に基│○ESG、スチュワードシップ活動に対する効果測定 づく株式パッシブ運用の効果検証(ESG投資が企業行動に与えた影響の 分析)や企業価値・投資収益向上に資するESG要素の研究(ESG要素 │ 点から、スチュワードシップ活動やESGを考慮した投資に取り と企業価値・投資収益向上に関する因果関係解明)等を予定している。

オルタナティブ資産運用においては、運用会社の選定時に、 運用会社全体のESGへの取組方針、運用プロセスにおける ESGインテグレーション、投資実行後の監督体制や投資家 への報告体制等について、質問票による調査やESG推進に 関わる担当者との面談、外部コンサルタントによる評価等、 複数の角度から審査を継続している。また、運用開始後は、 運用会社のESGへの取組態勢の変化や、運用会社が分散投 資した投資ファンドの責任投資原則 (PRI) への署名の有 無やESG要素への対応状況等について、モニタリングを実 施するとともに、各運用会社には、ESGへの取組状況を記 載した報告書の提出を求めるほか、運用会社と定期的に面談 を行い、適切な状況把握とエンゲージメントを継続している。 以上により、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。

〈課題と対応〉

当法人は、被保険者の利益のために長期的な収益を確保する観 組んでいるが、スチュワードシップ活動やESG投資の効果の発 現には長い期間を要する。

このため、ESG投資による短期的な投資成果のみならず、E SG評価の向上や企業のESG対応の強化が金融市場の持続可能 性向上やリスク調整後のリターンの向上につながっているのかに ついて、毎年、ESG活動報告としてとりまとめている。今中期 目標期間においては、新たにGPIFポートフォリオの気候変動 リスク・機会分析を追加的に行う等、より多面的な評価・検証に 努めている。

さらに、スチュワードシップ活動やESG投資の開始から期間 が経過する中で、関連データの蓄積が徐々に進んでいることから、 当法人の活動のPDCAサイクルを回す観点より、これまでの取 組の効果についての検証を実施し、将来的な取組の改善や見直し につなげていく必要がある。

1. 当事務及び事業に関する基本情報

I — 7

情報発信・広報及び透明性の確保

①主要なアウ	トプット(ア	ウトカム)情報	 足					②主要なインプット情	青報(財務情	報及び人員に	関する情報)		
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期 間最終年度値等)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6 年度
Twitter による情 報発信の回数	情報発信・広報活動の充実	291 回 (フォロワー数 27,973、閲覧回数 3,454,746)	230 回 (フォロワー 数 33,962、閲 覧回数 4,623,682)	292 回 (フォロワー 数 46,117、閲 覧回数 11,225,383)	314 回 (フォロワー 数 56,958、関 覧回数 6,806,533)			予算額(千円)	当法人(については、業	が困難な理由》 の管理及び運用 務全般のみを管 等の記載は不可	理している。し	
YouTube への動画 掲載の回数	情報発信・広報活動の充実	8本 (登録者数 1,284、視聴回数 7,604)	9本 (登録者数 2,296、視聴回 数 22,368)	14本 (登録者数 9,013、視聴回 数 41,825 (HP 掲載動画の再 生数 4,717回 を含む))	17本 (登録者数 9,061、視聴回 数 25,461 (HP 掲載動画の再 生回数 5,719 回を含む))			決算額(千円)	_	_	_	_	
生人のホームペー ジへの訪問件数 (セッション数)	情報発信・広報活 動の充実	795,215	725,096	839,243	737,170			経常費用(千円)	_	_	_	_	
広報効果測定調査 における、法人を 「信頼できる」及 び「信頼できない」 との評価の数値	情報発信・広報活動の充実	「信頼できる」: 33.1% 「信頼できない」: 27.7%	一 (第四期中期 目標期間にお ける新たな広 報効果測定調 査を準備中)	「信頼でき る」: 37.4% 「信頼できな い」: 21.5%	「信頼でき る」: 38.8% 「信頼できな い」: 21.2%			経常利益(千円)	_	_	_	_	
								行政コスト (千 円)	_	_	_	_	
								従事人員数	_	_	_	_	

注)予算額、決算額は支出額を記載。人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載

3	3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価							
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価			
					業務実績 自己評価			
	8. 情報発信・広報	9. 情報発信・広報	9. 情報発信・広報		9. 情報発信・広報及び透明性の確保	<評定と根拠>		

及び透明性の確保

国民の関心等に の在り方を検討し、

民の理解を深める 労働省と連携して、 国民に分かりやす く説明すること。

スチュワードシ

及び透明性の確保

国民の関心等に 応じて戦略的に情 応じて戦略的に情 応じて戦略的に情 報発信や広報活動 報発信や広報活動 の在り方を検討し、 専門家のみならず、専門家のみならず 国民やメディアに 国民やメディアに 対する情報発信や対する情報発信や対する情報発信や 広報活動の一層の┃広報活動の一層の┃広報活動の一層の 充実に継続的に取し充実に継続的に取し充実に継続的に取 り組むとともに、そり組むとともに、そ の評価や効果の把┃の評価や効果の把┃の評価や効果の把 握・分析に努めるこ 握・分析に努める。

年金積立金の管 年金積立金の管 理及び運用に関し 理及び運用に関し 理及び運用の方針して、各年度の管理及 並びに運用の状況┃び運用実績の状況┃の理解と協力を得 等(年金積立金の役) (運用資産全体の) るため、年度の業務 割、長期分散投資の一状況、運用資産ごと 効果、長期運用機関 の状況、各運用受託 料をより一層分か である法人の特性|機関等の状況、管理 に応じた運用の状 運用委託手数料、運 況等) について、年 用受託機関等の選 金積立金の管理及 定等を含む。) 等に 用して迅速に公表 び運用に対する国一ついて、毎年1回一する。また、運用の (各四半期の管理 | 多様化、高度化や国 ことができるよう、 及び運用実績の状 際化においても国 年度の業務概況書 況 (運用資産全体の 等の公開資料をよし状況及び運用資産し開・広報活動の在り り一層分かりやす ごとの状況を含 方を検討し、充実等 いように工夫する む。) 等については を図る。 こと等により、厚生 四半期ごとに) ホー ムページ等を活用の取組を進めるこ して迅速に公表す る。

また、管理運用法しするとともに、管理 ップ活動やESG 人が、数十年の投資 運用法人が、数十年 を考慮した投資に 期間を有する超長 の投資期間を有す ついて、長期的な収 期投資家であり、か る超長期投資家で 益を確保する観点 つ、今後数十年にわ あり、かつ、今後数 からの取組である たり積立金が大き 十年にわたり積立 ことを踏まえて、分しく積み上がっていし金が大きく積みあ かりやすく情報発しく可能性が大きい、

及び透明性の確保

国民の関心等に 報発信や広報活動 の在り方を検討し、 専門家のみならず 国民やメディアに り組むとともに、そ 握・分析に努める。

年金積立金の管 て、国民のより一層 概況書など公開資 りやすいように工 夫するとともに、ホ ームページ等を活 民に対する情報公

具体的には、以下 ととし、その際、市 場への影響に留意 がっていく可能性

令和4年度においても、新型コロナウイルス感染症の影響が継続 | 評定: A したことから、ソーシャルメディアを活用した広報活動に注力した。

績や長期分散投資の効用等を継続的に投稿した。また、年度後半に│画を活用した分かりやすい情報発信に力を入れた。 閲覧数が減少したため、新たに「GPIFのファクト再発見」シリ ワー数は過去最高を更新した。

た。このため、新たに、役職員が直接出演してGPIFの役割や活 回る 17 本となった。動画は公式ホームページにも掲載し、ツイッタ 17,857 の 25,461 (某準値比約 335%) と高水準である。 ーでもショート版の発信を行うなど、複数媒体で展開した。以上の 持し、過去最高となった。

の展望などを紹介し、記者との活発な質疑応答を行った。

連続のマイナス収益を記録したものの、短期の収益だけではなく累しワー数は過去最高となっている。 積収益額などにも触れるものが多かった。

に努めた。

令和4年度の役職員の講演等への登壇は、当初はオンライン中心 | 改善を図っていく。 だったが、徐々に対面式が増えた。ESGやスチュワードシップ活 計32回登壇し、引き続き法人の情報発信に努めた。

できない」と回答した割合が減少した。

令和4年度は、中期目標に掲げられている戦略的な情報発信のた 公式ツイッターは、PDCAに基づく改善を行いながら、運用実しめ、引き続きソーシャルメディアを活用した広報活動を行い、特に動

公式 YouTube チャンネルは、新たに、役職員が直接出演して当法人 ーズを投稿した。結果、閲覧数は減少したものの、年度末のフォロ | の役割や活動等を紹介する動画を作成した。「10分で分かるGPIF| シリーズを3本、「GPIF植田CIOに聞いてみよう」シリーズを 公式 YouTube チャンネルは、前年度の特殊要因(著名チャンネル 2本など、年間の動画掲載は基準値比プラス9回の 17 回(基準値比 による紹介)による急増の反動と思われる視聴回数の減少がみられ | 約 213%)、登録者数は基準値比プラス 7,777 の 9,061 (基準値比約 706%)と増加が続いている。登録者数は過去最高となっている。ま 動等を紹介する動画を作成した。最終的に動画投稿数は前年度を上│た、視聴回数は前年度の反動が見られたものの、基準値比ではプラス

公式ツイッターは、当法人の取組について継続して紹介するととも 結果、視聴回数は減少したものの、チャンネル登録者数は増加を維┃に、業務内容を紹介する「お仕事紹介」シリーズ及び各種データを紹 介する「GPIFのファクト再発見」シリーズを新規投稿した。年間 - 年2回の理事長会見のうち、1月の新年メディア懇談会は、3年 │ 投稿数は 314 回(基準値比約 108%)と原則全営業日発信した。アウ ぶりに対面方式で開催した。第4期中期目標期間の振り返りや今後 トカムを表すフォロワー数は基準値比プラス 28,985 の 56,958 (基準 値比約 204%)、インプレッション(閲覧)数は基準値比プラス - 運用状況の報道に関しては、令和4年度第3四半期まで4四半期│3,351,787 回の 6,806,533 回(基準値比約 197%)となった。フォロ

公式ホームページへの訪問件数(セッション数)は、基準値比マイ また、地上波テレビの取材において、初めて当法人のオフィス内 ↑ ナス 58,045 の 737,170 (基準値比約 93%) となったが、上記 SNS を 部や会議の模様を紹介するなど、一般被保険者を意識した情報発信│あわせた全体としては、十分な実績を挙げたと評価する。次年度以降 は利用が多いツイッターからの誘導、コンテンツの拡充など継続的に

業務概況書においては、今中期計画期間より、運用に関する知識・ 動、オルタナティブ投資関連の講演会など、国内外のイベントに合 | 経験がそれほど多くない方が読むことを想定して、冒頭で年金制度に おける積立金の位置付けや当法人の役割等について分かりやすく解 これらの取組を進める中で7月に実施した広報効果測定調査で┃説するページを設けている。2021 年度版では、新たにオルタナティブ は、当法人の活動を「信頼できる」と回答した割合が上昇し、「信頼 │ 投資、スチュワードシップ活動やESG投資についての解説を追加し た。また、管理運用業務担当理事兼CIOが当法人の1年間の運用に ついて解説し、積極的な情報発信及び透明性の向上を図った。

> 広報効果測定調査では、当法人を認知している人のうち、当法人の 活動を「信頼できる」と回答した人の割合は38.8%となり、基準値に 比べて 5.7 ポイント増えた一方で、「信頼できない」と回答した人の 割合は21.2%となり基準値に比べて6.5ポイント減少した。

> ESG活動に関する情報発信については、ESGの取組を評価し、 投資効果の確認と透明性を確保する観点から、「2021 年度 ESG活 動報告」を刊行した。さらに、引き続き「GPIFポートフォリオの 気候変動リスク・機会分析」も刊行した。報告書では、TCFD の提言に 沿った情報開示も行っているとともに、気候変動リスク・機会が当法 人のポートフォリオに与える影響について統合的な分析を行った。

以上により、所期の目標を上回る成果が得られたと考えられること

信すること。

投資について、投資のあるべき運用の一踏まえ、そのあるべ 手法や投資対象等 | 姿について多面的 | き運用の姿につい を分かりやすく情 な観点(長期国際分 報発信すること。

結果、保有する全て「て検討を深める。 の有価証券の銘柄 その際、管理運用 深める。 名(債券については | 法人のホームペー と。また、経営委員 | 等を含め案件の性

要をそれぞれ厚生 労働省令(年金積立 | 取組については、定 | 政法人の業務運営、 財務及び会計並び えて、取組内容を継 図る。 に人事管理に関す 続的に改善する。 る省令(平成 18 年

の確保を図るため、

【重要度 高】

公表すること。

割を果たすことか 録等及び議事概要

オルタナティブ ることを踏まえ、そ 性を有することを 散投資の必要性、オー期国際分散投資の 法人が行う年金 ルタナティブ投資 必要性、オルタナテ 積立金の管理及び の意義、スチュワー 運用の透明性を確 | ドシップ活動やE | チュワードシップ 保するため、年金積 | SG投資の考え方 | 活動やESG投資 立金の運用結果、運 | 等) から国民の理解 | の考え方等) から国 用手法、管理運用委 を得られるよう、分 民の理解を得られ 託手数料、運用受託 | かりやすい情報発 | るよう、分かりやす 機関等の選定過程・ 信の在り方につい い情報発信の在り

な情報発信を工夫 議事録及び議事概しする。

さらに、経営委員 厚生労働省令第 60 会が重要事項と判 号)) で定める期間 断する事項につい の経過後速やかに ては、経営委員会の 審議を経て議決を 行うなど、経営委員 会による適切な監 上記の事項は、年 督の下で、その透明 金積立金の管理及 性を確保するとと び運用に対する国しもに、経営委員会の 民の信頼を確保する審議の透明性の確 るための主要な役 保を図るため、議事

という特性を有すしが大きい、という特 て多面的な観点(長 ィブ投資の意義、ス 方について検討を

発行体名)及び当該 ジや業務概況書等 (1)第4期中期計 銘柄の時価総額に┃の一層の充実を図┃画期間における広┃に応じて戦略的に ついて、公表するこ | るほか、役員の講演 | 報の方向性や広報 | 情報発信や広報活 内容に応じた効果 動の在り方を検討 会の審議の透明性 格に応じた効果的 的なコミュニケー し、情報発信や広報 ションツールの活 活動の一層の充実 用方策等を整理し こうした広報の た基本的方針をも むとともに、その評 とに、広報活動の評 価や効果の把握・分 金管理運用独立行 期的に検証等を行 価を定期的に行い、 析を行っているか。 い、その結果を踏ま「活動内容の改善を

<評価の視点>

(1)国民の関心等 に継続的に取り組

(1) 令和2年度に策定した、第4期中期計画期間における広報の 方向性や広報内容に応じた効果的なコミュニケーションツール の活用方策等を整理した基本的方針「GPIFにおける当面の 広報方針」をもとに、令和4年度も引き続き一般被保険者への 情報発信を強化した。

引き続き公式ツイッターからの情報発信の充実を図った。具 体的には、年金財政における積立金の役割、累積収益、長期分 散投資等、当法人の取組について継続して紹介するとともに、 各部署の業務内容を紹介する「お仕事紹介」シリーズ及び運用 手数料率やファンド数などのデータを紹介する「GPIFのフ ァクト再発見」シリーズを新規投稿した。年間投稿数は314回 (基準値比約 108%) と原則全営業日発信した。アウトカムを 表すフォロワー数は基準値比プラス 28,985 の 56,958 (基準値 比約 204%)、インプレッション(閲覧)数は基準値比プラス 3,351,787回の6,806,533回(基準値比約197%)となった。フ オロワー数は過去最高となっている。

YouTube については、リニューアルした3つの動画(「GPI Fってなに?」、「ESG図解」及び「GPIF works for all generations」)、運用状況の動画、新年メディア懇談会の動画の 掲載に加え、新たに、ESG投資やスチュワードシップ活動に ついて職員が直接出演して分かりやすく解説した動画(「10分 で分かるGPIF」シリーズ) 3本及び、管理運用業務担当理 事兼CIOが直接出演して当法人の役割等を分かりやすく紹介 した動画(「GPIF植田CIOに聞いてみよう」シリーズ)2 本を公開し、年間の動画掲載は基準値比プラス9回の17回(基 準値比約 213%)、登録者数は基準値比プラス 7,777 の 9,061 (基

から、Aと評価する。

【評価の視点】

(1)令和2年度に策定した、第4期中期計画期間における広報の方 向性や広報内容に応じた効果的なコミュニケーションツールの 活用方策等を整理した基本的方針「GPIFにおける当面の広報 方針」をもとに、令和4年度も引き続き一般被保険者への情報発 信を強化した。

引き続き公式ツイッターからの情報発信の充実を図った。具体 的には、年金財政における積立金の役割、累積収益、長期分散投 資等、当法人の取組について継続して紹介するとともに、各部署 の業務内容を紹介する「お仕事紹介」シリーズ及び運用手数料率 やファンド数などのデータを紹介する「GPIFのファクト再発 見」シリーズを新規投稿した。年間投稿数は314回(基準値比約 108%) と原則全営業日発信した。アウトカムを表すフォロワー 数は基準値比プラス 28,985 の 56,958 (基準値比約 204%)、イン プレッション(閲覧)数は基準値比プラス 3,351,787 回の 6.806.533 回(基準値比約 197%) となった。フォロワー数は過 去最高となっている。

YouTube については、リニューアルした3つの動画 (「GPIF ってなに?」、「ESG図解」及び「GPIF works for all generations」)、運用状況の動画、新年メディア懇談会の動画の掲 載に加え、新たに、ESG投資やスチュワードシップ活動につい て職員が直接出演して分かりやすく解説した動画(「10分で分か るGPIF | シリーズ) 3本及び、管理運用業務担当理事兼CI Oが直接出演して当法人の役割等を分かりやすく紹介した動画 (「GPIF植田CIOに聞いてみよう」シリーズ) 2本を公開 し、年間の動画掲載は基準値比プラス9回の17回(基準値比約 213%)、登録者数は基準値比プラス 7,777 の 9,061 (基準値比約

ら、重要度が高いもをそれぞれ厚生労 のとする。

働省令 (年金積立金 管理運用独立行政 法人の業務運営、財 務及び会計並びに 人事管理に関する 省令(平成18年厚 生労働省令第60 号))で定める期間 の経過後速やかに 公表する。

加えて、管理運用 法人が行う年金積 立金の管理及び運 用の透明性を更に 高めるため、保有す る全ての有価証券 の銘柄名(債券につ 価総額を公表する。 ィブ投資の投資案 るだけ分かりやす を進めるとともに、 質的な費用についしやすく説明する。 て、できる限り詳細 なレベルで把握し た上で、適切な情報 開示の在り方を検 討する。その際、運 用会社等との契約 内容にも配慮する。 これらの情報公

開に当たっては、市 場への影響に留意 する。

(2) 基本ポートフ (2) 年金積立金の いては発行体名)と オリオの考え方や 管理及び運用の方 当該有価証券の時 長期国際分散投資・ 針並びに運用の状 ESG投資の意義 | 況等(年金積立金の 併せて、オルタナテ | 等をホームページ | 役割、長期分散投資 で分かりやすく説の効果、長期運用機 件についても、でき | 明する。また、オル | 関である法人の特 タナティブ投資に 性に応じた運用の い形での情報開示 | ついても、その意 | 状況等) について、 義・役割や投資案件 年金積立金の管理 運用会社等に対し の概要等をホーム 及び運用に対する て支払っている実 ページ等で分かり 国民の理解を深め ることができるよ う、年度の業務概況 書等の公開資料を より一層分かりや すいように工夫す ること等により、国 民に分かりやすく 説明しているか。

準値比約 706%) と増加が続いている。登録者数は過去最高と なっている。また、視聴回数は、前年度の反動が見られたもの の、基準値比ではプラス 17,857 の 25,461 (基準値比約 335%) と高水準である。

公式ホームページへの訪問件数(セッション数)は、基準値 比マイナス 58,045 の 737,170 (基準値比約 93%) となったが、 次年度以降は利用が多いツイッターからの誘導、コンテンツの 拡充など継続的に改善を図っていく。

「年金積立金の管理及び運用に関して、国民の一層の理解と 協力を得る」ことを目的として行う当法人の広報活動について、 「その企図する効果が得られているか評価・分析するための調 査」(広報効果測定調査)を7月に実施した。当法人を認知して いる人のうち、当法人の活動を「信頼できる」と回答した人の 割合は38.8%となり、基準値に比べて5.7ポイント増えた一方 で、「信頼できない」と回答した人の割合は 21.2%となり基準 値に比べて 6.5 ポイント減少した。

(2) 基本ポートフォリオの考え方や長期国際分散投資・ESG投 | 資の意義等については業務概況書やホームページにおいて説明 しているほか、主要4資産の時系列データや身近な例を活用し、 長期国際分散投資について国民へわかりやすく訴求するよう、 ホームページのコンテンツを充実させている。

令和4年度は、新たに、ESG投資やスチュワードシップ活 動について職員が直接出演して分かりやすく解説した YouTube 動画(「10分で分かるGPIF」シリーズ)及び、管理運用業務 担当理事兼СІОが直接出演して当法人の役割等を分かりやす く紹介した YouTube 動画(「GPIF植田CIOに聞いてみよ う」シリーズ)をホームページにも掲載した。

オルタナティブ投資について、業務概況書において具体的な 投資案件の概要を掲載し具体的なイメージが掴みやすいように 記載の工夫を継続した。また、年度ごとに各アセットについて コラム形式で分かり易く解説を加えており、令和4年度には、 オルタナティブ資産にかかる NAV 変動要因、オルタナティブ資 産の収益率計測方法について、の2トピックにかかるコラムを 掲載し、読者のオルタナティブ投資に対する理解の促進を図っ た。また、令和2年度からは、ホームページ内にオルタナティ ブ投資の意義や役割、投資先の具体的なイメージについて理解 を深めることができるような一般向けのコーナー「オルタナテ ィブ資産の運用とは」を開設し、その意義・役割や投資案件の 概要等を投資案件の写真を使うなどして分かりやすく説明して おり、令和4年度においても記載内容の一部見直しを行い、分 かりやすい情報発信に努めた。公式ツイッターでも、投資案件 の写真やイラスト等を使ってオルタナティブ投資の意義を分か

706%)と増加が続いている。登録者数は過去最高となっている。 また、視聴回数は、前年度の反動が見られたものの、基準値比で はプラス 17,857 の 25,461 (基準値比約 335%) と高水準である。 公式ホームページへの訪問件数(セッション数)は、基準値比 マイナス 58,045 の 737,170 (基準値比約 93%) となったが、次

以上により、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。

など継続的に改善を図っていく。

年度以降は利用が多いツイッターからの誘導、コンテンツの拡充

(2) 基本ポートフォリオの考え方や長期国際分散投資・ESG投資 の意義等については業務概況書やホームページにおいて説明し ているほか、主要4資産の時系列データや身近な例を活用し、長 期国際分散投資について国民へわかりやすく訴求するよう、ホー ムページのコンテンツを充実させている。

令和4年度は、新たに、ESG投資やスチュワードシップ活動 について職員が直接出演して分かりやすく解説した YouTube 動画 (「10 分で分かるGPIF」シリーズ)及び、管理運用業務担当 理事兼CIOが直接出演して当法人の役割等を分かりやすく紹 介した YouTube 動画(「GPIF植田CIOに聞いてみよう」シ リーズ)をホームページにも掲載した。

役職員の講演等への登壇は、当初はオンライン中心だったが、 徐々に対面式が増え、ESGやスチュワードシップ活動、オルタ ナティブ投資関連の講演会など、国内外のイベントに合計 32 回 登壇し、引き続き法人の情報発信に努めた。

また、ホームページにおいて、年金制度における積立金の役割、 長期分散投資の効用、ESG投資について、イラストを交えて分 かりやすく紹介する特設サイト「GPIFってなに?」を掲載し

業務概況書においては、今中期計画期間より、運用に関する知 識・経験がそれほど多くない方が読むことを想定して、冒頭で年 金制度における積立金の位置付けや当法人の役割等について分 かりやすく解説するページを設けている。2021年度版では、新た にオルタナティブ投資、スチュワードシップ活動やESG投資に ついての解説を追加した。また、管理運用業務担当理事兼СІО が当法人の1年間の運用について解説し、積極的な情報発信及び

りやすく伝えるツイートの発信に努めた。 透明性の向上を図った。 以上により、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。 (3)年金制度にお (3) ホームページにおいて、年金制度における積立金の役割、長 期分散投資の効用、ESG投資について、イラストを交えて分 ける積立金や管理 運用法人の役割等 かりやすく紹介する特設サイト「GPIFってなに?」を掲載 を分かりやすく解 している。 説したパンフレッ また、管理運用業務担当理事兼СІОが直接出演し、当法人 トや動画等を作成 の役割等を分かりやすく紹介した動画(「年金を運用して大丈 し、ホームページ等 夫?~GPIF植田CIOに聞いてみよう~|及び「それって で周知する。 GPIFあるある?~GPIF植田CIOに聞いてみよう~」) を作成し、公式 YouTube チャンネルで公開するとともに、ホー ムページにも掲載した。 (4) 令和3年度の (3)年金積立金の (4)透明性の向上を図るため、令和4年度計画において、令和3 (3) 透明性の向上を図るため、令和4年度計画において、令和3年 年度の業務概況書は7月の第一金曜日、令和4年度の各四半期 管理及び運用実績|管理及び運用の運 度の業務概況書は7月の第一金曜日、令和4年度の各四半期の運 の状況 (運用資産全 用実績の状況等に の運用状況は、期末日の翌々月の第一金曜日(金曜日が休日の 用状況は、期末日の翌々月の第一金曜日(金曜日が休日の場合は 体の状況、運用資産 ついて、毎年1回・ 場合はその前日)を公表日と明記し、下記のとおり公表を行っ その前日)を公表日とすることとし、公表を行った。 ごとの状況、各運用 | 四半期毎にホーム た。 以上により、所期の目標を達成していると考える。 受託機関等の状況、 ページ等を活用し 【公表日】 運用管理委託手数 て迅速な公表を行 業務概況書 第1四半期 第2四半期 第3四半期 料、運用受託機関等 っているか。 (令和3年度) (令和4年度) (令和4年度) (令和4年度) の選定等を含む。) R4. 7. 1 R4. 8. 5 R4. 11. 4 R5. 2. 3 については、7月の 業務概況書においては、今中期計画期間より、運用に関する 第一金曜日にホー 知識・経験がそれほど多くない方が読むことを想定して、冒頭 ムページ等により で年金制度における積立金の位置付けや当法人の役割等につい 情報を公開する。ま て分かりやすく解説するページを設けている。2021 年度版で た、令和4年度の四 は、新たにオルタナティブ投資、スチュワードシップ活動やE 半期の運用状況に SG投資についての解説を追加した。また、管理運用業務担当 ついては、期末日の 理事兼CIOが当法人の1年間の運用について解説し、積極的 翌々月の第一金曜 な情報発信及び透明性の向上を図った。 日にホームページ 等により情報を公 開する。 具体的な公表日 は、令和3年度の管 理及び運用実績の 状況は7月1日に、 令和4年度の四半 期の運用状況は8 月5日、11月4 日、2月3日とす る。

び監査法人の監査 の結果については、 年1回ホームペー ジで情報を公開す る。		ついて、ホームページに掲載し、情報の公表を行った。	
	シップ活動やES Gを考慮した投資 について、長期的な 収益を確保する観 点からの取組であ	った。 ①当法人のスチュワードシップ活動について、「スチュワードシップ活動報告」を公表(令和5年3月30日)し、令和4年度の当法人のスチュワードシップ活動の状況及び株主議決権行使状況の概要についてホームページに掲載した。 ②当法人のスチュワードシップ活動は、投資原則、スチュワードシップ責任を果たすための方針、運用受託機関に対するスチュワードシップ活動原則・議決権行使原則を基盤として行っていることをスチュワードシップ活動報告において明示するとともに、PRIをはじめとしたグローバルなイニシアティブへの参加状況を報告した。 ③当法人の取組事項も増えているため、冒頭のページにこの一年間の主なトピックスを記載。「債券のスチュワードシップ活動の評	ップ活動報告」を公表(令和5年3月30日)し、令和4年度の 当法人のスチュワードシップ活動の状況及び株主議決権行使状況の概要等についてホームページに掲載した。 ESGの取り組みを評価し、投資の効果を確認するとともに、 透明性を確保する観点から、平成30年より「ESG活動報告」 を毎年刊行している。令和4年8月には第5回目の報告書となる 「2021年度 ESG活動報告」を刊行し、同9月に同報告書の英 語版を公表した。さらに、「2021年度 ESG活動報告」の別冊と して「GPIFポートフォリオの気候変動リスク・機会分析」を 刊行した。報告書では、TCFDの提言に沿った情報開示を行ったと ともに、気候変動リスク・機会が当法人のポートフォリオに与え
	(5)オルタナティブ投資について、投資手法や投資対象等を分かりやすく情報発信しているか。	価開始」、「スチュワードシップ活動及びESG投資の効果測定」、「YouTubeでの情報発信」の3点を記載した。 ④令和4年度より初めて、当法人の国内株式運用受託機関による1年間のエンゲージメントカバー状況を公表。対話社数、対話件数(パッシブ・アクティブ別比率、テーマ別比率、役員レベルの対話件数)を開示し、外部からもエンゲージメント状況の把握をできるようにした。 ⑤個別の議決権行使結果公表機関についてはリンク先とともにスチュワードシップ活動報告の中で公表している。 ⑥「スチュワードシップ活動報告」の公表にあたり、英語版も作成しホームページに掲載している。 ⑦令和4年度は、情報発信強化の一環として、YouTubeで「10分で分かるGPIFシリーズ~GPIFのスチュワードシップ活動~」を初めて作成し、配信した。	容を工夫した。また、年度ごとに各アセットについてコラム形式 で分かり易く解説を加えており、令和4年度には、オルタナティ
	(6)法人の運用に ついて多面的な観		(6)「年金積立金の管理及び運用に関して、国民の一層の理解と協力を得る」ことを目的として行う当法人の広報活動について、「そ

(5) 監査委員会監査の結果及び監査法人による外部監査の結果に

(5)監査委員会及

	点かられの理解 を得るからい情報がありたい。 を得るからのののののののののののののののののののののののののののののののののののの		の企図する効果が得られているか評価・分析するための調査」(広報効果測定調査)を7月に実施した。当法人を認知している人のうち、当法人の活動を「信頼できる」と回答した人の割合は38.8%となり、基準値に比べて5.7ポイント増えた一方で、「信頼できない」と回答した人の割合は21.2%となり基準値に比べて6.5ポイント減少した。 以上により、所期の目標を上回る成果が得られたと考える。
る事項につい 経営委員会 を経て議決 など、経営会 よる適切な 下で、その資 確保する。 経営委員会	判断す 運用結果、運用手 法、管理運用委託手 法、管理運用委託手 数料、運用受託機関 等の選定過程・結 長員会に 果、保有する全ての 有価証券の銘柄名 (債券については 発行体名)と当該銘 柄の時価総額を公表しているか。	(7) インハウスにおける株価指数先物取引について、運用に係る 損失の危険の管理を一層推進し、リバランスを効率化すること を目的として、取引対象を国内株価指数先物に加えて外国株価 指数先物に拡大することとした。また、取引状況については、 四半期ごとに、経営委員会に報告した。 運用委員会の議事録については、一定期間 (7年) 経過した 第89回~第100回運用委員会の議事録の公表手続きを行った。 なお、経営委員会の議事録については、厚生労働省令で定め る期間 (7年) 経過後の公表に向けた、所要の手続きを行った。 加えて、年金積立金の管理及び運用の透明性を更に高めるた め、令和4年3月末時点の保有する全ての有価証券の銘柄名と 当該有価証券の時価総額を公表した。	(7) 年金積立金の管理及び運用の透明性を確保するため、年金積立金の運用結果、運用手法、管理運用委託手数料、運用受託機関等の選定過程・結果等について、業務概況書等で適切に公表した。また、令和4年3月末時点の保有する全ての有価証券の銘柄名と当該有価証券の時価総額をホームページで公表した。以上により、所期の目標を達成していると考える。
及び議事概れぞれ厚生令で定める経過後速や表する。加理運用法人年金積立金及び運用のを更に高め	要をそ (8)経営委員会が 重要事項と判断す 事項について、経 対かに公 営委員会の審議を そて、管 経て議決を行うな が行う ど、経営委員会によ の管理 る適切な監督の下 で、その透明性の確 はなため、保を行っているか。		(8) インハウスにおける株価指数先物取引について、運用に係る損失の危険の管理を一層推進し、リバランスを効率化することを目的として、取引対象を国内株価指数先物に加えて外国株価指数先物に拡大することとした。また、取引状況については、四半期ごとに、経営委員会に報告した。 以上により、所期の目標を達成していると考える。
価総額を公	(9)経営委員会の(9)経営委員会の(5) 議事録及び議事概		

を評価し、投資の効 か。	ナンス)に関する取り組みを積極的に推進している。このよう	今中期目標期間は、新型コロナウイルス感染症のまん延により対面
果を確認するとと	なESGの取り組みを評価し、投資の効果を確認するとともに、	イベント等が減少する中、SNS に注力して、年金積立金の役割、長期
もに、透明性を確保	透明性を確保する観点から、平成30年より「ESG活動報告」	分散投資の効用、ESG投資の意義等に関して積極的に発信した結
する観点からES	を毎年刊行している。令和4年8月には第5回目の報告書とな	果、若年層を中心に成果が上がっている。
G活動報告を作成	る「2021 年度 ESG活動報告」を刊行し、同9月には同報告書	また、当法人に対する理解の広がりに伴い、報道内容においても、
する。	の英語版を公表した。さらに、「2021年度 ESG活動報告」の	その時々の運用状況の扱いが小さくなり、長期的な視点に立ったもの
	別冊として「GPIFポートフォリオの気候変動リスク・機会	が増える等の変化が生じている。
	分析」を刊行した。報告書では、TCFD の提言に沿った情報開示	一方、新型コロナウイルス感染症は令和5年5月に感染症法上の5
	も行っているとともに、気候変動リスク・機会が当法人のポー	類感染症に移行し、対面イベント等の再開が見込まれる。また、当法

トフォリオに与える影響について統合的な分析を行った。当法人としては初めてとなる新卒採用に向けて、被保険者向けとは視点が

以上の状況を踏まえ、全体のリソース配分を工夫しながら、当法人

自身による情報発信をさらに積極的に行っていく必要がある。

人では、ESGへの取り組みの効果を毎年繰り返し確認するこ 異なる広報も求められる。

とで、長期的な効果の検証につなげていくこととしている。

1. 当事務及び事業に関する基本情報

II - 1

効率的な業務運営体制の確立

評価対象とな	達成目標	基準値	令和	令和	令和	令和	令和	(参考情報)
る指標		(前中期目標期間最	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	当該年度までの累積値
		終年度値等)						等、必要な情報
一般管理費(システ	業務運営の効率	5,984,686	4,365,478	4,744,947	4,753,882			
ム関連経費及び人件	化							
費を除く。)及び業								
務経費(システム関								
連経費、管理運用委								
託手数料、運用指数								
利用料、人件費及び								
短期借入に係る経費								
を除く。)の合計額								
(千円) (ア)								
中期計画を踏まえた	_	_	1,619,208	54,132	58,838			
節減額 (千円)								
(1)								
達成度	_		100%	100%	100%			
(参考) 執行額(千	_	_	2,521,265	2,745,730	2,748,972			
円)								

注)達成度は、各年度の中期計画を踏まえた節減額(イ)を前年度の(ア)で除した数値が、目標となる1.24%に対してどれだけ達成しているかを示している。

3.	3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価										
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実	績・自己評価					
					業務実績	自己評価					
	第4 業務運営	第2 業務運営	第2 業務運営		第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	<評定と根拠>					
	の効率化に関す	の効率化に関す	の効率化に関す			評定: B					
	る事項	る目標を達成す	る目標を達成す			「効率的な業務運営体制の確立」は、組織編成及び管理部門を含む各部					
		るためとるべき	るためとるべき			門の人員配置を実情に即して見直すこと、経費節減の意識及び能力・実績					
		措置	措置			を反映した業績評価等を適切に行うことにより、効率的な業務運営体制を					
	1. 効率的な業務	1. 効率的な業務	1. 効率的な業務		1. 効率的な業務運営体制の確立	確立することとされている。また、一般管理費(システム関連経費及び人					
	運営体制の確立	運営体制の確立	運営体制の確立		(1) 運用の高度化等に関する主体的な取組をより効率的かつ的確に実	件費を除く。)及び業務経費(システム関連経費、管理運用委託手数料、					
	組織編成及び	業務運営を効	(1)事務処理の		施するための組織改編を令和5年4月に行うべく組織規程等を整備	運用指数利用料、人件費及び短期借入に係る経費を除く。)の合計につい					
	管理部門を含む	率的かつ効果的	迅速化を図り、組		(改正) した。	て、令和元年度を基準として、高度で専門的な人材の確保その他の「独立					
	各部門の人員配	に実施するため、	織編成及び人員			行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月 24 日閣議決					
	置を実情に即し	他の民間金融機	配置を各部門の		【組織改編の概要】	定。) 等に基づき新規に追加されるものや拡充される分を除き、毎年度平					
	て見直すこと。そ	関等の例も参考	業務の質量に応		①運用業務を、ポートフォリオ・マネジメントと一体として実施・高	均で前年度比 1.24%以上の効率化を行うこと、法人が策定した調達等合					

の際、人員の増員 を含む組織体制 の拡大を行う場 合には、経営委員 会の関与の下で、
その必要性等の 特査を十で進める た上で、また、経動で が、実績を が、実績を にた業績評価等
とにより、効率的 な業務運営体制 を確立すること。

にしつつ、組織編 じて見直すとと 成及び管理部門 もに、効率的かつ を含む各部門の 効果的に業務を 人員配置を実情 遂行できるよう に即して見直す な体制の整備を とともに、業務運 行う。

営の高度化・効率

化のために、A

I、RPA等の先

進技術を積極的

に活用する。その

際、人員の増員を

含む組織体制の

拡大を行う場合

には、経営委員会

の関与の下で、そ

の必要性等の精

査を十分に行っ

また、経費節減

の意識及び能力・

業績評価等を適

切に行う。

た上で進める。

(2)人事評価制 度については、経 費節減の意識・取 実績を反映した 組も評価項目と しつつ、適正な運 用を図る。

> 中期目標期間 中、一般管理費 (システム関連 経費及び人件費 を除く。) 及び業 務経費 (システ ム関連経費、管 理運用委託手数 料、運用指数利 用料、人件費及 び短期借入に係 る経費を除く。) の合計につい を基準として、 高度で専門的な

<定量的指標>

合し、投資運用部とする。

担当する部署を部に昇格させ、法人全体として、ESG・スチュワー ドシップに関する投資原則を推進する体制を確保するとともに、P DCAサイクルも含め、その専門性と取組の推進・深化を図る。

③調査数理室、オルタナティブ投資室及び運用リスク管理室を部と し、専門性とマネジメント機能の強化等を図る。

④運用高度化等に対応した法人管理を推進するため、文書管理業務 の企画部への移転、経理部の創設等、管理部門の体制についても見直 しを図る。

また、運用に関する多様化・高度化、それに伴うリスク管理の強化 を一層推進するためには、情報システムの整備、運用等についても高 度な取り組みが必要となることから、理事長の求めに応じシステム 等の専門家としての見地から助言等を行う「シニアITアドバイザ 一(非常勤)」を新たに創設した。

ることを目的として、人事評価を実施した。

令和4年度において、正規職員の実績評価については令和3年度 下期実績評価(令和3年10月~令和4年3月)を令和4年4~5月 に実施し、その結果を令和4年6月期の賞与に、令和4年度上期実績 評価(令和4年4月~9月)を令和4年10月~11月に実施し、令和 する。 4年12月期の賞与に反映させた。

正規職員の能力評価(令和4年1月~令和4年12月)については、 令和5年1月に実施し、令和5年3月にフィードバック面談を行い、 被評価者の結果を通知した。併せて、その結果を令和5年4月の昇給 等へ反映させた。

運用専門職員の実績・能力評価(令和3年4月~令和4年3月)に ついては、令和4年4~5月に実施し、令和4年6月期の賞与に反映 させるとともに、令和4年度に契約更新を迎えた職員に係る契約更 新の可否や更新条件の判断材料に用いた。

その他、正規職員、運用専門職員ともに職員のコスト意識の向上及 び業務改善を図るため、無駄を削減し、業務を効率的に行う取組につ いて評価項目とすることに加え、働き方改革への対応の一環として、 時間外勤務の削減、年次有給休暇の取得増を評価項目とする人事評 価を実施した。

2.業務運営の効 2.業務運営の効 2.業務運営の効 て、令和元年度 2.業務運営の効率化に伴う経費節減

(1) 中期目標・中期計画に定める経費節減目標を達成するため、一般管 理費(システム関連経費、人件費を除く。)及び業務経費(システム 関連経費、管理運用委託手数料、運用指数利用料、人件費及び短期借

度化できるよう、投資戦略部、市場運用部及びインハウス運用室を統│理化計画に基づく取組を着実に実施することとされている。さらに、運用 の基盤となる情報システムの整備等を行う等、業務におけるITの活用に ②法人業務として定着したESG・スチュワードシップ活動業務を | 取り組み、業務運営の効率化の向上を図ること等とされている。

> 効率的な業務運営体制を確立することとされているのに対し、運用の高 度化等に関する主体的な取組をより効率的かつ的確に実施するための組 織改編を令和5年4月に行うべく組織規程等を整備(改正)した。また、 運用に関する多様化・高度化、それに伴うリスク管理の強化を一層推進す るためには、情報システムの整備、運用等についても高度な取り組みが必 要となることから、理事長の求めに応じシステム等の専門家としての見地 から助言等を行う「シニア | Tアドバイザー (非常勤) | を新たに創設し

> 経費節減及び契約の適正化を実施することとされているのに対し、令和 4年度の予算額は、前年度比 1.24%以上の節減を行っており、契約の適 正化についても適切に取り組んでいる。

運用の基盤となる情報システムの整備等を行う等、業務におけるITの 活用に取り組み、業務運営の効率化の向上を図ること等とされているのに 対し、ベンチマーク時価による速報性の高い NAV を算出する EUCツール の開発等、投資判断業務の高度化を推進した。さらに、法人のネットワー (2)職員の能力向上、管理職の能力強化及び職員の勤労意欲の向上を図 ↑クシステムについて、USBメモリ利用に伴う業務リスクと事務処理の負 荷の軽減並びに外部ツールサービスのデータ集約による定量分析の効率 化等のため、情報セキュリティに配慮した上で、法人ネットワークと外部 ツールネットワークとの直接接続に着手した。

以上により、所期の目標を達成していると考えられることからBと評価

<定量的指標>

令和4年度の予算額は、令和3年度を基準として、高度で専門的な人材 の確保その他の「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年 12月24日閣議決定。以下「基本的方針」という。) 等に基づき新規に追加 されるものや拡充される分を除き、前年度に新規に追加・拡充されたもの を含め、1.24%以上の節減を行っていることから、所期の目標を達成して いると考える。

率化に伴う経費 節減

中期目標期間

節減

率化に伴う経費

中期目標期間

率化に伴う経費 節減

一般管理費(シ 人材の確保その

中、一般管理費 中、一般管理費 ステム関連経費、 (システム関連 (システム関連 経費及び人件費 経費、人件費を除 く。) 及び業務経 を除く。) 及び業 務経費(システム 費(システム関連 関連経費、管理運 経費、管理運用委 用委託手数料、運 託手数料、運用指 用指数利用料、人 数利用料、人件費 入に係る経費を ついて、令和元年 いて、令和元年度 度を基準として、 を基準として、高 高度で専門的な 度専門人材の確 人材の確保その 保を始め、運用の 他の「独立行政法 高度化 · 多様化等 人改革等に関す に対応するため る基本的な方針」 月 24 日閣議決 される分を除き、 定。以下「基本的 毎年度平均で前 方針」という。)等 年度比1.24% に基づき新規に 以上の効率化を 追加されるもの | 行う。新規に追加 や拡充される分しされるものや拡 を除き、毎年度平 | 充される分は翌 均で前年度比 年度から1.2 1.24%以上の効 4%以上の効率 率化を行うこと。 化を行う。 新規に追加され るものや拡充さ れるものや拡充 れる分は翌年度 される分を含む から 1.24%以上 経費全般につい の効率化を図る こと。

て、予算の適正な 執行及び必要に 新規に追加さ一応じて適切な見 れるものや拡充 | 直しを行うPD | 公務員の給与、金 | 等の精査を十分 される分を含む | C A サイクルの | 融機関等の民間 | に行った上で進 経費全般につい 取組を強化する て、予算の適正なしとともに、これらし 執行及び必要に の取組について 応じて適切な見 │は、経営委員会で │ の職務の特性等 │ の 意 識 及 び 能

直しを行うPD│定期的に議論し、

人件費を除く。) 及び業務経費(シ ステム関連経費、 化を行う。 人件費についしか。

ては、政府の方針 を踏まえつつ適 【評価の視点】 切に対応してい

確保する。 企業の給与、管理しめているか。 運用法人の業務 の実績及び職員

他の「独立行政 法人改革等に関 する基本的な方 | 針| (平成 25 年 管理運用委託手 12 月 24 日閣議 数料、運用指数利 決定。以下「基本 用料、人件費及び一的方針」とい 短期借入に係る う。) 等に基づき 件費及び短期借 | 及び短期借入に | 経費を除く。) の | 新規に追加され 係る経費を除し合計について、高しるものや拡充さ 除く。)の合計に く。)の合計につ | 度専門人材の確 | れる分を除き、 保をはじめ、運用 毎年度平均で前 の高度化・多様化 年度比1.2 等に対応するた 4%以上の効率 めに当年度に新し化を行っている 規に追加される」か。新規に追加 ものや拡充され されるものや拡 に新規に追加さ | る分を除き、前年 | 充される分は翌 (平成 25 年 12 | れるものや拡充 | 度と比べて1.2 | 年度から1.2 4%以上の効率 4%以上の効率 化を行っている

(1)組織編成 く。その際、高度 | 及び管理部門を 専門人材の確保 | 含めた各部門の をはじめ、運用の人員配置を実情 高度化・多様化や に即して見直し 新規に追加さ リスク管理の強しているか。その 化等に的確に対し際、人員の増員 応できるよう、必 を含む組織体制 要な人員体制を の拡大を行う場 合には、経営委 また、給与水準 員会の関与の下 については、国家で、その必要性

> (2) 経費節減 を考慮し、手当を力・実績を反映

入に係る経費を除く。)の合計について、高度で専門的な人材の確保 をはじめ、運用の高度化・多様化等に対応するために令和4年度に新 規に追加されるものや拡充される分を除き、毎年度平均で前年度比 1.24%以上の効率化を行う予算を作成した。執行に当たっては、適切 な予算管理を行うとともに、調達手続において一般競争入札や企画 競争・公募等を実施し、経費節減に努めた。また、予算の適正な執行 及び必要に応じて適切な見直しを行うため、経営委員会において予 算執行状況の報告及び議論を行い、当該執行状況を踏まえた次年度 予算案を策定するなどPDCAサイクルの取組を行った。特に、令和 4年度においてはその一環として、運用業務の多様化及び高度化を 推進するにあたり生じた、速やかに対応すべき緊急性の高い課題の 解消を図ることを目的に、中期計画予算の増額変更について厚生労 働大臣の認可を得た上で、次年度予算案に反映した。

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24 日閣議決定。以下「基本的方針」という。) において、法人の効果的 かつ効率的な業務運営のため、法人間における業務実施の連携を強 化し、共同調達や間接業務の共同実施を進めることとされている。こ のことを踏まえ、共同調達等、全体としての業務の最適化に資するも ので可能な取組があれば、適宜実施していくこととしているが、令和 4年度においては、該当する取組はなかった。

(単位:百万円)

	令和3年度 基準年度	令和4年度
節減対象経費 (一般管理費及び業務経費)	4, 745	4, 754
中期計画を踏まえた節減額	54	59
執行額	2, 746	2, 749

- (注1) 令和4年度の節減対象経費(一般管理費及び業務経費)は、中期 計画を踏まえた節減額(前年度の基準額に対し 1.24%の効率化を 行うことにより見込まれる額)を控除した額であり、また、基本的 方針等に基づき新規に追加されるものや拡充される経費を含む額 である。なお、新規に追加されるものや拡充される経費は、翌年度 から 1.24%の効率化を行う。
- (注2) 単位未満四捨五入のため、合計が一致しない場合がある。
- (2)人件費については、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に関 する取扱いが閣議決定(令和4年10月7日)されたことを踏まえ、 国家公務員に準じて役職員の給与改正を行う方針を決定した。

また、高度の専門性を持つ人材を確保するため、専門コンサルタン ト会社の調査を踏まえ、職員給与規程において、運用専門職員(5~

【評価の視点】

(1) 運用の高度化等に関する主体的な取組をより効率的かつ的確に実施 するための組織改編を令和5年4月に行うべく組織規程等を整備し ており、所期の目標を達成していると考える。なお、当該組織改編の ための規程整備については経営委員会での議決を経て適切に行った。

(2)経費節減への取組を人事評価項目とし、また、能力及び実績の評価 結果を昇給等に反映させる人事評価制度としていることから、所期の 目標を達成していると考える。

CAHIBAA	必要な場合は見	含め役職員給与	した業績評価等	6 笠辺) の規劃水準1 / パジ/ L間) の日古 1 め実用由用職具のワハ / 4	
取組を強化する				6 等級) の報酬水準レンジ(上限) の見直しや運用専門職員の区分(1	
		について検証し		~3等級)の新設等をする改正を行った。	
こと。		た上で、その適正	(, 2 \(\gamma^\circ\)	(3)対国家公務員指数 (年齢・地域・学歴勘案) は、令和4年度で131.8	
	ては、政府の方針を踏まえつつ適		(2) 海田の甘		(2) DWII (データウェアハウフ) サービフについては、今和2年 19 日
				と国を上回っているが、民間資産運用業界の実態を踏まえた「市場水 準」との比較を用いた検証を行い、その結果を公表した。	(3) DWH (データウェアハウス) サービスについては、令和3年12月
	切に対応してい			平」との比較を用いた快証を11い、その相未を公衣した。	の本番稼働後順調に稼働しており、令和4年度においては、投資判断 への活用、業務概況書等での公表を目的とした株価指数先物の運用資
	く。その際、高度 専門人材の確保			(4) 高度で専門的な人材の報酬水準については、「役職員の報酬・給与	これの個角、果然似化音等での公表を目的とした休価相級元物の連用員 産をエクスポージャーベースで算出し、リスク・パフォーマンス測定
	を始め、運用の高			等について」において、民間調査会社の調査結果に基づいた民間資産	産をエクスホーシャーペースで昇出し、リスク・バフォーマンス側に を可能とするための改修を実施した。
	度化・多様化やリ			運用業界の市場水準を用いて支給水準の設定等の考え方を公表し	また、「運用業務等の自動化による事務効率化業務」として、RP
	スク管理の強化		み、業務運営の	産用未外の中物が平を用いて文相が平の収定すの名だがをA& し た。	A (ロボティックプロセスオートメーション)・EUC (エンドユーザ
	等に的確に対応		効率化の向上を	/Co	ーコンピューティング)に係る統制会議を活用し、ユーザーからの開
	できるよう、必要			(5)管理運用委託手数料は、運用残高が増加する一方、パッシブ運用と	発要望に関するアンケート収集、ヒアリング対応、開発計画の策定を
	な人員体制を確			比較して手数料率が高いアクティブ運用の運用期間中の平均残高が	行い、RPA・EUCの導入を進めた。ベンチマーク時価による速報
要な人員体制を		動報酬制度の導		減少したことから、前年度比 50 億円の減少となった。	性の高いNAV を算出するEUCツールの開発等、投資判断業務の高度
確保すること。		入による運用実		AND GIGGEN DV HALL MAN AND COR SICO	化を推進した。
	については、国家				さらに、法人のネットワークシステムについて、USBメモリ利用
	公務員の給与、金				に伴うデータ紛失等の業務リスクと事務処理の負荷の軽減並びに外
	融機関等の民間				部ツールサービスのデータ集約による定量分析の効率化等のため、情
	企業の給与、管理				報セキュリティに配慮した上で、法人ネットワークと外部ツールネッ
	運用法人の業務				トワークと直接接続に着手した。
	の実績及び職員				加えて、運用機関のパフォーマンス及びマネジャー選択効果の迅速
	の職務の特性等				 かつ正確な把握等のためのBI(ビジネスインテリジェンス)ツール
特性等を考慮し、	を考慮し、手当を	入れつつ、収益と			│ │ の利用環境の改善及び拡大を行うとともに、引き続き、RPAを活用
手当を含め役職	含め役職員給与	の対比や要因分			し、高度的・効率的な業務運営に努めている。
員給与について	について検証し	解等を行い、効率			以上により、所期の目標を達成していると考える。
検証した上で、そ	た上で、その適正	的かつ合理的な			
の適正化に取り	化に取り組むと	水準となるよう	(4)中期目標		(4)令和4年度の予算額は、令和3年度を基準として、高度で専門的な
組むとともに、そ	ともに、その検証	努める。	期間中、一般管		人材の確保その他の基本的方針等に基づき新規に追加されるものや
の検証結果や取	結果や取組状況		理費(システム		拡充される分を除き、前年度に新規に追加・拡充されたものを含め、
組状況を公表す	を公表する。その		関連経費及び人		1.24%以上の節減を行っていることから、所期の目標を達成している
ること。その際、	際、高度専門人材		件費を除く。)及		と考える。
高度で専門的な	の報酬水準につ		び業務経費(シ		
人材の報酬水準	いては、第9の1		ステム関連経		
については、第6	により対応する。		費、管理運用委		
の1により対応	なお、管理運用		託手数料、運用		
すること。	委託手数料につ		指数利用料、人		
	いては、新実績連		件費及び短期借		
	動報酬制度の導		入に係る経費を		
	入による運用実		除く。)の合計に		
	績に応じた手数		ついて、令和元		
	料の増減や各資		年度を基準とし		
	産別の運用資産		て、高度で専門		

を実現する観点 から、「独立行政 法人における調 達等合理化の取	公正かつ透明 な調達手続によ る適切で、迅速か つ効果的な調達	公正かっ透明 な調達手続に迅速か 適切で、迅速か の効果する観点 から、「独立行る調 を実り、「独立行る調 は、おける明 ない。 は、おけるの取	新規に追加され るものや拡充さ れる分を除き、 毎年度平均で前 年度比1.2 4%以上の効率 化を行っている	(1)調達 公正 に取り 般競争	の実施状況 性・透明性 組み、真に 入札(最低)による記 績】	を確保してやむを得る	ない随意契 方式及び総	約を除き	一般競争 札方式)、 (単位:	等の合理化 ·入札等 (一 企画競争及 件、億円) 増△減	
て」(平成 27 年 5					件数	金額	件数	金額	件数	金額	
決定) により法人		大臣決定) により	年度から1.2	競争入札等	(3.4%)	(0.1%)	(3.0%)	(0.6%)	(0.0%)	(228. 2%)	
が策定した「調達 等合理化計画」に	管理運用法人が策定した「調達等	管理運用法人が策定した「調達等	4 %以上の効率 化を行っている	WE 3-7 C1 E 43	7	0. 4	7	1. 5	±0	1.0	
	合理化計画」に基			企画競争•	(41.5%)	(27. 3%)	(34.6%)	(13.2%)	(△5.9%)	(△61.5%)	
実に実施するこ				公募	85	89. 7	80	34.6	$\triangle 5$	△55. 1	
と。	に実施する。	に実施する。	(5) 新規に追加されるものや拡充される分を含む経費全般について、予算の適正な執行及び	競争性のある契約 (小計) 競争性のない随意契約	(44. 9%) 92 (55. 1%)	(27. 4%) 90. 1 (72. 6%)	(37. 7%) 87 (62. 3%)	(13. 8%) 36. 0 (86. 2%)	△5 (27. 4%)	(△60.0%) △54.1 (△5.3%)	(5)予算の適正な執行及び必要に応じて適切な見直しを行うため、経営 委員会において予算執行状況の報告及び議論を行い、当該執行状況を 踏まえた次年度予算案を策定するなどPDCAサイクルの取組を行 っているところである。また、令和4年度においてはその一環として、 運用業務の多様化及び高度化を推進するにあたり生じた、速やかに対 応すべき緊急性の高い課題の解消を図ることを目的に、中期計画予算
			必要に応じて適	い随息条約	113	238. 4	144	225. 7	31	△12. 7	の増額変更について厚生労働大臣の認可を得た上で、次年度予算案に
			切な見直しを行	合計	(100. 0%) 205	(100.0%)	(100. 0%) 231	(100. 0%) 261. 8	(12. 7%) 26	(△20.3%) △66.8	反映したところであり、所期の目標を達成していると考える。
			うPDCAサイクルの取付の取組のでは、これにはないでは、これには、ののでは、ないでは、はいいでは、はいいでは、はいいでは、はいい。	い場	数は、それ 場合がある 較増△減の 竞争入札等 ・応募状況	ぞれ四捨3。)()書き 」には、特 兄】	五入してい きは、令和 等例による (令和4	るため、台 4年度の対 随意契約を 単位:件、 年度 よ	計におい け令和3年 ≥含む。	て一致しな 度伸率であ	

	(6) 人件費に ついて、政府の	以上	金額	88.
	方針を踏まえつ	1者	件数	
	つ適切に対応し	以下	金額	1.
	ているか。その 際、高度で専門	A =1	件数	8
	的な人材の確保 その他の基本的	合計	金額	90.
	方針に基づく施策の実施に的確	(注1)) 計数に	t、それ ·がある
	に対応できるよ	(注2)	合計構	闌は、競
	う、必要な人員 体制を確保して	(注3)	である) 比較均	
	いるか。		る。	
	(7)給与水準		重点的に	
	について、国家		調達等のいて	
	公務員の給与、 金融機関等の民		理の効	
	間企業の給与、	1		契約に。
	沈しの業数の宝		可能が	な限り意

法人の業務の実 績及び職員の職 務の特性等を考 慮し、手当を含 め役職員給与に ついて検証した 上で、その適正 化に取り組むと ともに、その検 証結果や取組状 況を公表してい るか。

(8) 高度で専 門的な人材の報 酬水準の妥当性 について、その 報酬体系を成果 連動型とするこ とや民間企業等 における同様の 能力を持つ人材 の報酬水準と比

以上	金額	88. 3	97. 9%	36. 0	99.8%	(△59. 2%) △52. 3
1者	件数	4	5.0%	1	1.5%	(△75. 0%) △3
以下	金額	1.9	2. 1%	0. 1	0.2%	(△96.8%) △1.8
合計	件数	80	100.0%	68	100.0%	(△15.0%) △12
	金額	90. 1	100.0%	36. 0	100.0%	(△60.0%) △54.1

- れぞれ四捨五入しているため、合計において一致しな
- 競争契約(一般競争、企画競争、公募)を行った計数
- はの()書きは、令和4年度の対令和3年度伸率であ
- 組む分野

L計画において重点的に取り組むこととした下記分野 のとおりそれぞれの状況に即した調達の改善及び事務 こ努めた。

よる調達

可能な限り競争性のある調達を採用し、企画競争等は「契約事務 マニュアル | に基づき、事務手続部署において見積書を徴取して見 積価格の根拠等を精査したうえで、契約審査会で調達仕様書が適 正であるか、概算所要額(見積)の根拠等の確認等を行った。

(再掲)

(単位:件、億円)

	令和3	3年度	令和 4	1年度	比較増△減額		
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
競争性の	(44. 9%)	(27.4%)	(37. 7%)	(13.8%)	(△5.4%)	(△60.0%)	
ある契約	92	90. 1	87	36.0	$\triangle 5$	△54.1	

- (注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致し ない場合がある。
- (注2) 比較増△減の() 書きは、令和4年度の対令和3年度伸率で ある。
- (注3)特例による随意契約を含む。
- ② 随意契約による調達

契約審査会を開催し会計規程における「随意契約によることが できる事由」に該当しているかの妥当性等の審議をした。また、ホ ームページにおいて随意契約によらざるを得ない理由を公表して おり、透明性の確保に努めた。

(再掲)

(単位:件、億円)

(6) 人件費は、政府の方針を踏まえ適切に対応した。また、高度の専門 性を持つ人材を確保するため、専門コンサルタント会社の調査を踏ま え、職員給与規程の改正を行っており、所期の目標を達成していると 考える。

(7) 対国家公務員指数(年齢・地域・学歴勘案)が国を上回っているが、 「役職員の報酬・給与等について」において、その検証結果や取組状 況を公表しており、所期の目標を達成していると考える。

(8)「役職員の報酬・給与等について」において、民間調査会社の調査 結果に基づいた民間資産運用業界の市場水準を用いて職員給与の支 給水準の設定等の考え方を公表しており、所期の目標を達成している と考える。

較する等の手法		令和3年度		令和.	4年度	比較増△減額	
により、国民に		件数	金額	件数	金額	件数	金額
分かりやすく説	競争性の	(55. 1%)	(72.6%)	(62. 3%)	(86. 2%)	(27. 4%)	(△5.3%)
明を行っている	ない随意						
か。	契約	113	238. 4	144	225. 7	31	△12.7

- (注1) 計数は、それぞれ四捨五入しているため、合計において一致しない場合がある。
- (注2) 比較増△減の()書きは、令和4年度の対令和3年度伸率である。

③ 環境物品等の調達

環境物品の選択に当たっては、エコマークの認定を受けている 製品又はこれと同等のものを調達するよう努めた。特に、令和4年 度においては、内線電話のモバイル化に係る調達に際して、「成果 物については、可能な限りエコマークやグリーンマーク認定等の 環境へ配慮したものを使用すること。」と仕様書等に記載し、環境 への負担の少ない物品の調達に努めた結果、スマートフォン全て についてグリーン購入法の適合製品を調達した。

(3)調達に関するガバナンスの徹底

① 随意契約に関する内部統制の確立

随意契約について、契約審査会において会計規程における「随意 契約によることができる事由」に該当しているかを確認し、真にや むを得ないものに限定されていることの審議をした。なお、契約審 査会には監査委員も出席し、その意見を聴取した。加えて、令和4 年度においては、契約審査会における審議手順の見直しを行う等、 契約手続きの公正性を確保しつつ調達事務の更なる合理化・効率 化に取り組んだ。なお、「緊急やむを得ない場合」であることを理 由に、契約審査会の事前審議を経ずに随意契約を締結した事例は 無かった。

運用受託機関等の選定・評価、運用ファンドの資金配分及び回収等にあたっては、常勤監査委員が出席する投資委員会において、審議を行い決定した。また、令和4年9月5日及び令和5年2月21日の経営委員会で執行部より運用受託機関の新規選定先・解約先を報告した。

② 不祥事発生の未然防止・再発防止のための取組

公正取引委員会に講師の派遣を依頼し、各部室の調達に関わる職員を中心として参加者を募り、入札談合等関与行為防止法等に関する研修会を令和4年10月に実施した。官製談合事件や入札談合等関与行為の具体例等について講義を受け、調達事務を適正に進めるための遵守事項を確認し、不祥事の未然防止に組織として対処するように努めた。また、コンプライアンスメールマガジン

(9)管理運用委託手数料は、運用残高が増加する一方、パッシブ運用と 比較して手数料率が高いアクティブ運用の運用期間中の平均残高が 減少したことから、前年度比50億円の減少となった。

- (10) 調達等合理化計画において定めた重点的に取り組む分野及び調達に 関するガバナンスの徹底について、取り組んでおり、所期の目標を達成していると考える。
 - ・可能な限り競争性のある調達を採用し、企画競争等は「契約事務マニュアル」に基づき、事務手続部署において見積書を徴取して見積価格の根拠等を精査したうえで、契約審査会で調達仕様書が適正であるか、概算所要額(見積)の根拠等の確認等を行っており、所期の計画を達成していると考える。
 - ・随意契約の締結にあたっては、契約審査会を開催し、会計規程における「随意契約によることができる事由」に該当しているかの妥当性等の審議をした。また、ホームページにおいて随意契約によらざるを得ない理由を公表し、透明性の確保に努めており、所期の計画を達成していると考える。
 - ・環境物品の選択に当たっては、エコマークの認定を受けている製品 又はこれと同等のものを調達するよう努めた。特に、令和4年度においては、内線電話のモバイル化に係る調達に際して、「成果物については、可能な限りエコマークやグリーンマーク認定等の環境へ配慮したものを使用すること。」と仕様書等に記載し、環境への負担の少ない物品の調達に努めた結果、スマートフォン全てについてグリーン購入法の適合製品を調達したことから、所期の計画を達成していると考える。

い動入績料産額益因い合ないて報ににが増の増の解率な分、理るに減運減対等的水努力の解率ならのが、をかりまるが、のののではない。

(9)管理運用

委託手数料につ

(10) 法人が策 定した「調達等 合理化計画」に 基づく取組を着 実に実施してい るか。

査し、適正な仕

様及び価格での

契約締結を行っ

の取組 上を図ること。

4.業務の電子化 4.業務の電子化 4.業務の電子化 会計規程におけ 4.業務の電子化等の取組 等の取組

運用の基盤と なる情報システ ムの整備等を行 るITの活用に 営の効率化の向

決定) に則り、情 報システムの適 切な整備及び管 理を行うこと。

率的かつ効果的 に実施するため、 う等、業務におけ I T の活用や電 子化等を推進す 取り組み、業務運 る。具体的には、 化等に資する情

また、デジタル 報システムの整 庁が策定した「情 | 備や専門能力を | ン)・EUC (エン | 図ったか。 報システムの整 持った外部リソ 備及び管理の基 ースの積極的な 本的な方針」(令 | 活用等により、法 | の導入推進によ | 随意契約を締結 和3年 12 月 24 | 人の業務運営の | る業務効率化及 | することとなる 日デジタル大臣│効率化を図る。 また、デジタルしの迅速化を図るしか。 報システムの整

本的な方針」(令

和3年12月2

4日デジタル大

臣決定) に則り、

適切な整備及び

さらに、これら

の取組を推進す

管理を行う。

に努める。

業務運営を効

等の取組 率的かつ効果的 る事由」に該当 に実施するため、 I Tの活用や電 埋由の確認を徹 子化等を推進す。底したか。

る。具体的には、 |事務の軽減・効率|RPA (ロボティ|調達の推進を図 ックプロセスオーるための方針に ートメーショ 配慮した調達を

> ドユーザーコン・契約審査会に ピューティング) おいて、新たに

| 庁が策定した「情 | とともに、法人全 | · 運用受託機関 体のシステム及 等との契約案件

り組む。

との連携改善に 営委員会が重要 情報システムの よる事務の効率 事項と判断する 化等に資する情 事項について経 報システムの整 営委員会の審議 備を進める。

るため、I T専門 | 発注、資産管理機 | 督がなされた 人材の育成・採用 関等への通知等 か。

することにより、 遵守の徹底につ 業務の効率化をいて、調達に関 図るとともに、人」する職員に関わ 為的ミスによる る職員を対象と 損失リスクを低した研修を年1 減する。 専門的な知見か。

たか。

・随意契約の締 結については、 る「随意契約に 業務運営を効しよることができ している明確な

びシステム対応 案件を審議した

備及び管理の基「びサービスの統」については、そ 合的な管理に取りの特性に応じた 取扱いに配慮す 外部サービス「るとともに、経 を経て議決を行 証券会社への うなど適切な監

> の自動化を推進し会計規程等の 回以上実施した

(法人内メルマガ)を用い、他法人で発生した不祥事の事例等につ いて共有した。

- (1) DWH (データウェアハウス) サービスについては、令和3年12 月の本番稼働後順調に稼働しており、令和4年度においては、投資判 断への活用、業務概況書等での公表を目的とした株価指数先物の運用 資産をエクスポージャーベースで算出し、リスク・パフォーマンス測 定を可能とするための改修を実施した。
- ・環境物品等の │ (2)「運用業務等の自動化による事務効率化業務」として、RPA(ロ ボティックプロセスオートメーション)・EUC (エンドユーザーコ ンピューティング)に係る統制会議を活用し、ユーザーからの開発 要望に関するアンケート収集、ヒアリング対応、開発計画の策定を 行い、RPA・EUCの導入を進めた。ベンチマーク時価による速 報性の高い NAV を算出する EUC ツールの開発等、投資判断業務の 高度化を推進した。
 - (3) 法人のネットワークシステムについて、USBメモリ利用に伴うデ ータ紛失等の業務リスクと事務処理の負荷の軽減並びに外部ツール サービスのデータ集約による定量分析の効率化等のため、情報セキ ュリティに配慮した上で、法人ネットワークと外部ツールネットワ ークと直接接続に着手した。
 - (4) 法人のネットワークシステムについて、運用受託機関の選定・管理 及び市場分析等に係る高度な定量分析を行うため、クラウドを活用 したデータベース基盤の増強に着手した。
 - (5) 統合文書管理システムにおいては、大規模災害時にも業務が継続で きるよう災害対策環境の構築に着手した。
 - (6) 自家運用における株価指数先物や債券等に係る取引の発注、約定及 び資産管理機関または運用受託機関への指図・通知に関する一連の 業務オペレーションのデジタライゼーションを図り、統合化された サービス上で実行することにより、オペレーショナルリスクの削減、 効率化及び業務品質の向上を図ることを目的に統合運用管理基盤提 供サービスの公募を行い、契約候補者を選定した。
 - (7) 次期中期計画に向けた基幹システムの見直しやデータ基盤の整備 等、抜本的な見直しを行うため、新たに採用したシニアITアドバイ ザーの専門的知見を活用しながら、現行システムの課題の整理等に 着手した。

- ・随意契約について、契約審査会において会計規程における「随意契 約によることができる事由」に該当しているかを確認し、真にやむを 得ないものに限定されていることの審議をした。なお、契約審査会に は監査委員も出席し、その意見を聴取した。加えて、令和4年度にお いては、契約審査会における審議手順の見直しを行う等、契約手続き の公正性を確保しつつ調達事務の更なる合理化・効率化に取り組んだ ことから、所期の計画を達成していると考える。
- ・運用受託機関等の選定・評価、運用ファンドの資金配分及び回収等 にあたっては、常勤監査委員が出席する投資委員会において、審議を 行い決定した。また、令和4年9月5日及び令和5年2月21日の経 営委員会で執行部より運用受託機関の新規選定先・解約先を報告して いること等から、所期の計画を達成していると考える。
- ・公正取引委員会に講師の派遣を依頼し、各部室の調達に関わる職員 を中心として参加者を募り、入札談合等関与行為防止法等に関する研 修会を令和4年10月に実施した。官製談合事件や入札談合等関与行 為の具体例等について講義を受け、調達事務を適正に進めるための遵 守事項を確認し、不祥事の未然防止に組織として対処するように努め た。また、コンプライアンスメールマガジン(法人内メルマガ)を用 い、他法人で発生した不祥事の事例等について共有したことから、所 期の計画を達成していると考える。

〈課題と対応〉

○ I - 2の「課題と対応」を参照。

を有する導入支
援業者を活用す
る等して、次期中
期計画に向けた
基幹システムの
更改計画の策定
に着手する。
また、これらの
取組を推進する
ため、I T専門人
材の育成・採用に
努める。

1. 当事務及び事業に関する基本情報

Ⅲ—1

財務内容の改善に関する事項

. 主要な経年データ								
評価対象とな	達成目標	基準値	令和	令和	令和	令和	令和	(参考情報)
る指標		(前中期目標期間最	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	当該年度までの累積値
		終年度値等)						等、必要な情報
一般管理費(システ	業務運営の効率	5,984,686	4,365,478	4,744,947	4,753,882			
ム関連経費及び人件	化							
費を除く。)及び業								
務経費(システム関								
連経費、管理運用委								
託手数料、運用指数								
利用料、人件費及び								
短期借入に係る経費								
を除く。)の合計額								
(千円) (ア)								
中期計画を踏まえた	_	_	1,619,208	54,132	58,838			
節減額 (千円)								
(1)								
達成度	_	_	100%	100%	100%			
(参考) 執行額 (千	_	_	2,521,265	2,745,730	2,748,972			
円)								

注)達成度は、各年度の中期計画を踏まえた節減額(イ)を前年度の(ア)で除した数値が、目標となる1.24%に対してどれだけ達成しているかを示している。

3.	3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価				
					業務実績	自己評価			
	第5 財務内容	第3 財務内容	第3 財務内容		第3 財務内容の改善に関する事項	<評定と根拠>			
	の改善に関する	の改善に関する	の改善に関する		中期目標・中期計画に定める経費節減目標を達成するため、令和4	評定:B			
	事項	事項	事項		年度において、令和3年度と比較して、一般管理費及び業務経費につ	「財務内容の改善に関する事項」は、「業務運営の効率化に関する目標を達			
					いては1.24%を節減した予算(人件費、システム関連経費、管理運用	成するためとるべき措置」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成			
	第4で定めた	「第2 業務	「第2 業務		委託手数料、短期借入に係る経費、運用指数利用料及び高度で専門的	し、当該予算による適正かつ効率的な運営を行うこととされている。			
	事項に配慮した	運営の効率化に	運営の効率化に		な人材の確保をはじめ運用の高度化・多様化等に対応するために令和	予算の作成、当該予算による適正かつ効率的な運営を行うこととされてい			
	中期計画の予算	関する目標を達	関する目標を達		4年度に新規に追加されるものや拡充される分を除く。)を作成した。	るのに対し、目標に沿った予算を作成し、適正かつ効率的な運用を行ってお			
	を作成し、当該	成するためとる	成するためとる		令和4年度の執行に当たっては、「業務運営の効率化に関する目標	り、所期の目標を達成していると考えられることからBと評価する。			
	予算による運営	べき措置」で定	べき措置」で定		を達成するためとるべき措置」を考慮した上で業務の効率化等による				
	を行うこと。	めた事項に配慮	めた事項に配慮	<評価の視点>	節約を可能とするため、調達手続において一般競争入札や企画競争・	【評価の視点】			
		した中期計画の	した予算を作成	(1)中期計画「第	公募等を実施し、経費節減に努めた。	(1) 目標に沿った予算を作成し、適正かつ効率的な運用を行っており、所			
		予算を作成し、	し、当該予算に	2 業務運営の効		期の目標を達成していると考える。			
		当該予算による	よる適正かつ効	率化に関する目標					

適正かつ効率的	率的な運営を行	を達成するためと		
な運営を行う。	う。	るべき措置」で定		〈課題と対応〉
		めた事項に配慮し		特になし。
第4 予算、収	第4 予算、収	た予算を作成し、	第4 予算、収支計画及び資金計画	
支計画及び資金	支計画及び資金	当該予算による適	予算執行については、業務の進行状況及び予算執行状況を把握し、	
計画	計画	正かつ効率的な運	適宜見直しを行った。	
1. 予算	1. 予算	営を行っている	予算、収支計画及び資金計画の実績は、決算報告書及び財務諸表の	
別表1のとおり	別表1のとおり	カ。	とおりである。	
2. 収支計画	2. 収支計画			
別表2のとおり	別表2のとおり			
3. 資金計画	3. 資金計画			
別表3のとおり	別表3のとおり			
第5 短期借入	第5 短期借入		第5 短期借入金の限度額	
金の限度額	金の限度額		予見し難い事由による一時的な資金不足等が見込まれる場合には、	
1. 短期借入金	1. 短期借入金		短期借入を実施し、必要な資金を確保する体制は整備されているが、	
の限度額	の限度額		短期借入が必要となるような事態は生じなかった。	
20,000	20,000			
億円	() 億円			
2. 想定される	2. 想定される			
理由	理由			
予見し難い事	予見し難い事			
由による一時的	由による一時的			
な資金不足等に	な資金不足等に			
対応するため。	対応するため。			
第6 不要財産	第6 不要財産		第6 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合	
又は不要財産と	又は不要財産と		には、当該財産の処分に関する計画	
なることが見込	なることが見込		なし	
まれる財産があ	まれる財産があ			
る場合には、当	る場合には、当			
該財産の処分に	該財産の処分に			
関する計画	関する計画			
なし	なし			
第7 第6の財	第7 第6の財		第7 第6の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとす	
	産以外の重要な		るときは、その計画	
財産を譲渡し、			なし	
又は担保に供し	又は担保に供し			
ようとするとき				
は、その計画	は、その計画			
なし	なし			
1		1	I .	1

	第8 剰余金の	第8 剰余金の	第8 剰余金の使途	
	使途	使途	なし	
	なし	なし		

1. 当事務及び事業に関する基本情報

IV—1

その他業務運営に関する重要事項

主要な経年ラ	主要な経年データ									
評価対象と	達成目標	基準値	令和	令和	令和	令和	令和	(参考情報)		
なる指標		(前中期目標期間最	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	当該年度までの累積値		
		終年度値等)						等、必要な情報		
高度で専門的な人 材の人数	高度専門人材の 確保・育成・定着	32 人	34 人	42 人	55 人					
171 02 7 C 39X	管理	(うち元 (31) 年	(うち2年度は2人採用)	(うち3年度は8人採用)	(うち4年度は13人採用)					
		度は8人採用)								
経営委員会及び監 査委員会の開催回	ガバナンス改革 の趣旨に沿った	24 回	29 回	27 回	28 回					
担安員会の開催回数	組織体制の確立・定着	(経営委員会 12	(経営委員会 14 回、	(経営委員会 13 回、監査委員	(経営委員会 13 回、監査委員					
		回、監査委員会 12	監査委員会 15 回)	会 14 回)	会 15 回)					
		回)								
経営委員会の判断 事例の蓄積を活用	ガバナンス改革 の趣旨に沿った	1回	1 回	1 回	新たな議決事項については、該					
して、経営委員会	組織体制の確立・				当がなかった。					
の議決事項の整理 及び規程化を実施 した回数	定着									
情報セキュリティ 自己点検を実施し た回数	情報セキュリテ ィ対策の強化	1回	1 🗆	1 回	1 回					
標的型メール訓練を実施した回数	情報セキュリテ ィ対策の強化	3 回	5 回	4 回	6 回					
情報セキュリティ e ラーニングを実施し た回数	情報セキュリテ ィ対策の強化	1回	2 回	1 回	1回					

3.	3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価				
					業務実績	自己評価			
	第6 その他業	第9 その他主	第9 その他主		第9 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	<評定と根拠>			
	務運営に関する	務省令で定める	務省令で定める			評定: B			
	重要事項	業務運営に関す	業務運営に関す			「その他業務運営に関する重要事項」については、以下の事項等を行			
		る事項	る事項			うこととされている。			
						・高度で専門的な能力を必要とする業務等を明らかにし、人材の受入			
	1. 高度で専門	1. 高度専門人	1. 高度専門人		1. 高度専門人材の確保、育成、定着等	れに伴う環境整備を図ることにより、人材の適時適切な配置等を図る			
	的な人材の確	材の確保、育成、	材の確保、育成、		(1)令和4年度は、前年度に引き続き高度で専門的な人材に必要とされる専	こと。			
	保、育成、定着等	定着等	定着等		門的能力を精査し、以下のとおり専門的能力が必要となる業務を明確に	・内部統制等の体制のより一層の強化を図り、業務方法書に定めた事			
		(1) 高度で専	(1) 高度専門		した。	項の運用を確実に図ること。			
	法人の行う年	門的な能力を必	人材について		ア オルタナティブ投資に関する問題への適時適切な対応、内部牽制	・経営委員会、監査委員会及び理事長等が、適切に役割分担及び連携を			
	金積立金の運用	要とする業務等	は、運用の多様		機能の強化、コンプライアンスの徹底及び法令遵守の確保等につい	図ることにより、自律的なPDCAサイクルを機能させ、国民から一層			
	は、外部運用機	を明らかにする	化に合わせ必要		て一層的確な実施を図るといった法務の専門的知識が必要とされる	信頼される組織体制の確立に努めること。			
	関への委託運用	とともに、その	とする業務を明		業務	・監査委員会の職務の執行のために必要な体制を整備するとともに、			
	が中心であるこ	人材の受入れに	らかにするとと		イ 運用多様化・分散投資を進めるためのオルナタティブ投資や投資	監査委員会の機能強化等を行う等実効性を向上させること。			

とや、効率的な一伴う環境整備を一 業務運営体制を「行う。 確立していく観 点に特に留意し┃門人材の管理運┃行う。また、人材 つつ、運用の多用法人に対する 様化・高度化に 貢献を維持する 伴う高度専門人しため、業績評価し 材の確保・育成・ を定期的に行う 定着を図る観点 とともに、必要 ↑ 行う。 から、以下の取しな場合には、雇 組を進めるこ 用関係の見直し 高度で専門的と、人材の適時 な能力を必要と「適切な配置を行 する業務等を明しう。 らかにし、人材 の受入れに伴う 専門人材のノウ 環境整備を図る「ハウや活動成果 ことにより、高 を管理運用法人 度で専門的な人」の役職員に還元 材を確保すると│すること等を通 ともに、人材のして、業務遂行 適時適切な配置│能力の向上を目 及び定着を図る「指す。 こと。 高度で専門的|門人材の報酬水| な人材を活用し 準については、 た研修等を実施しその報酬体系を することによ 成果連動型とす 評価制度の適正 り、法人の職員 ることや民間企 の業務遂行能力 | 業等における同 | 人材の適時適切 の向上を目指す こと。 運用の多様化・ と比較するなど 高度化、運用リ により、その適 スク管理の高度 | 切な在り方を検 | 務の遂行能力の 化等に対応する | 討する。その結 | 向上を目的とし 人材を戦略的に 果については、 確保・育成する 国民に分かりや 等を活用した研 ため、人材確保・ すく説明を行 育成方針を策定

すること。

また、高度専り能力の精査を

を可能とするな

さらに、高度

なお、高度専

様の能力を持つ

人材の報酬水準 |

これらの取組

なお、高度で を通じて、運用

の受入れに当た

っては、運用能

力を発揮できる

よう環境整備を

(2) 高度専門

人材の管理運用

法人に対する貢

献の努力及びそ

の成果を適正に

評価できる人事

な運用を行い、

な配置等を行

(3)職員の業

た高度専門人材

(4) 高度専門

人材の報酬水準

<評価の視点>

(1) 高度で専門

修等を行う。

う。

もに、採用に当 戦略の策定及び高度なリスク管理を図るといった金融分野の専門的┃・情報セキュリティ対策について、有効性を評価し、当該対策が十分に たっては、専門 知識が必要とされる業務

> これらの業務に必要な人材の採用に当たっては、客観的な視点におけ る外部コンサルタントの評価(アセスメント)を加味した審査により、専 門的な人材13名を採用した。また、運用のフロント業務だけでなくミド ル・バック業務を含む法人業務全般を担当する職員等の採用も積極的に 行い、11名の正規職員を採用した。

> なお、就労環境の整備としては、令和3年度末に規程化した在宅勤務制 度の円滑な利用を図るため、利用マニュアルを作成するとともに職員向 け説明会を開催した。また、採用時研修のメニューに在宅勤務制度の説明 を追加し、制度の適切な利用を促した。

採用内訳(専門的人材)	採用人数
法務担当職員	2名
投資戦略担当職員	4名
オルタナティブ運用担当職員	1名
委託資産管理・運用担当職員	2名
運用リスク管理担当職員	1名
自家運用担当職員	1名
スチュワードシップコード担当職員	1名
企画担当職員	1名

(2)目標に対する成果を評価する制度(目標管理型人事評価)について、制 度を適切に運用するため、新たに評価者となった者に対して評価プロセ スや評価基準の理解を深めるための研修を実施した。

また、令和4年度に契約更新を迎えた高度で専門的な職員については、 目標管理型人事評価の結果を活用し、更新の可否や更新条件等に係る判 断を適切に行った。

(3) 採用した高度で専門的な職員を講師とし、職員の能力向上を目的とした 研修を実施した。

(4)「役職員の報酬・給与等について」の中で、民間調査会社の調査結果に 基づいた民間資産運用業界の市場水準を用いて「職員給与の支給水準の

機能していることを日常的に確認すること、外部の運用受託機関等の 関係機関における情報管理態勢の有効性を法人が自ら評価すること。

人材の受入れに伴う環境整備を図ることとされているのに対し、就 労環境の整備として、令和3年度末に規程化した在宅勤務制度の円滑 な利用を図るため、利用マニュアルを作成するとともに職員向け説明 会を開催した。また、採用時研修のメニューに在宅勤務制度の説明を追 加し、制度の適切な利用を促した。令和4年度に契約更新を迎えた高度 で専門的な職員については、目標管理型人事評価の結果を活用し、更新 の可否や更新条件等に係る判断を適切に行った。

内部統制等の体制のより一層の強化を図り、業務方法書に定めた事 項の運用を確実に図ることとされているのに対し、経営委員会が作成 した内部統制の基本方針等に基づき適切に行うとともに、業務方法書 に基づき設置した内部統制委員会により適切に実施した。

経営委員会、監査委員会及び理事長等が、適切に役割分担及び連携を 図ることにより、自律的なPDCAサイクルを機能させ、国民から一層 信頼される組織体制の確立に努めること、監査委員会の職務の執行の ために必要な体制を整備するとともに、監査委員会の機能強化等を行 う等実効性を向上させることとされているのに対し、意思決定・監督を 担う経営委員会、監査等を担う監査委員会及び執行を担う理事長等が、 適切にそれぞれの役割を分担し、また相互に密接な連携を図ることに より、自律的なPDCAサイクルを機能させ、国民から一層信頼される 組織体制の確立に努めた。また、監査委員会が監査等のために実施した 活動の状況等を四半期又は随時に経営委員会に報告することにより、 経営委員会との情報の共有の迅速化を図り、業務運営の効率化に資す るなど、ガバナンス強化の実効性を向上させている。

情報セキュリティ対策については、有効性を評価し、当該対策が十分 に機能していることを日常的に確認すること、外部の運用受託機関等 の関係機関における情報管理態勢の有効性を法人が自ら評価すること とされているのに対し、法人における情報セキュリティ対策の有効性 に関する客観的な評価を実施する観点から、外部監査人による情報セ キュリティ対策に関するマネジメント監査を実施。その結果、主にリス ク分析に主眼を置いて実施されたが、基幹システムのリスク分析にお いて特段の指摘等は発見されなかった。「運用受託機関等における情報 セキュリティ対策実施細則 | 等に沿って、運用受託機関等に対するセキ ュリティ管理体制等の年度の評価作業を行った結果、契約を継続する に際して情報セキュリティ管理体制上問題のある運用受託機関等は該 当がないことを確認した。

以上により、所期の目標を達成していると考えられることからBと 評価する。

【評価の視点】

(1) 高度で専門的な人材に必要とされる専門的能力を精査し、その能

公等に伴う高度 間 子門人材の確 水	間企業等の報酬	的な能力を必要と	設定等についての考え方」を公表した。 カが必要となる業務等を明確にし、外部コンサルタントの評価を 加味した法人の審査により専門的な人材を13名採用した。また、
1. 1 / C 小 1 ペン h田 / 1.			運用のフロント業務だけでなくミドル・バック業務を含めた法人
よ・育成・定着を │ な		入れに伴う環境整	業務全般を担当する職員等の採用も積極的に行い、11 名の正規職
			量を採用した。なお、在宅勤務に関するマニュアルの整備や説明会
(2)職員の資 を		り、高度で専門的	を行うなど、就労環境改善にも取り組んでおり、所期の目標を達成
質の向上を図る の		な人材を確保する	していると考える。
見点から、資産 は		とともに、人材の	
	りやすく説明を	適時適切な配置及	
その専門的、実 行		び定着を図ってい	
8的な研修を実	11 > 0	るか。	
	(5)職員の資	·2 13 ·0	(5)職員の資質向上のために資産運用等の分野の専門的及び実務的な研修
を分野等の資格 質		(2)高度で専門	を以下のとおり実施した。また、職員の資格取得等においても積極的な支 (2)職員の能力向上を図る目的で高度で専門的な職員を講師とする
		的な人材を活用し	接を行った。
		た研修等を実施す	坂を打りた。
		ることにより、職	①専門実務研修
		員の業務遂行能力	ア 運用専門職員による研修
		の向上を図ってい	職員の業務遂行能力の向上を目的とした運用専門職員等による研修なお実施した。
及26年9月2 該		るか。	修を実施した。
1総務大臣決 取		(0) 聯旦の次所	研修回数 2回 (2) 聯号の際所由しま日始にしま源文字田僚の専門始の実際始め四
E) を踏まえ、専 支		(3)職員の資質	参加延べ人数 129人 (3)職員の資質向上を目的とした資産運用等の専門的で実務的な研 作用で表現しており、手間の日標
		の向上を図る観点	修及び業務に関連する資格取得の推進に努めており、所期の目標
		から、資産運用等	イ 外部有識者研修 を達成していると考える。
		の分野に係る専門	令和4年度は、外部有識者を講師として招き、研修を実施した。
	, , , , , ,	的、実務的な研修	<u> </u>
と策定するとと日			参加延べ人数 503人
	-	当該分野等の資格	
		取得を積極的に支	②内部統制等研修
,プの作成等を に		援しているか。	アー情報セキュリティ研修
進めることによ す			情報セキュリティに対する更なる意識向上を目的として、標的型
)、人材育成•強 確		(4) 運用の多様	メール等の情報セキュリティの最新脅威について理解し、脅威から (4)人材確保については、専門のコンサルタント会社の提言を踏まえ
	を策定するとと	化・高度化、運用	情報資産を守るためのルールや対策等について研修を実施した。 た方針を決定し、そのための規程整備(改正)を行っている。また、
		リスク管理の高度	2回 専門人材及び正規職員のスキルレベルや能力、特性を見える化(マ 研修回数 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		化等に対応する人	(集合研修 1 回、e ラーニング 1 回) ッピング)し佰用していることがら、別期の目標を達成していると
			参加延べ人数 355名 考える。
進	進めることによ	保・育成するため、	
b	り、人材育成・強	人材確保・育成方	イの新人研修
1E	化を図る。		令和4年度に採用等した職員の基礎知識習得を図る観点から、当
		か。また、研修制	法人の組織や遵守事項等について研修を実施した。
		度の充実や人材マ	10 回
		ップの作成等によ	研修回数 (4月(2回)、5月、6月(2回)、
		り、人材育成・強	7月、8月、10月、2月、3月)
		化を行っている	参加延べ人数 20名
	}	ップの作成等を 進めることによ り、人材育成・強 化を図る。	り、人材育成・強 化を図る。

(4) かだって周 前分人がの報酬法 売の土が得らよる時からした。	人材確保については、専門のコンサルタント会社の提言を踏まえ、以下	的な人材の報酬水準の妥当性について、その報酬体系を成果連動型とすることや民間企業等における同様の能力を持つ人材の報酬水準と比較する等の手法により、国民に分かりやすく説明を行っ	具の自己啓発を主な目的としたSDGsに関する研修及び管理職員 の資質向上を目的とした管理職研修を実施した。 研修回数 2回 参加延べ人数 191名 エ コンプライアンス研修 コンプライアンスの一層の徹底を図ることを目的に、e ラーニング を活用したコンプライアンス研修を実施した。また、コンプライアンス に関する集合研修については、以下のとおり実施した。 a) 多様なバックグラウンドをもつ職員が互いを尊重し協力し合い、チームとしても最良のパフォーマンスを発揮するために必要なコミュニケーションの取り方等を学ぶことを目的とした研修 b) 当法人の担当者及び外部に設置する内部通報窓口を担当する弁護士を講師とし、内部通報及び外部通報制度の理解を深め、制度の適切な利用を促すことで、国民から信頼される組織作りに資することを目的とした研修 c) 管理職以上の役職員のハラスメントに対する意識の向上を図ることで、ハラスメントを予防し、風通しの良い良好な就労環境の実現に資することを目的とした研修 d) 倫理規程を遵守することの重要性をあらためて認識し、意義や内容についての理解をより深めることを目的とした研修 「毎回数 (集合研修4回、e テニング・1回) 参加延べ人数 757名 ③専門資格取得等 ア 証券アナリスト資格取得 第について支援を行った。資格取得者は合和4年度末で60名となっている。 イ ITパスポート資格等の取得 年金積立金の管理及び運用の基盤となる情報システムの運営に携わる職員における情報技術の基礎知識及びITリテラシーの向上を目的として、情報処理推進機構(IPA)が実施する国家試験ITパスポート資格等の取得に係る受験料について支援制度を運用しており、令和4年度末のITパスポート資格者数は23名となっている。	査結果に基づいた民間資産運用業界の市場水準を用いて職員給与 の支給水準の設定等の考え方を公表しており、所期の目標を達成
---	----------------------------------	---	---	--

				の知識を有する専門的な人材を効果的に確保するため、運用専門職員 1等級から3等級を新設し、新卒採用により人材を確保する仕組みを 構築する。 また、専門人材の今後の採用(契約更新)、配置、人材活用・強化に資 することを目的に、専門人材個々の問題解決力やマネジメント力に関す るスキルレベルを見える化(マッピング)した。正規職員についても配置 転換、昇格及び育成等に活用することを目的に人事評価結果を用いて能 力、特性をマッピングした。	
2. 調査研究	2. 調査研究	2. 調査研究	 (6)「専ら被保険	2. 調査研究	(6)「専ら被保険者の利益のため」という目的に則し、年金積立金の
(1)調査研究		(1)経済や社		(1)経済や社会の大きな変動、急速な技術の進展に対応し、長期的な視野か	管理及び運用を長期的な観点から安全かつ効率的に行うことに資
業務の充実		会の大きな変	_	ら基本ポートフォリオに係る理論と革新的な運用戦略を調査研究するた	する調査研究業務を実施するためには、年金積立金管理運用の「実
法では、年金	関する調査研究	動、急速な技術	運用の目的に則し	めのプロジェクトとして、以下①②を実施した。	務への貢献」を重点に置いた調査研究テーマの選定が行われるべ
積立金の管理及	について、将来	の進展に対応	て調査研究業務を		きであり、令和5年度の調査研究計画において、各調査研究テーマ
び運用に係る調	にわたって年金	し、長期的な視	行っているか。	① 基本ポートフォリオに関する海外年金調査	の「目標(何を達成するか)」を設定するにあたり、「実務への応用
査研究業務は、	積立金の管理及	野から基本ポー		基本ポートフォリオ検証等PTにおける議論を多面的かつ効果的に実	方法」「課題解決により見込まれる運用・運営面での成果」等を事
付随業務として	び運用を安全か	トフォリオの理		施する観点から、約20の主要な海外年金基金に対して、基本ポートフォ	前に想定し、調査研究テーマの選定を行った。
位置付けられて	つ効率的に行う	論や革新的な運		リオ策定に関するヒアリングを実施した。	以上により、所期の目標を達成していると考える。
おり、「専ら被保	観点から、大学	用戦略を構築す			
険者の利益のた	やシンクタンク	るための長期の	(7) 高度で専門	② 産業構造の長期的な見通しに関する情報提供依頼	(7)調査研究業務については、当該業務の統括を担う調査数理室を軸
め」という年金	等を始めとした	調査研究を実施	的な人材を活用し	数世代にわたる長期投資家として、年金積立金を安定的かつ効率的に	に着実に取り組んだ。また、各担当部署に配置済みの専門人材を活
積立金運用の目	法人外部のリソ	する。	た法人内部での調	運用していくためには、長期的なリターンの源泉である資本市場に変化	用し調査研究に取り組むとともに、この専門人材は正規職員の指
	ースも活用しつ		査研究を拡充でき	をもたらす要因や、社会及び産業構造に変化をもたらす要因に目をこら	導を行うことで正規職員の業務遂行能力の向上に寄与しているこ
研究業務を行う			るような体制の整	すことが重要である。そのため、産業構造の長期的な見通しに関する情報	とから、所期の目標を達成していると考える。
٥ - ١ - ١ - ١ - ١ - ١ - ١ - ١ - ١ - ١ -	者の利益のた		備、調査研究によ	提供依頼を実施し、運用機関等から17社の情報提供を得た。当該情報か	
高度で専門的			って得られたノウ	ら、将来の産業構造に関する3つの主要な潮流(①人口動態、②気候変動、	
な人材を活用し	に即した調査研		ハウの蓄積及び人	③技術革新)を抽出し、要点をまとめた上で、当法人ホームページに公表	
た法人内部での			材育成の一層の推	した。	
調査研究を拡充		(の) 実田の夕	進を行っている	(の) 実用の夕操ル、古座ル、ルッニよびリニッと手切しと机次に私の併准	
	基本ポートフォーリオに係る調査	(2)運用の多	/J ³ ₀	(2)運用の多様化・高度化、サステナビリティを重視した投資活動の推進、 リスク管理・内部統制機能の強化、先端技術の活用等に資する調査研究及	
	リスに係る調査 研究や、運用の		(8)費用対効果	び持続可能な開発目標(SDGs)の実現に向けた官民の活動が、長期的	(8)年金積立金の管理及び運用の収益を国庫に納付し、厚生年金保険
	多様化・高度化、	ヘノ / し / / イ を重視した投資		な被保険者の利益と、安全かつ効率的な資産運用に資することの検証等	事業及び国民年金事業の運営の安定に資するべく、年金積立金管
	サステナビリテ	活動の推進、リ	査研究業務の法律	に係る調査研究として、当法人の業務課題を踏まえ、次項の④に加え、③	理運用の「実務への貢献」を重点に置いた調査研究テーマの選定を
し、将来にわた		スク管理・内部	上の位置付け及び	「株式レンディングの市場への影響にかかる定量分析」についての調査	行うこととしており、令和5年度の調査研究計画では、PDCAサ
って年金積立金		統制機能の強	目的を十分に踏ま	研究業務を行った。	イクルの取組として、調査研究テーマの選定段階において、中期計
	リスク管理・内		えた研究テーマの	71125 = 11	画に定める「目的(何のために)」との整合性や、「実務への応用方
	部統制機能の強	活用等に資する	設定、研究成果の	③「株式レンディングの市場への影響にかかる定量分析調査研究」	法」「課題解決により見込まれる運用・運営面での成果」等の「目
的に実施してい	化、先端技術の	調査研究及び持	評価、業務への活	当法人は、経営委員会における複数回にわたる議論を踏まえ、令和元年	標(何を達成するか)」を確認しており、調査研究の完了後に実施す

の方針を決定し、そのための規程整備(改正)を行った。

るため、報酬水準の上限を市場水準の実態を踏まえ見直す。

・採用難が続いている運用専門職員5等級・6等級クラスの人材を採用す

くこと。	活用等に資する	続可能な開発目	用等に係る PDCA
費用対効果の	調査研究及び持	標(SDGs)の	サイクルの取組を
検証を含め、調	続可能な開発目	実現に向けた官	強化しているか。
査研究業務の法	標(SDGs)の	民の活動が、長	その際、経営委員
律上の位置付け	実現に向けた官	期的な被保険者	会の適切な関与の
及び目的を十分	民の活動が、長	の利益と、安全	下で行っている
に踏まえた研究	期的な被保険者	かつ効率的な資	か。
テーマの設定、	の利益と、安全	産運用に資する	
研究成果の評	かつ効率的な資	ことの検証等に	(9) 具体的に運
価、業務への活	産運用に資する	係る調査研究に	用手法に結びつく
用等に係るPD	ことの検証等に	ついては、管理	調査研究業務につ
CAサイクルの	積極的に取り組	運用法人の業務	いて、共同又は委
取組を強化する	む。その際、高度	課題を踏まえな	託により実施する
こと。	専門人材を活用	がら、適時適切	場合には、法人が
(2)調査研究	した法人内での	に実施する。	自ら共同研究者又
業務に関する情	体制整備、調査		は委託研究機関の
報管理	研究で得られた	(3) サステナ	守秘義務の遵守状
具体的な運用	ノウハウの法人	ビリティを重視	況を検証する仕組
手法に結びつく	内での蓄積及び	した投資活動の	みを構築すること
調査研究業務に	人材育成の一層	推進に向け、投	等により、情報漏
ついて、共同又	の推進に留意す	資におけるES	えい対策を徹底し
は委託により実	るとともに、法	Gの考慮につい	ているか。
施する場合に	人外部のリソー	て調査研究等を	
は、契約におい	スを活用した調	行う。	
て守秘義務を課	査研究を実施す		
している現状の	る場合には、情		
取扱いに加え	報漏えい対策等		
て、法人が自ら	を徹底する。		
共同研究者又は	さらに、経営		
委託研究機関の	委員会の適切な		
守秘義務の遵守	関与の下、調査		
状況を検証する	研究のテーマの		
仕組みを構築す	設定、研究成果		
ること等によ	の達成目標の設		
り、情報漏えい	定、評価、業務へ		
対策を徹底する	の活用等の調査		
こと。	研究業務に係る		
	PDCAサイク		
	ルの取組を強化		
	する。その際、調		
	査研究に関する		
	# m u u m - >+	İ	i l

費用対効果の適

切な検証に努め

12 月に外国株式のレンディングの停止を行ったが、その際、株式レンデ ィングを停止したことの市場への影響についてデータに基づき定量的に 検証することとした。

このため、株式レンディングの停止による市場への影響に係る定量的 な分析及び株式レンディング停止や株式レンディングとESGに係る定 性的な分析について調査研究を実施した。

定量面である市場への影響に関しては、レンディング市場に対する一 般的な分析及び差分の差分分析(DID法)といった統計的な手法を用いて 分析した。定性面である株式レンディングと市場への影響に関しては、文 献調査や株式レンディングに関連するステークホルダーに対するヒアリ ングを中心に調査を実施した。

- (3) サステナビリティを重視した投資活動の推進に向け、投資におけるES Gを考慮するための調査研究として、④「投資におけるESG及びSDG s の考慮に係る調査研究」についての調査研究業務を行った。
- ④「投資におけるESG及びSDGsの考慮に係る調査研究」

当法人は、年金積立金運用において投資先及び市場全体の持続的成長 が、運用資産の長期的な投資収益の拡大に必要であるとの考え方を踏ま え、非財務的要素であるESG(環境、社会、ガバナンス)を考慮した投 資を推進している。

他方で、ESGやSDGsを含むサステナビリティに関連する分野に ついては、従来の経済・金融・金融工学といった分野のみならず、環境経 済・気候科学・都市工学など多岐にわたる研究分野との関連があり、また、 情報学における技術を活用することにより、従来定量化が困難であった 非財務情報を定量化する試みなども活発に行われてきている。

そのため、当法人としてもESG等に関する調査研究を継続的に実施 していく必要があると考えており、令和4年度は、「投資におけるESG 及びSDGsの考慮に係る俯瞰研究(文献調査)」を実施した。これは、 ESG及びSDGsを含むサステナビリティ分野における投資のパフォ ーマンスに関する既存の学術研究について、国内外の代表的論文として どのようなものがあるか、その概要を広範に調査し、分析手法等のトレン ドを把握するとともに、当法人がESGを考慮した投資やスチュワード シップ活動を推進する上で、特に重要だと考える以下のテーマ①~③に 関連する学術研究について、国内外の代表的論文を調査し、分析手法や研 究結果等、詳細について把握することを目的とした。

- ① ESG投資が超過収益を生み出すかどうかについての検証
- ② ESG投資によるリスク低減効果の検証
- ③ エンゲージメントの効果の検証

る実績評価においては、「実務への貢献」を踏まえた「目標」が達 成されたかを検証することにより、費用対効果の判断を行った。

また、経営委員会に対しては、適時のタイミングにて、調査研究 業務の計画、進捗状況、実績評価等を報告している。

以上により、所期の目標を達成していると考える。

(9)委託調査研究機関等からの情報漏洩防止を図ることを目的とし て、当法人に関する情報に係る情報セキュリティ対策の履行状況 や情報セキュリティ対策ベンチマークによる自己診断等につい て、当法人から情報を提供することとなる業務委託先より報告を 受け、守秘義務の遵守状況を検証、評価することを行っており、所 期の目標を達成していると考える。

	る。	(4)関優げ研、会情と研振目のFFを対して、会情と研振目のFF は近極のででであるのでででで、では、大きなのでででであるのでででである。 ののでは、はいいのででは、、針目の関係をは、のでは、は、いのでは、、針目のでは、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	

(4) 運用手法の高度化や金融商品の多様化が進む中で、年金積立金を安全かつ効率的に運用していくためには、年金運用に関して、実務的側面だけでなく理論的側面の充実が求められている。今後、学術研究態勢の強化が継続性を持って進むような環境づくりが不可欠との考えに立ち、年金運用の分野で優れた功績をあげつつある若手研究者を表彰し、その功績と社会的意義を広く情報発信するとともに、優秀な研究者の活動を振興することを目的として平成28年度にGPIF Finance Awards を創設した。ノーベル経済学賞受賞者を含めた国内外の著名な経済学者が、賞の意義を高く評価して選定委員を引き受けている。

令和4年度においては、選定委員や過去の受賞者へのヒアリング等を 通して、GPIF Finance Awards のこれまでの実績を踏まえた総括を実施し た。

(第1~5回 GPIF Finance Awards 受賞者)

	氏 名	役 職(受賞時点)	
第1回	沖本 竜義	オーストラリア国	
		立大学准教授	
		● 一橋大学准教授	
第2回	野澤 良雄	香港科技大学ビジネス	
		スクール Assistant	
		Professor	
第3回	與語 基裕	プリンストン大学教授	
第4回	戸田 アレクシ 哲	カリフォルニア大学サ	
		ンディエゴ校准教授	
第5回	仲田 泰祐	東京大学准教授	

(選考委員)

氏 名	役 職 (第 5 回選考時)	
ロバート・マートン	ノーベル経済学賞受賞、	
	ハーバード大学名誉教授、	
	MIT スローン・ビジネススクール教授	
ジョシュ・ラーナー	ハーバード・ビジネススクール教授	
デビッド・チェンバース	ケンブリッジ大学ジャッジ・ビジネススクール教授	
植田 和男	共立女子大学教授	
	東京大学名誉教授	
	(元運用委員会委員長)	
翁 百合	(株) 日本総合研究所理事長	
	(金融審議会委員)	
福田 慎一	東京大学大学院経済学研究科教授	
	(金融審議会委員)	
沖本 竜義	オーストラリア国立大学クロフォード公共政策大	
	学院准教授	

T	
	米澤・康博・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	(元運用委員会委員長)
(5)調査研究	(5) 令和5年度の調査研究計画について、調査研究テーマの選定において、
のテーマの設	「目的(何のために)」と「目標(何を達成するか)」を明確化し、中期計画
定、研究成果の	等に定める「目的」との整合性を開始前に確認するとともに、事後におい
評価、業務への	ては、事前に掲げた「目標」を判断基準に評価を行うというPDCAサイ
活用等の調査研	クルの取組を継続した。
完業務に係るP	なお、調査研究の実施にあたっては、担当部署の職員が委託先や共同研
DCAサイクル	究先と頻繁に意見交換を行い、ノウハウの蓄積を図った。
の強化に向けた	元元と頻繁に志元又挟を目す、テラバーの自信を囚った。
取組を行う。な	
お、調査研究の	
実施に当たって	
は、管理運用法	
人の職員が関与	
することによ	
り、分析手法な	
どのノウハウの	
蓄積を図る。	
電視を囚る。	
(6) 年金積立	(6)調査研究業務の統括を担う調査数理室が、研究テーマの設定、研究成果
金の管理及び運	の評価、業務への活用等のPDCAサイクルを適切に回すための司令塔
用に関するノウ	機能を発揮し同業務を着実に実施した。なお、調査研究に当たっては、各
ハウを管理運用	担当部署に配置済みの専門人材を活用し実施した。
法人内に蓄積す	株式レンディングの市場への影響にかか
るため、高度で	研究する定量分析調査研究
専門的な人材の	テーマ 投資におけるESG及びSDGsの考慮
採用に伴い、当	に係る調査研究(令和2年度より継続)
該人材を含めた	
調査研究を担え	
る体制整備を検	
討する。	
(7)専門調査	(7)情報収集・意見交換等
機関等が主催す	国内外で開催される専門調査機関等が主催する会議に参加し、内外の
るセミナーや研	情報収集や意見交換を積極的に行った。
修などに参加し	内容 回数 参加延べ人数
て内外の情報収し	専門調査機関等主催会議 32 32
集や意見交換を	
積極的に行う。	その他、年金基金の国際的な団体であるPPI(Pacific Pension &
	Investment Institute)の総会やPRI(Principles for Responsible
	Investment) の年次総会などへ継続的に参加することで、年金基金運用に

		かかる最新情報等の収集及び人的ネットワークの拡充に努めた。	
	(等り人密る同託求センるつ果報委統告 等てユマ己め選価る別、の情必研研めキチ自いをセ員制すま候もリー診、定の調施理務をの者機いリー診、価ュ及員。、者情イに断のお要なに運上提あ又関るテク断そしりび会 選に報べよ等結け素が出用の供るは等情イに等の、テ内に 定対センるを果るとで、大大は、共委に報べよに結情イ部報 先しキチ自求を評する。	かかる最新情報等の収集及び人的ネットワークの拡充に努めた。 (8) 調査研究業務に関する情報管理 当法人に関する情報に係る情報セキュリティ対策の履行状況及び情報 セキュリティ対策ベンチマークによる自己診断等について、当法人から 情報を提供することとなる業務委託先より報告を受け、業務委託先の情報セキュリティ対策を評価し、情報セキュリティ委員会及び内部統制委員会に報告した。 また、当法人から情報を提供することとなる委託調査研究等の選定先等候補者に対して、情報処理推進機構(IPA)の情報セキュリティベンチマークによる自己診断の提出を求め、情報管理に問題ない状況であることを確認した。	
3. 内部統制の - 層の強化に向けた体制強化 は、経営 大大は、経営 大大は、経営 大大に向いた (大大) (大大) (大大) (大大) (大大) (大大) (大大) (大大	とに向 一層の強化に向 が作成した「	内部 (1)「内部統制の基本方針」等に基づき、内部統制委員会やコンプライアンス委員会等を通じて法令遵守・受託者責任等の徹底を図った。投資原則・行動規範をはじめとする関係法令及び業務方針等の遵守徹底のため、これらを法人内ネットワーク上に掲載し、内部規程等の改正の都度、メール等により役職員に周知を行うとともに、役職員全員がポケットサイズの投資原則・行動規範を携行している。 と務けるの整に	(10) 内部統制等の体制の強化については、経営委員会が作成した内部 統制の基本方針等に基づき適切に行っている。また、「「独立行政法 人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について」(平成 26年11月28日総務省行政管理局長通知)に基づき業務方法書に 定めた事項については、業務方法書に基づき設置した内部統制委 員会により適切に実施した。さらに、法令遵守並びに慎重な専門家 としての注意義務及び忠実義務の遵守を徹底している。 運用受託機関等に対して、ガイドラインで法令遵守を求めると ともに、ミーティング等において遵守状況を確認している。内部統 制の保証報告書について、提出を求め、その保証内容を確認した。 以上により、所期の目標を達成していると考える。

	立行政法人の業	徹底を図るとと	者責任等の徹底	に定めた事項の運
	務の適正を確保	もに、投資原則・	を図るととも	用を確実に実施し
	するための体制	行動規範を遵守	に、投資原則・行	ているか。さらに、
	等の整備」につ	し、国民からよ	動規範を遵守	専門性の向上を図
	いて」(平成 26	り一層信頼され	し、国民から一	るとともに、責任
	年 11 月 28 日	る組織づくりを	層信頼される組	体制の明確化を図
	総務省行政管理	進める。そのた	織づくりを進め	り、年金積立金の
	局長通知)に基	め、他の民間金	る。	運用に関わる全て
	づき業務方法書	融機関等の例も		の者について、法
	に定めた事項の	参考にしつつ、	(2) 年金積立	令遵守並びに慎重
	運用を確実に図	経営委員会及び	金の管理及び運	な専門家としての
	ること。年金積	監査委員会並び	用に当たって	注意義務及び忠実
	立金の管理及び	に理事長を始め	は、専門性の向	義務の遵守を徹底
	運用に当たって	とした役職員の	上を図るととも	しているか。
	は、専門性の向	連携により、現	に、責任体制の	その際、運用受訊
	上を図るととも	行内部体制の点	明確化を図り、	機関等に対して、
	に、責任体制の	検を行い、早急	受託者責任(慎	関係法令等の遵守
	明確化を図り、	に必要な改善策	重な専門家の注	を徹底するようす
	年金積立金の運	を講ずる。	意義務及び忠実	めているか。
	用に関わる全て	年金積立金の	義務の遵守)を	
	の者について、	管理及び運用に	踏まえ、関係法	(11) 内部統制上
	法令遵守並びに	当たっては、専	令、中期目標、中	の課題を把握して
	慎重な専門家の	門性の向上を図	期計画及び第1	つ、国民の一層の
	注意義務及び忠	るとともに、責	の1に定める年	信頼を確保するよ
	実義務の遵守を	任体制の明確化	金積立金の管理	う、運用の多様化
	徹底すること。	を図り、慎重な	及び運用に関す	高度化に対応した
	また、内部統	専門家の注意義	る具体的な方針	リスク管理体制の
	制上の課題を把	務及び忠実義務	等の周知及び遵	一層の強化を行っ
	握しつつ、国民	を踏まえ、関係	守の徹底、役職	ているか。また、
	の一層の信頼を	法令、中期目標、	員への研修の実	法令等の遵守の確
	確保するよう、	中期計画及び第	施等を行う。	保等を的確に実施
	運用の多様化・	1の1に定める	また、運用受	するための法務体
	高度化に対応し	年金積立金の管	託機関等に対し	制・機能の拡充・
	たリスク管理体	理及び運用に関	て、ガバナンス	強化を含む内部総
	制や、法令等の	する具体的な方	体制及び利益相	制体制の一層の強
	遵守の確保等を	針等の周知及び	反の防止体制の	化を行っている
	的確に実施する	遵守の徹底を図	確立並びに関係	か。
	ための内部統制	る。また、運用受	法令等の遵守を	
	体制を一層強化	託機関等に対し	徹底するよう求	
	すること。	て、関係法令等	める。	
	さらに、法人	の遵守を徹底す		
	の業務が運用受	るよう求める。		
_			i	

託機関等との不 コンプライア

- (2) 内部統制については、「内部統制の基本方針」等に基づき以下のとおり 適切に行った。
 - ① 理事長、理事及び職員の職務の執行が法令に適合することを確保するための体制

法令等の遵守について、投資原則・行動規範をはじめとする関係法令 及び業務方針等の遵守徹底のため、これらを法人内ネットワーク上に 掲載し、内部規程等の改正の都度、メール等により役職員に周知を行う とともに、役職員全員がポケットサイズの投資原則・行動規範を携行し ている。

また、幹部職員及び法務に関する有識者である第三者で構成するコンプライアンス委員会を開催し、役職員の行動規範の遵守状況等の報告及びコンプライアンス推進施策の審議を行うとともに、被保険者の利益を最優先すること(受託者責任)について、国民から疑念を受けないよう、法令遵守等の徹底を図る観点から、役職員の服務規律の概要をとりまとめた「コンプライアンスハンドブック」の改訂(令和4年6月及び10月)を行い、これを周知し、役職員の意識の向上を図った。加えて、監査委員会において、役職員の行動規範の遵守状況について報告した。

1月をコンプライアンス強化月間とし、理事長によるコンプライアンスの遵守に関する訓示、コンプライアンスに関する事項をテーマとした部室内ディスカッション、コンプライアンスに関する e ラーニング研修を実施した。コンプライアンスに関する集合研修については、以下のとおり実施した。

- ア 多様なバックグラウンドをもつ職員が互いを尊重し協力し合い、 チームとしても最良のパフォーマンスを発揮するために必要なコミ ュニケーションの取り方等を学ぶことを目的とした研修
- イ 当法人の担当職員及び外部に設置する内部通報窓口を担当する弁 護士を講師とし、内部通報及び外部通報制度の理解を深め、制度の適 切な利用を促すことで、国民から信頼される組織作りに資すること を目的とした研修
- ウ 管理職以上の役職員のハラスメントに対する意識の向上を図ることで、ハラスメントを予防し、風通しの良い良好な就労環境の実現に 資することを目的とした研修
- エ 倫理規程を遵守することの重要性をあらためて認識し、意義や内

(11) 内部統制・危機管理に高い専門性を有する外部弁護士・法律事務 所のネットワークを構築したことなどにより、リスク管理や法令 遵守の確保等を的確に実施するための法務体制・機能の拡充・強化 を進めた。

以上により、所期の目標を達成していると考える。

適切な関係を疑	ンスの徹底を図	容についての理解をより深めることを目的とした研修
われることがな	り、法令遵守の	また、毎月「コンプライアンスメルマガ」、「コンプライアンス便り」
いよう、役職員	確保等を一層的	の配信を実施するとともに、コンプライアンスに関するポスターを適
の再就職に関し	確に実施できる	宜執務室内に張り替え掲示し、役職員のコンプライアンス意識の向上
適切な措置を講	よう、客観性及	を図る取組みを実施した。
ずること。	び専門性の高い	
	法律専門家等を	② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
	活用し、法務体	理事長を委員長とする運用リスク管理委員会(毎月1回)により、運
	制・機能の拡充・	用リスク (年金積立金の管理及び運用に伴う各種リスクの管理) の適切
	強化を進めると	な管理を行った。
	ともに、運用受	また、令和元年度に制定した業務リスク等管理規程等に則り理事長
	託機関等との不	を委員長とする内部統制委員会において、「業務実施の障害となるリス
	適切な関係を疑	クの識別、分析及び評価並びに当該リスクへの適切な対応を図るため
	われることがな	の事項」を議決、「顕在化した業務リスクの発生の原因、発生時の対応
	いよう、役職員	及び今後の改善策」を報告した。
	の再就職に関す	
	るルールの徹底	③ 理事長及び理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するた
	を図る。	めの体制
		役員及び幹部職員が出席する投資委員会及び経営企画会議により、
		重要事項に関する討議、情報の共有を図るなど、理事長のリーダーシッ
		プの下、法人の業務の有効性、効率性の確保に努めた。
		また、中期計画等を達成するため、あらかじめ年度計画の進捗状況に
		ついて月次で把握・評価することにより、問題点や課題を抽出し、事業
		運営の改善を図った。
		(3) 運用受託機関及び資産管理機関における関係法令等の遵守の徹底を図
		るため、ミーティング時及びリスク・資産管理の状況に係る報告を求め
		る際、次の措置を行った。
		① 契約及びガイドラインに定めた次の事項について、遵守の徹底を
		求めた。
		ア 運用手法、運用体制等
		イー資産管理の方法
		ウ 資産管理体制の変更についての事前連絡
		エ 重大な変更についての事前協議
		オー法令遵守体制の確立
		カー外部監査の導入等のコンプライアンスの徹底
		キリスク管理指標の管理目標値に沿った運用
		ク 売買執行等の事務処理におけるオペレーショナル・リスクへの
		配慮等のリスク管理
		ケ 株主利益の最大化を図るためのスチュワードシップ責任・株主
		議決権行使への取組

② コンプライアンスの遵守状況の確認として、次の事項について、 関係法令等の遵守が適切になされているかを確認した。 <運用受託機関> ア投資対象 イ 投資対象国 ウ 銘柄格付 エ 禁止取引 オ 利益相反行為の回避 カ 自社又は関連会社の有価証券への投資 キ 政策投資 ク クロス取引 ケ 最良執行に関する事項 コ 外部監査状況 サ 問題発生時の対応 シ 受託業務に係る内部統制の記述書及び保証報告書の項目等 なお、内部統制の保証報告書について、提出を求め、その保証内 容を確認した。 <資産管理機関> ア 実績・遵守状況・担当部署 イ 利益相反行為の回避 ウ 外部クロス取引 エ 内部監査状況 才 外部監査状況 カ 問題発生時の対応 キ 受託業務に係る内部統制の記述書及び保証報告書の項目等 なお、内部統制の保証報告書について、提出を求め、その保証内 容を確認した。 (4) 内部監査 内部統制の一層の充実強化を図る観点から、内部統制のPDCAサイ クルにおける独立したモニタリング機能を果たすため、内部統制体制等 の整備状況等に関する内部監査としてマニュアルの整備状況等の確認 を、法令遵守等に関する内部監査として契約及び収入・支出に関する事 務処理状況のほか、労働施策総合推進法に基づくパワーハラスメント防 止措置義務化に係る対応状況の確認を、業務実施の障害等となるリスク の管理に関する内部監査として顕在化した業務リスク等に係る対応状況 の確認を、その他の内部監査としてマネジャー・ストラクチャーに係る 方針策定、ベンチマークの選定に係る対応状況の確認及び超過収益管理 に伴う運用リスク管理に係る対応状況の確認を、法人文書に関する内部 監査として法人文書関連規程等遵守状況の確認を、広報等に関する内部 監査としてホームページ等での公開状況の確認を行うなど、業務の適切 かつ効率的な運営に資する内部監査を実施することができた。 ① 令和4年度の内部監査は、年度内部監査実施計画を策定し、定期内部

要素を2回及び存储セキュリティ内部監査を1回それでれ下表のとおり り実施した。 ② 内部監査機場については、無事及字へ報告を行い、報告後速やかに、 注入の適切が半筋が想の火地型の火地ででするためを卸底に対して内部型を溶 果を地知し、指導等事項のあった当該部署に対域の改善措件を使した。 また、格量の個企程においては入金体への容数指表報告を行った。 内部を原理が 物を原理が を回路 即本を用金 を回路 取る原理が を回路 取る原理が (フォロー転変を含む。) (フォロー転変を含む。) (スォロー転変を含む。) (スォロー転変を含む。) (スカー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
(2) 内部監査結果については、理手長等へ報告を行い、報告後達やかに、 法人の適切な事務処理の実施に行するため会部室に対して内部監査結果を通知し、指導等等域のあった当該神報に迅速攻要若指置を促した。 また、経言金剛会認においては人全体への監査結果報告を行った。 内部監査
接入の適切な事務処理の実施に費するため全部室に対して内部監査結果を加加し、指定事事項のあった。当該部等に迅速な政策指揮を使した。また、経営金剛会議に対いて持入全体への配益結果報告を行った。 対象制度 対象制度 対象制度
果を通知し、指導等専項のあった当該部署に迅速な改善指揮を促した。 また、経営金剛会議において沈人全体への配音結果報告を行った。 内部確立実施 対域原本 横 考
生た、経営企画金融において決人全体への監査結果報告を行った。 内部確立共産 対象部室 俊 考 林彦郎
内部能産支援権 対象部室 保
機能部
中国
一部
選用リスク管理部
R4.4 投資機略部 (第1回] 定期内部監査 (フォロー監査を含む。) (第1回] 定期内部監査 (フォロー監査を含む。) (フォロー監査を含む。) (フォロー監査を含む。) (フォロー監査を含む。) (フォロー監査を含む。) (フォロー監査を含む。) (フォロー監査を含む。) (フォロー監査を含む。) (第2回] 定期内部監査 (フォロー監査を含む。) (1第2回] (1第2回]
R4. 4 投資戦略部
R4.9 通用管理部 市場運用部 イレクナティブ投資室 インハウス運用室 送務室 経営委員会事務室 総務部 企画部 調査效理室 適用リスク管理室 情報管理部 不 市場運用部 イルタナティブ投資室 インハウス運用室 法務室 (フォロー監査を含む。) R5.3 1第2回】定期内部監査 (フォロー監査を含む。) 情報セキュリティ内部監査 インハウス運用室 法務室
R4.9 市場運用部
法務室 経営委員会事務室 総務部 企画部 調查数理室 運用リスク管理室 情報管理部 投資戦略部 運用管理部 市場運用部 オルタナティブ投資室 インハウス運用室 法務室 - 【第2回】定期内部監査 (フォロー監査を含む。) - 情報セキュリティ内部監査
 経営委員会事務室 総務部 企画部 調査数理室 運用リスク管理室 情報管理部 投資戦略部 R4. 10 で R5. 3 R4. 10 (フォロー監査を含む。) 情報セキュリティ内部監査 インハウス運用室 法務室
 監査委員会事務室 総務部 企画部 調査数理室 運用リスク管理室 情報管理部 投資戦略部 運用管理部 市場運用部 オルタナティブ投資室 インハウス運用室 法務室
 総務部
企画部 調査数理室 運用リスク管理室 情報管理部 投資戦略部 運用管理部 市場運用部 オルタナティブ投資室 インハウス運用室 法務室 - 【第2回】定期内部監査 (フォロー監査を含む。) ・情報セキュリティ内部監査
R4.10 では、
R4.10 投資戦略部 で 世界管理部 で 市場運用部 オルタナティブ投資室 ・情報セキュリティ内部監査 インハウス運用室 法務室
R4. 10 投資戦略部 R5. 3 ・【第2回】定期内部監査 (フォロー監査を含む。) 市場運用部 オルタナティブ投資室 インハウス運用室 法務室
R4. 10 投資戦略部 で 運用管理部 市場運用部 オルタナティブ投資室 インハウス運用室 法務室 ・【第2回】定期内部監査 ・情報セキュリティ内部監査
R4. 10 運用管理部 ・【第2回】定期内部監査 でフォロー監査を含む。) ・情報セキュリティ内部監査 インハウス運用室 法務室
R5.3 運用管理部 市場運用部 オルタナティブ投資室 インハウス運用室 法務室 (フォロー監査を含む。) ・情報セキュリティ内部監査
R5.3 市場運用部 ・情報セキュリティ内部監査 インハウス運用室 法務室 ・ 情報セキュリティ内部監査 ・ 情報セキュリティ内部に対象 ・ 情報を表現 ・ 情報セキュリティ内部監査 ・ 情報セキュリティ内部監査 ・ 情報セキュリティ内部監査 ・ 情報セキュリティ内部監査 ・ 情報セキュリティ内部監査 ・ 情報セキュリティ内部監査 ・ 情報セキュリティ内部に対象 ・ 情報セキュリティー内部に対象 ・ 情報セキュリティー内部に対象 ・ 情報セキュリティー内部に対象 ・ 情報セキュリティー内部に対象 ・ 情報・・ 情報・・ 情報・・ 情報・・ 情報・・ 情報・・ 情報・・
オルタナティブ投資室 インハウス運用室 法務室
法務室
経営委員会事務室
監査委員会事務室
監査室
③ 年度内部監査実施計画の策定時や内部監査結果報告時等、内部監査実
施の各段階において、監査委員会と緊密な連携を行った。
(5)監査委員会監査
① 監査委員会による監査については、2021 年度監査委員会監査計画(令

和3年6月24日通知)、	2022 年度監査委員会監査計画	(令和4年6月
23 日通知) に基づき、	下表のとおり実施した。	

左 日	社 鱼如宁竺	字坛内宏符
年 月	対象部室等	実施内容等
R4.6	総務部	令和3年度決算(会計)監査
R4. 6	理事長	令和3年度監査報告(内部統制を含
K4. 0		t.)
		経営委員長、経営委員、理事長、理事及
	経営委員	び監査対象部室等(審議役、総務部、企
R5. 1	(監査委員	画部、調査数理室、運用リスク管理室、
κο. 1 ~	を除く)、理	情報管理部、投資戦略部、運用管理部、
R5. 5	事長、理事	市場運用部、オルタナティブ投資室、イ
кэ. э	及び監査対	ンハウス運用室、法務室、シニアITア
	象部室等	ドバイザー) に対する業務監査(各部室
		長へのヒアリング等)
		理事長・理事との面談、投資委員会、経
		営企画会議その他重要会議への出席、
通年	全部室	経営委員会への出席、各種会議資料・決
		裁文書等監査委員会回付資料等の閲覧
		及び説明聴取等

- ② 令和4年度における監査委員会監査の充実・強化の取組実績
- ア 令和4年度の監査委員会監査計画を作成して経営委員長及び理事 長に通知するとともに、経営委員会及び経営企画会議でその内容を 説明することで、監査委員会監査の問題意識や主眼点を役職員に周 知した。
- イ 四半期ごとに監査委員会の活動状況を経営委員会に報告した。
- ウ 会計監査人及び監査室と随時会合を持つなど緊密な連携を保ちつつ、財務及び非財務情報に係る信頼性を確保するため、監査委員会、会計監査人及び監査室で組織する「三様監査会議」を開催した。
- エ 経営委員会への出席、理事長及び理事を含む執行部との面談及び 随時の調査等に加えて、執行部が主催する経営企画会議、投資委員 会、契約審査会等の重要な会議・委員会に出席し、必要に応じて監査 委員として意見表明を行うことなどによって、不正・不祥事の未然防止、意思決定の合理性・透明性の確保、業務運営の改善といった予防 的観点に加えて、自律的PDCAサイクルが機能しているかという 観点から日常的に監査・監視を実施した。
- オ 監査委員会監査を (a) 業務運営の適正性・効率性、内部統制状況を確認・検証する「業務監査」、(b) 財務報告の信頼性を確保する「会計監査」、(c) 監査委員会による監査が定められた事項や法人の講ずべき措置の実施状況を検証する「重点事項監査」に分類し、「監査委員会による監査及び監視の実施に関する規程」に基づき監査を実施した。

	(6)会計監査人の監査 会計監査人による監査については、令和3年度の決算に係る会計監査 及び令和4年度の会計監査(期中監査)が、下表のとおり実施された。 また、令和3年度の決算に係る監査報告書については、6月開催の監査 委員会及び経営委員会に報告した。
	年 月 実施内容等 R4. 4~5 令和 3年度の会計監査 (期中監査) R4. 5~6 令和 3年度の会計監査 (期末監査) R4. 6 令和 3年度の「独立監査人の監査報告書」受領 R4. 11 ~ R5. 3 令和 4年度の会計監査 (期中監査)
	(7) 第三者による情報セキュリティ対策に関するマネジメント監査 情報セキュリティ対策に関するマネジメント監査については、外部有 識者により選定された外部監査人(令和2年度から令和6年度の複数年 契約)により、下表のとおり実施した。今年度においては、令和2年度に 実施したリスク分析・評価に基づき、策定した中期計画に沿って本監査を 実施した。 なお、監査結果については、10月19日にCISOへ、10月20日に理事 長へ報告した。
	年 月 実施内容等 R4.8 令和4年度の監査実施計画の承認
	 ・基幹システムの開発、運用、保守のシステム管理業務のマネジメント監査(情報管理部) ・基幹システムの情報資産の利用に関する情報セキュリティ対策のマネジメント監査(企画部、投資戦略部、運用管理部、市場運用部、オルタナティブ投資室、法務室) ・RPA/EUC の導入・利用に関する情報セキュリティ対策のマネジメント監査(情報管理部)
	R4. 10 報告書作成 R4. 10 監査報告会
(3) コンプラ イアンス・オフ ィサーや法務室	(8) 法務室は、法務リスクに適切に対応するための外部弁護士ネットワーク の活用を含めた内部統制体制を整備し、コンプライアンス・オフィサーが 運用受託機関等に対するガイドライン等の審査を行う体制を整備し的確

	然 犬. 近. 田 l l l l		に生作している	
	等を活用し、リースなの数理の対		に実施している。	
	スクの管理や法		また、当法人の担当職員及び外部に設置する内部通報窓口を担当する	
	令遵守の確保等		弁護士を講師とした通報制度に関する研修会を実施し、制度の適切な利用の選択を表現した。	
	を的確に実施す		用促進に取り組んだほか、外部弁護士を講師とした管理職向けハラスメ	
	る。内部通報・外		ント研修を実施し、ハラスメントの予防に取り組んだ。	
	部通報やハラス		内部通報・外部通報については、法務室の専門的知見を活用しつつ、適	
	メントに関する		切に取り扱った。	
	相談等について		外部に設置する内部通報窓口を担当する弁護士より、コンプライアン	
	適切に取り扱		ス等の進んだ知見の収集を行った。	
	う。また、内部統			
	制やコンプライ			
	アンスに関する			
	進んだ知見の収			
	集を行う。			
	(4)運用受託	(12) 法人の業務	 (9)金融事業者へ再就職をした元役員から、法律で義務付けられている離職	(12) 金融事業者へ再就職をした元役員から、適切に再就職の届出を受
	 機関等との不適	が運用受託機関等	後2年間の再就職の届出を受けたことから、速やかに経営委員会に報告	け、速やかに経営委員会に報告していることから、所期の目標を達
	切な関係を疑わ	との不適切な関係	した。	成していると考える。
	れることがない	を疑われることが		
	 よう、役職員の	ないよう、役職員		
	- 再就職に関する	の再就職に関し適		
	ルールの徹底を	切な措置を講じて		
	図る。	いるか。		
第3 2. 国民 第1 2. 国民	第1 2. 国民	(13)平成29年10	第1 2. 国民から一層信頼される組織体制の確立及び業務運営の透明性の	(13) ガバナンス改革の趣旨を踏まえ、経営委員会、監査委員会、理事
から一層信頼さから一層信頼さ	から一層信頼さ	月のガバナンス改	確保	長等が適切に役割を分担するとともに、相互に連携を図りながら
れる組織体制のれる組織体制の	れる組織体制の	革の趣旨を踏ま	経営委員会は、令和4年度に13回開催し、年度計画、業務概況書等の重要	運営しており、所期の目標を達成していると考える。
確立 確立及び業務運	確立及び業務運	え、意思決定・監	事項の議決を行い、議決により定めた方針等に沿って、理事長をはじめとした	
平成 28 年の 営の透明性の確	営の透明性の確	督を担う経営委員	役職員が与えられた裁量権限と責任の下で専門性を発揮し、適切に業務を執	
法改正により、保	保	会、監査等を担う	行するよう、役員の職務の執行の監督等の業務を行った。	
平成29年10月 経営委員会	経営委員会	監査委員会及び執	【経営委員会開催実績】	
から、法人に経しは、管理運用法	は、管理運用法	行を担う理事長等	第67回 令和4年4月21日	
営委員会と監査 人の重要事項に	人の重要事項に	が適切に役割分担	第68回 令和4年5月27日	
委員会が設置さ ついて議決し、	ついて議決し、	及び連携を図るこ	第69回 令和4年6月10日	
れるなど、以下 その方針に沿っ	その方針に沿っ	とにより、自律的	第70回 令和4年6月27日	
のようなガバナ て、理事長を始	て、理事長をは	な PDCA サイクル	第71回 令和4年7月14日	
ンス改革が講じめとした役職員	じめとした役職	を一層機能させ、	第72回 令和4年9月5日	
られた。が与えられた裁	員が与えられた	国民から一層信頼	第73回 令和4年10月11日	
経営委員会 量権限と責任の	裁量権限と責任	される組織体制の	第74回 令和4年11月8日	
は、法人の重要 下で専門性を発	の下で専門性を	確立に努めている	第75回 令和4年12月12日	
事項について議 揮し、適切に業	発揮し、適切に	カル。	第76回 令和5年1月16日	
決し、その方針 務を執行するよ	業務を執行する		第77回 令和5年2月21日	
に沿って、理事しう、役員の職務	よう、役員の職		第78回 令和5年3月6日	

1000000000000000000000000000000000000	の執行の監督等	数の執行の監叔	<u> </u>	第7.0回 △和 .5 年 2 日 20 □	
長及び管理運用	の執行の監督等	務の執行の監督		第79回 令和5年3月30日	
業務担当理事等	の業務を行う。	等の業務を行		監査委員会は、令和4年度に15回開催し、監査委員会の運営に関する事項	
の役職員が与え		う。監査委員会		及び管理運用法人内における課題等について審議や議決を行ったほか、コン	
	コンプライアン			プライアンスの確保、業務執行の手続きの適正性及びリスク管理等の観点か	
	スの徹底、業務			ら、経営委員並びに理事長及び理事を始めとする執行部門の各部及び室に対	
	執行の手続の適			する業務監査等を経営委員会と必要な連携をとって行った。	
	正性及びリスク			【監査委員会開催実績】	
務を執行するよ				第78回 令和4年4月18日	
う、役員の職務				第79回 令和4年5月23日	
の執行の監督等		委員会と必要な		第80回 令和4年6月8日	
の業務を行う。	監査等を行うと	連携をとって監		第81回 令和4年6月23日	
監査委員会は、		査等を行うとと		第82回 令和4年7月12日	
コンプライアン	応じて経営委員			第83回 令和4年8月1日	
	会に対して意見			第84回 令和4年8月29日	
執行の手続の適	_	に対して意見を		第85回 令和4年9月12日	
正性及びリスク				第86回 令和4年10月6日	
管理等の観点か	は、合議制の経	また、理事長		第87回 令和4年11月14日	
ら、経営委員会	営委員会の一員	は、合議制の経		第88回 令和4年12月7日	
と必要な連携を	として意思決定	営委員会の一員		第89回 令和5年1月11日	
とって監査等を	に参加するとと	として意思決定		第90回 令和5年2月16日	
行う。また、理事	もに、管理運用	に参加するとと		第91回 令和5年3月1日	
長は、合議制の	法人を代表し経	もに、管理運用		第92回 令和5年3月28日	
経営委員会の一	営委員会の定め	法人を代表し経		また、理事長は、合議制の経営委員会の一員として意思決定に参加するとと	
員として意思決	るところに従っ	営委員会の定め		もに、管理運用法人を代表し経営委員会の定めるところに従って管理運用法	
定に参加すると	て管理運用法人	るところに従っ		人の業務を総理した。	
ともに、法人を	の業務を総理す	て管理運用法人		管理運用業務担当理事は、経営委員会の定めるところにより、経営委員会の	
代表し経営委員	る。管理運用業	の業務を総理す		会議に出席し、管理運用業務に関する意見を述べた。	
会の定めるとこ	務担当理事は、	る。管理運用業		このように、意思決定・監督を担う経営委員会、監査等を担う監査委員会及	
ろに従って法人	経営委員会の定	務担当理事は、		び執行を担う理事長等が、適切にそれぞれの役割を分担し、また相互に密接な	
の業務を総理す	めるところによ	経営委員会の定		連携を図ることにより、自律的なPDCAサイクルを機能させ、国民から一層	
る。管理運用業	り、経営委員会	めるところによ	(14) 経営委員会	信頼される組織体制の確立に努めた。	(14) ガバナンス改革の趣旨に沿って、より一層透明性の向上を図るた
務担当理事は、	の会議に出席	り、経営委員会	の判断事例の蓄積	また、ガバナンス改革の趣旨に沿って、より一層透明性の向上を図るため、	め、経営委員会において、令和4年度に開催した経営委員会の議決
経営委員会の定	し、管理運用業	の会議に出席	を活用して、ガバ	第79回経営委員会(令和5年3月30日開催)において、令和4年度に開催	事項のうち原則的な考え方等があると判断される新たな議決事項
めるところによ	務に関し意見を	し、管理運用業	ナンス改革の趣旨	した経営委員会の議決事項のうち原則的な考え方等があると判断される新た	については、該当がなかったことを確認しており、所期の目標
り、経営委員会	述べることがで	務に関し意見を	に沿った組織体制	な議決事項については、該当がなかったことを報告した。	を達成していると考える。
の会議に出席	きる。	述べることがで	の確立・定着に向	職員現況調査(記述式)を基に、職員面談を実施し、業務運営への積極的な	
し、管理運用業	このように、	きる。	けた取組を行って	関与を促すため、業務運営に係る意見等を聴取した。	
務に関し意見を	意思決定・監督	このように、	いるか。	また、人事評価(能力評価)において、積極性(業務改善提案等の取組)を	
述べることがで	を担う経営委員	意思決定・監督		評価項目としており、職員の能動的な業務関与を促すこととしている。	
きる。	会、監査等を担	を担う経営委員	(15) 役職員の業		(15) 職員面談を実施し、業務運営への積極的な関与を促すため、業務
引き続き、こ	う監査委員会及	会、監査等を担	務運営への積極的		運営に係る意見等を聴取した。また、人事評価(能力評価)におい
のガバナンス改	び執行を担う理	う監査委員会及	な関与を促進する		て、積極性(業務改善提案等の取組)を評価項目とし、職員の能動
革の趣旨を踏ま	事長等が、適切	び執行を担う理	ため、役職員意識		的な業務関与を促すこととしていることから、所期の目標を達成
-					

え、意思決定・監	に役割分担及び	事長等が、適切	調査を年1回実施		していると考える。
督を担う経営委		に役割分担及び	し、改善を図るよ		0000000
		連携を図ること	うな仕組みを検		
			計・構築を行って		
		なPDCAサイ			
理事長等が、適		クルを十分機能			
切に役割分担及		させ、国民から			
とにより、自律		組織体制の確立			
的なPDCAサ					
		経営委員会の判			
能させ、国民か					
	委員会の議決事				
		委員会の議決事			
		項を整理し、規			
と。	ガバナンス改革	程化するなど、			
		ガバナンス改革			
会の判断事例の	て、透明性向上	の趣旨に沿っ			
蓄積を活用し	に資する一層の	て、透明性向上			
て、法人におい	取組を強化す	に資する一層の			
てガバナンス改	る。	取組を強化す			
革の趣旨に沿っ	役職員の業務	る。			
た組織体制の確	運営への積極的	役職員の業務			
立・定着に向け	な関与を促進す	運営への積極的			
た取組を行うこ	るため、役職員	な関与を促進す			
と。	意識調査を年1	るため、役職員			
	回実施し、改善	意識調査を少な			
	を図るような仕	くとも年1回実			
	組みを検討・構	施する。			
	築する。				
4. 監査委員会	4. 監査委員会	4. 監査委員会	(16) 監査委員会	4. 監査委員会の機能強化等によるガバナンス強化	 (16) 監査委員会は、法人の業務の監査及び経営委員会が定めるところ
			の職務の執行のた	(1)監査委員会は、運用の高度化、多様化を進める中での内部統制の状況や	による管理運用業務の監視を行うために、会計監査人及び監査室
			めに必要な体制を	法務機能の活用状況等について、経営委員会への出席、理事長及び理事を	との連携強化等を図りつつ、重要な会議への出席や面談及び随時
強化	強化	 強化	整備するととも	含む執行部との面談及び随時の調査等に加えて、執行部が主催する経営	の調査等により監査等を行った。加えて、監査委員会が監査等のた
監査委員会			に、基本的方針に	企画会議及び投資委員会等の重要な会議・委員会への陪席等によって監	めに実施した活動の状況等を四半期又は随時に経営委員会に報告
			基づき、監査委員	視し、その実効性を検証した。	することにより、経営委員会との情報の共有の迅速化を図り、業務
の監査を行うと			会の機能強化等を		運営の効率化に資するなど、ガバナンス強化の実効性を向上させ
ともに、経営委	体制強化	監視を行う。	行う等実効性を向		ており、所期の目標を達成していると考える。
員会の定めると	管理運用法人		上させているか。		
ころにより管理	は、監査委員会	スの骨格をなす			
運用業務の実施	を補佐する体制	内部諸規定の施			
状況の監視を行	を強化するとと	行状況及び拡			

				1
う。また、監査委	もに、監査委員	充・強化した法		
員は、役員が不	会による監査に	務機能の運営状		
正の行為を行っ	必要な費用を手	況について、そ		
たと認める場合	当てするなど、	の実効性を検証		
等には、その旨	監査委員会がそ	する。また、その		
を理事長、経営	の役割を十分に	結果や管理運用		
委員会及び厚生	発揮できるよう	法人の置かれた		
労働大臣に報告	な環境の整備・	状況などを踏ま		
する義務等を負	改善を図る。	え、必要に応じ		
っている。この		て、更なるガバ		
ような監査委員	(2) 監査及び	ナンス強化に資		
会の職務等の重	監視の方針	する提言・提案		
要性に鑑み、法	監査委員会	を行う。		
及びその他関係	は、監査委員会			
法令に基づき、	規程、監査委員	(2) テレワー	(2) 監査委員会は、テレワークの導入の目的である、柔軟な働き方に配慮し	
監査委員会の職	会による監査及	クによる業務運	た時間の有効活用による生産性の向上や業務の効率化の向上について、	
務の執行のため	び監視の実施に	営の状況につい	業務監査を通じて検証し、各部署の業務特性に応じた生産性の向上や業	
に必要な体制を	関する規程並び	て、その導入目	務の効率化の向上が促進されていることを確認した。	
整備するととも	に内部統制に関	的の達成の観点		
に、基本的方針	する監査委員会	から検証する。		
に基づき、監査	監査実施基準を			
委員会の機能強	監査の方針とし	(3) 監査委員	(3) 監査委員会は、契約審査会や投資委員会に陪席し、そこで審議される調	
化等を行う等実	て位置付け、こ	が契約審査会や	達方法、概算所要額、契約内容、契約先の選定プロセス等について意見を	
効性を向上させ	れらの方針に基	投資委員会に陪	述べることで、管理運用法人の契約関係の公正性を確認した。また、監査	
ること。	づき管理運用法	席することによ	委員会は、外部有識者と構成する契約監視委員会を2回開催し、調達手続	
	人の業務の監査	り、管理運用法	等の改善の取組みや契約審査会審議案件に係る契約手続の進捗状況など	
	及び監視を行	人の契約関係の	についての報告を受け、それに対して事務手続の確認や調達の参加者を	
	う。	公正性を確認す	増やし競争性を高めるための方策などについての議論を行うことで、管	
		るとともに、監	理運用法人の契約関係の公正性確保に係る検証及び改善策の検討を行っ	
	画期間中の状況		た。	
	変化に対応し、	有識者を含む契		
	適切な監査を実			
	施するために方			
		管理運用法人の		
	る。	契約関係の公正		
		性確保に係る検		
		証及び改善策の		
		検討を行う。		
	基づく監査の実			
	施	(4)監査委員	(4)監査委員会は、会計監査人候補者を選定するために、現会計監査人につ	
		会が、会計監査	いて、会計監査人としての適性を審査した。会計監査人及び監査室と随時	
	は、各年度の業		意見交換や情報交換を行い、また、監査室に対しては、管理運用法人を取	
	務監査や会計監	を行うととも	り巻く環境を踏まえた監査項目の実施を要望し、当該監査項目が内部監	

本の仕用に甘る) 大利野木 [オリエンスに味をしなかとしてもい (4の野木松田)の古様と 豆み(1)	
査の結果に基づ		査計画に反映され実施されるなど、他の監査機関との連携を一層強化して監査及び監視の実施性も言いるなど、他の監査機関との連携を一層強化し	
き当該年度の監		て監査及び監視の実効性を高めるための取組みを行った。	
査報告を作成す			
年度の監査方針			
として監査計画	める。		
を策定して経営			
委員会及び執行			
部(以下「監査対			
象」という。)に			
示し、当該計画			
に沿った監査を			
実施する。			
監査委員会			
は、各年度の業			
務監査及び会計			
監査の結果を監			
査対象にフィー			
ドバックするな			
ど、監査対象と			
のコミュニケー			
ションを図るこ			
と、監査室その			
他内部統制機能			
を所管する部署			
と緊密な連携を			
保つこと、加え			
て、監査委員向			
けの研修や連絡			
会議に参加する			
こと等によっ			
て、そこから得			
られた情報・知			
見を監査の実施			
に反映するな			
ど、監査のPD			
CAサイクルを			
回すことによっ			
て監査の実効性			
を向上させる。			
(4) 内部諸規			
定に基づく業務			

	運営の点検				
	監査委員会				
	は、業務運営が				
	内部諸規定に基				
	づき行われてい				
	るか、業務監査				
	を通じて確認す				
	るとともに、必				
	要があると認め				
	るときは、経営				
	委員会若しくは				
	理事長又は厚生				
	労働大臣に対し				
	て意見を提出す				
	る。				
5. 情報セキュ	5. 情報セキュ	5. 情報セキュ	(17) 情報セキュ	5. 情報セキュリティ対策	 (17) 情報セキュリティ対策の実効性を高めるため、人的対策として
リティ対策	リティ対策	リティ対策	リティ管理規程に	①法人のネットワークシステムにCASB (Cloud Access Security	
情報セキュリ	情報セキュリ	情報セキュリ	基づく情報セキュ	Broker: クラウド監視サービス)を令和3年3月に構築・導入し、役職員の	対策として、標的型メール訓練を昨年に引き続き実施した(合計
ティ管理規程に		ティ管理規程に	リティ対策を厳格	クラウドサービス利用のモニタリングを継続的に実施した。	回)。その内2回は事前に予告し、セキュリティインシデントの
基づく情報セキ					告に重点を置いたものを行っている。また、自己点検を実施し、
ユリティ対策を	ユリティ対策を	ユリティ対策を	に、法人における	②情報セキュリティを含む情報リテラシー確保のための役職員への教育・	べての役職員が情報セキュリティ関係規程類に準拠した運用を
厳格に実施する				訓練及び自己点検	っているか否かについて点検した結果、99.6%が遵守できている
とともに、法人				情報セキュリティに係わる最新の状況をテーマにeラーニングを実施し	とを確認している。
			価し、当該対策が	た。	法人における情報セキュリティ対策の有効性に関する客観的
			十分に機能してい		
			ることを日常的に	に実施、理解させることにより職員全体の情報セキュリティ意識の維持を	に関するマネジメント監査を実施。その結果、主にリスク分析に
			確認しているか。	効果的に行うことができた。	眼を置いて実施されたが、基幹システムのリスク分析において特
					の指摘等は発見されなかった。
	機能しているこ		員のみならず法人	回実施した。	運用受託機関等のセキュリティ評価に関する規程等に基づき
的に確認するこ			の外部の運用受託		担当部門は委託業者における対策の履行状況を確認した。年度末
٤.	的に行う。	的に行う。	機関等の関係機関	て、添付ファイル等開封者及び初動対応に不備があった者に対する再訓練	むけては、運用受託機関等から入手した情報セキュリティ対策べ
			における情報管理		チマークによる自己評価結果等に基づき年度の評価作業を行った
	クラウド・バイ・			ため、新たにセキュリティインシデントの報告に重点を置いた訓練も追加	令和4年7月より、情報セキュリティの専門的知見を有する
	デフォルトの原		人が自ら評価して		援業者を調達し、セキュリティ人材の不足を補うとともに、民間
		Broker:クラウ			知見を活用したセキュリティ対策に取り組んだ。
	ウドサービス利			③運用受託機関等における情報管理体制の有効性について法人が自ら評価	
	用時における情			する仕組みの構築	
勢の有効性を法	報セキュリティ	り、クラウドサ		・各担当部門においては、「運用受託機関等における情報セキュリティ対策	
人が自ら評価す	対策の高度化を	ービスの評価及		実施細則」等に沿って運用受託機関等より入手した情報セキュリティ対策	〈課題と対応〉
ること。	行う。	び利用状況に関		ベンチマークによる自己診断結果やヒアリング等に基づき運用受託機関	○運用の多様化・高度化を支える人材の確保等
		する可視化を行		等(延べ202社)に対するセキュリティ管理体制等の年度の評価作業を行	今中期目標期間においては、資産全体での複合ベンチマーク収益
	田法人の役職員	│ │い、引き続き情		った。	│ の確保、運用の多様化・高度化、スチュワードシップ活動及びESG

のみならず管理	報セキュリティ	・その結果、契約を継続するに際して情報セキュリティ管理体制上問題のあ	考慮した投資等、新たに示された目標に対応するための取組を数多く
運用法人の外部		る運用受託機関等は該当がないことを確認した。	考慮した投資等、利にに小された日標に対応するための取組を数多く 検討・実行してきた。
運用伝入の外部の運用受託機関	対象を行う。 また、運用受	る是用又品域因ずは吹ヨハサイホ∀゚⊆ C を推診し/こ。	(検討・美打してさた。 これらの成果もあって、運用資産は令和4年度末に 200 兆円に達し
等の関係機関に	また、連用文 託機関等に求め	④令和4年7月より、情報セキュリティの専門的知見を有する支援業者を	
おける情報管理		調達し、セキュリティ人材の不足を補うとともに、民間の知見を活用したセ	
態勢の有効性の		神足し、ヒイユリアイ人材の不足を備りこともに、氏順の知兄を招用したと キュリティ対策に取り組んだ。	(I-2の「課題と対応」参照)に加え、組織や人員体制の整備が必要
評価を徹底す	マークによる自	イエックイ対象に取り組んだ。	(T 20 麻腐と対応」参照)に加え、組織へ八貝体制の整備が必要 不可欠となっている。
一 一 一 で 1 版 点 9	己診断等につい		当法人は喫緊の課題に対応すべく、これまでも高度専門人材(運用専
√ 0°	て、その結果を		門職)を中心に採用を進めてきた。また、令和4年度は、組織・給与規
	評価し、情報セ		程の見直しに加え、当法人としては初めてとなる新卒採用に向けた準
	キュリティ委員		構にも着手した。
	会及び内部統制		こう有子した。
	委員会に報告す		今後も継続すると見込まれることから、引き続き、中長期的な観点から
	安貞云に飛らり		組織のサステナビリティを考慮した人材の確保・育成・定着、マネジメ
	」 ^{つ。} 」 さらに、運用		粒臓のリスノアとリアイを与慮した人材の確保・自成・足有、マネング ントの強化に取り組んでいく必要がある。
	受託機関等の候		▼ 1 ×2 J本 L1C-4人 2 / PL1/U C V · \ 2 / 安 // 3 / 3 5 5 5 5 5 5 5 5 5
	補者に対して		
	も、情報セキュ		
	リティベンチマ		
	一クによる自己		
	診断等を求め、		
	その結果を選定		
	における評価の		
	要素とする。		
	これらの取組		
	を推進するた		
	め、専門的な知		
	見を有する業務		
	支援事業者を活		
	用するととも		
	に、情報セキュ		
	リティ専門人材		
	の育成・採用に		
	努める。		
6. 施設及び設	6. 施設及び設	6. 施設及び設備に関する計画	
備に関する計画	備に関する計画	なし	
なし	なし		
5. 5			
 7. 中期目標期	 7. 中期目標期	 7. 中期目標期間を超える債務負担	
	間を超える債務	調達する業務の特性を踏まえ、中期目標期間を超える債務負担行為を行う	
負担	負担	ことの必要性及び適切性を勘案し、合理的と判断される調達について、契約審	
中期目標期間	中期目標期間	査会の審議を経て、中期目標期間を超える債務負担を実施したところである。	
中州日倧州间	下別日际別間	五云ツ笛峨で柱し、中知日际効則を起んる頂筋貝担を美地したところじめる。	

を超える債務負	を超える債務負	
担については、	担については、	
管理及び運用業	管理及び運用業	
務を効率的に実	務を効率的に実	
施するために、	施するために、	
当該債務負担行	当該債務負担行	
為の必要性及び	為の必要性及び	
適切性を勘案	適切性を勘案	
し、合理的と判し	し、合理的と判	
断されるものに	断されるものに	
ついて行う。	ついて行う。	